

令和6年第3回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 9月10日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○副議長選挙	7
○館林地区消防組合議会議員の選挙	8
○諸般の報告	9
○町長挨拶	9
○報告第 4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	19
○議案第30号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	20
○議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例について	21
○議案第32号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
○議案第33号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
○議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	24
○議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	24
○認定第 1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	25
○認定第 2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	25

○認定第 3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	25
○認定第 4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	25
○認定第 5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	25
○発議第 3号 板倉町議会議員政治倫理条例の制定について	27
○動議の提出	33
○散会の宣告	34
散 会 (午後 0時01分)	34

第2日 9月11日(水曜日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した者の職氏名	36
開 議 (午前 9時00分)	37
○開議の宣告	37
○諸般の報告	37
○一般質問	37
森田 義昭 議員	37
青木 秀夫 議員	51
藪之本 佳奈子 議員	65
亀井 伝吉 議員	80
○議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	91
○議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	91
○散会の宣告	92
散 会 (午後 2時22分)	92

第11日 9月20日(金曜日)

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	93
○出席議員	93
○欠席議員	93
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
○職務のため出席した者の職氏名	94
開 議 (午前 9時00分)	95

○開議の宣告	9 5
○諸般の報告	9 5
○認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	9 5
○認定第2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9 5
○認定第3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9 5
○認定第4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9 5
○認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9 5
○報告 事務事業評価結果について	9 6
○閉会中の継続調査、審査について	9 6
○町長挨拶	9 7
○閉会の宣告	1 0 1
閉 会 (午前 9時33分)	1 0 1

板倉町告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和6年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月6日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 令和6年9月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	須 藤	稔	議 員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員
3 番	尾 澤	将 樹	議 員	4 番	青 木	文 雄	議 員
6 番	森 田	義 昭	議 員	7 番	亀 井	伝 吉	議 員
8 番	荒 井	英 世	議 員	9 番	延 山	宗 一	議 員
1 0 番	市 川	初 江	議 員	1 1 番	青 木	秀 夫	議 員
1 2 番	小 林	武 雄	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和6年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 副議長選挙
日程第 4 館林地区消防組合議会議員の選挙
日程第 5 報告第 4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6 議案第30号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第32号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第33号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第11 議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第12 認定第 1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第 2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第 3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 発議第 3号 板倉町議会議員政治倫理条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
6番	森田義昭	議員	7番	亀井伝吉	議員
8番	荒井英世	議員	9番	延山宗一	議員
10番	市川初江	議員	11番	青木秀夫	議員

12番 小林武雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
赤坂	文弘	教	育 長
伊藤	良昭	総	務 課 長
橋本	貴弘	企	画 財 政 課 長
栗原	正明	税	務 課 長
佐山	秀喜	住	民 環 境 課 長
新井	智	福	祉 課 長
玉水	美由紀	健	康 介 護 課 長
福知	光徳	産	業 振 興 課 長
塩田	修一	都	市 建 設 課 長
石川	由利子	会	計 管 理 者
小野寺	雅明	教	育 委 員 会 長 事 務 局
福知	光徳	農	業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛史	事	務 局 長
小野田	裕之	庶	務 議 事 係 長
本田	明子	行	政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第94号をもって招集されました令和6年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告をいたします。

令和6年8月28日、小野田富康議員から令和6年8月31日をもって議員辞職したい旨の辞職願の提出がありました。

令和6年8月31日、議員辞職を許可しましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、陳情4件が提出されております。

なお、陳情4件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件2件、報告1件、条例の一部改正議案4件、補正予算議案2件、決算認定5件、議員発議1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 尾 澤 将 樹 議員

6番 森 田 義 昭 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月23日及び本日9月10日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告

申し上げます。

本件につきましては、8月23日及び本日9月10日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月10日から20日までの11日間と決定をいたしました。

議事日程ですが、本会議初日の本日は、最初に副議長選挙及び館林地区消防組合議会議員選挙を行います。次に、報告第4号について、提案者からの報告を受けます。次に、議案第30号から議案第33号について、提案者からの提案理由の説明の後、審議決定をいたします。次に、議案第34号、議案第35号の令和6年度補正予算関係2議案について、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託をいたします。次に、認定第1号から認定第5号の令和5年度の決算認定5議案について、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会へ付託をいたします。最後に、発議第3号について、提案者からの提案理由の説明の後、審議決定し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査及び委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

2日目の9月7日は、4名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係2議案について委員長から審査結果の報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

3日目の9月12日、第4日目の13日、休日を挟み第8日目の17日、第9日目の18日の4日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託された令和5年度の決算認定5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる9月18日には、決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第10日目の9月19日は、休会をいたします。

最終日となる第11日目の9月20日は、予算決算常任委員会へ付託した令和5年度決算認定5議案について、委員長から審査結果の報告の後、審議決定をいたします。次に、8月23日に予算決算常任委員会で実施した事務事業評価の評価結果について、委員長からの報告を行います。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

失礼いたします。訂正があります。「第2日目の9月7日」と言いましたが、「9月11日は」ということでございます。訂正をし、おわび申し上げます。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日9月10日から20日までの11日間と決定いたしました。

ここで執行部の皆様申し上げます。これからの議事日程については、議会構成に関する人事案件でありますので、しばらくの間退場をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○小林武雄議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時08分）

再 開 (午前 9時14分)

○小林武雄議長 再開します。

○副議長選挙

○小林武雄議長 日程第3、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○小林武雄議長 ただいまの出席議員数は11名であります。

初めに、立会人を指名します。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、1番、須藤稔議員、2番、藪之本佳奈子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○小林武雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○小林武雄議長 異状ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投票]

○小林武雄議長 投票が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

須藤稔議員、藪之本議員は立会いをお願いいたします。

[開票]

○小林武雄議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

亀井伝吉議員 10票

森田義昭議員 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、亀井伝吉議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○小林武雄議長 ただいま副議長に当選されました亀井伝吉議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

亀井伝吉議員に副議長就任の挨拶を求めます。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○7番 亀井伝吉議員 ただいま副議長という大任を拝しました亀井伝吉です。微力ではありますけれども、町のために、また皆さんのために頑張ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○館林地区消防組合議会議員の選挙

○小林武雄議長 続きまして、日程第4ですが、これは館林地区消防組合議会議員に欠員が出たことにより、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時29分)

再 開 (午前 9時39分)

○小林武雄議長 再開いたします。

館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、議長による指名推選といたします。館林地区消防組合議会議員に須藤稔議員を指名いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、須藤稔議員を当選人と決定いたしました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました須藤稔議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 (午前 9時40分)

再 開 (午前 9時55分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○諸般の報告

○小林武雄議長 ここで諸般の報告をいたします。

お手元に配付させていただきました新たな議会構成につきましてご報告申し上げます。変更点のみご報告いたします。

新副議長に亀井伝吉議員。

新館林地区消防組合議会議員に須藤稔議員。

産業建設生活常任委員会、新副委員長に青木文雄議員です。

以上でございます。

ここで新副議長の亀井伝吉議員から就任挨拶をお願いいたします。

〔7番 亀井伝吉議員登壇〕

○7番 亀井伝吉議員 ただいま新副議長に就任させていただきました亀井です。微力でありますけれども、議長をサポートして議会がスムーズに運営できますように頑張っておりますので、執行部の皆様もよろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

○町長挨拶

○小林武雄議長 次に、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。夏の残暑がまだ残っているわけではありますが、そういった暑い中を今日はお出勤をいただいて、冒頭に小野田富康副議長の8月28日付の辞職願が受理されたというようなことで、一身上のことだそうではありますが、過日、ここに来られています上毛新聞の報道にもあったとおり、おそらくということでもありましようか。元気で目的達成のために頑張っていたくための辞職というふうにも理解されるところもありますので、そういう意味では頑張っていたきたいと思っておりますと

ともに、町の一応曲がりにもトップリーダーを狙うわけでありますから、ほかの人に申し上げるわけでありませんが、競うことも大切でありますので、町の発展を思い、我こそはと志のある町民の出現に最低2人期待をし、それでないと何のための選挙か分かりませんし、人柄も紙っぺら1枚か2枚で評価するようなことにもなるということで、そういった後任をしっかりとバトンタッチをする、それが特定の後任とは私は考えておりませんので、町民に選択の結果を与える最後の仕事ということで、6月に自分の進退を明らかにしたわけでありますので、まだ間に合うと思っておりますので、ぜひそういう意味では町の将来を考え、せめて私はこう思う、私は競ってもリーダーになりたいというような、そういう競うべき主張等々を町民と語り合う、考え合う機会をぜひつくっていただきたいと思っておりますが、当人は自分が当選するために一生懸命ですから、そんな余計なことを言うと果たしてどうかなとも思いますが、町長としてはそう思うわけであります。町民全体の、ふだんは町民の皆さんも批判をしたりしているくせに、いざというときは手も挙げられないということでは非常に情けないことでもあります。私は残念。ご承知のとおり、現職に堂々と5年をかけて挑戦をし、もぎり取ったという表現もできそうですが、いずれにしてもそういったことでもありますので、そういう意味ではぜひ頑張っていたきたいと。これからまだまだ期間もありますので、そういった機運や醸成、4年に一遍あるいは10年、20年に一遍の機会を町民皆さんが大事にし、そういう機会をつくる努力を、1人ではまだ2分の1だろうというふうに考えておきまして、ぜひ議員の皆様も含めて、そういう機運の醸成をつくることにお力添えをいただき、またはこの中からもう一方、俺がやってやるぞというような人がいらっしゃれば、それはそれでよろしいというふうにも、町民の皆さんが選ぶチャンスをつくるということは大事なことでありますので、ということで改めてお願いをしておきたいと思っております。

また、そういったことで彼の辞職に伴いまして、先ほどは補充人事が行われたようでありますが、亀井議員については副議長、ただいま誓いというか、出発の言葉をお聞かせいただきましたが、また須藤議員については小野田議員の後釜の消防議員ということも含めて、それぞれが新しいポジションに就任をされたわけでありますので、ぜひ町民のために町の代表として私心を捨てて頑張っていたいただければというふうに思うところであります。そういう意味ではぜひよろしくお願いを申し上げたいと思っておりますし、お祝いも改めて申し上げます。

さて、本日は9月定例会を招集をいたしましたところ、こうして出席をいただきご苦労さまであります。酷暑が続く中、台風7号も東に外れ喜んだところですが、また続いての台風10号も今度縦断の可能性大として大きな注意喚起がなされたところではありますが、幸い温帯低気圧に変わり、影響もなく、同じく喜んでいるところではありますが、また南のほうの海上には、こちらを伺うかもしれない台風の子供が発生しそうです。秋のそういった台風シーズン、あるいは当町においての水害シーズンに入っているわけでありますので、そういう意味では気のもめる時期でもあります。その都度国、県、气象台、あるいは利根川上流事務所等々とも連携を取り、また議会の議長にもいわゆる危機管理の本部の中に入ってください、その都度その都度全力を挙げて、万が一あるときには最小の対応をとということで努力をずっとしてきておりますので、引き続き町から万が一のときに出される情報については、ぜひそういう意味では信じていただいて、自らの責任において自らの命を守る行動を取っていただくことをあえて改めてお願いをするところであります。そういう意味で、非常にまだ油断のできない状況が続くわけであります。

現在、南あるいは東地区では、そんな気候の合間を縫っての稲の収穫時期でもあり、農家としては今年は

特にカメムシの発生に気をもんでいるとの話は入ってきておりますが、在庫米の減少による米不足の話題の中ご承知のとおり、これはきっともしかすると機に乗じて、表現はよくありませんが、買いだめとかいろいろ諸条件、あるいは業界の裏側のほうで何か調整をしていて、一気に3割も米が上がるということは、ある意味では一番安心化して収穫がどんどん入っているさなかで不思議な現象でありまして、日本の国というのはとにかく便乗、関係があるところないところ、全て物価においても関係がないということはないのですが、その比率については大きな差があるはずであります、みんな便乗値上げで、知らない間に給料は上げずに、上がらずに、物価だけが上がっている。これをまた黙認みたいな形でしている政府の姿勢というのも非常に残念なところでもありまして、そういう意味では幸い生産資材とか、そういったものの高騰に非常に苦慮して何とか歯を食いしばっている全国の大規模あるいは中規模の農家もおそらく2割から3割、今朝のニュースですと2万円台に仮払いが行われるというような、これは当地域の農協の話ではないです。テレビでそう放映しておりましたので、そこそこの相場で、農家の皆さんも全国で今年は大農業というか、株式会社を設立したような大農業の米作農家、会社が36件既に廃業しているということで、そういう意味では厳しい中ではありましたが、ここでようよう消費者のことだけでなく生産者のことも考える、そういう意味でのいい機会にもなろうかと思えますし、久しぶりの農家にとっては明るい材料にもなるということで、これが単に今年だけ、このシーズンだけということだけでなく、我々も物を安心して口に入れることができるということは、その陰でどなたのおかげかということも含め、完全な保証まではいかななくても最低保証ぐらいができるような価格を支持していくという、それは消費者も生産者も一体となるべきであるというふうにも考えておりまして、そういう意味では今年の農産物価格については、これから米を除いた秋野菜の今現在作付時期でもありますので、当然物価は上昇していますから、農産物価格だけ安い方がいいことだなんてとんでもない話を新聞やマスコミはニュースとして申し上げますが、そんなアンバランスなことはないということで、そういった意味では議員の皆さんも適正な価格で物が動くようにということでの考えをぜひ強調していただいて、えこひいきのない形の物価形成をお願いをしたいというふうにも、我々は国、農林省にも申し上げておりまして、そういう今後の秋野菜にも転化があるように期待をしたいと思えます。

ご承知のとおり、世界情勢ももう3年になるイラク、ロシア戦争、一進一退の中初めてイラク軍によるロシア本土侵攻も見られ、停戦交渉もめぐっての軍事的主導権の取り合いが、停戦の話が出てくると主導権の取り合いが激しくなるというのは常であります、続いているようであります。被災地は跡形もなく破壊され、血で染まった現状は両国指導者の考え方のぶつかり合いとも見られますし、いろいろ難しさもあるのでしょうけれども、無関係な市民の無残な被災状況をつくり出しておりまして、言葉に言い表せない状況であります。当事者外の世界の国々の連帯も含め、早期に終止符を打てるよう、なお一層の努力が必要なことは明らかであります、なかなか一進一退というところでございます。イスラエル対ハマス、あるいはそれにプラスイランの問題も同様な側面もありまして、具体的な和解案の提示に併せて関係国の努力にかかっていると思えます。さらに、我々も自分のこととして一層の踏み込みをどういうふうにしたらできるのかということも考える必要もあるでしょうし、期待もしたいところでもありますし、それが政治を動かす可能性もあるということもありますので、少なくともリーダー的立場の議員諸氏、我々にはそういったものを真剣に一応は、遠いことですが、考える責務はあるのであろうというふうを考えておりまして、常々こういつたときに、そういう意味では啓蒙的な意味も含めて表現をさせていただいているところであります。

日本近隣、あるいはでなく台湾、中国、フィリピン、韓国、北朝鮮、ロシア関係についても、最近海空域において中国や北朝鮮が挑発を繰り返しており、大国のエゴ、大国とはここで言うのはまさに中国が一番それについて激しいわけでありますが、続いてロシアということでありますが、そういったエゴを見るときに防衛強化を高めるといことは否定できなくなります。何もしなければ外から攻められる。だからやむを得ないから防衛を、軍事費用ということの繰り返しになるわけでありまして、軍事力の増強、さらには危険な関係へと深まっていくジレンマに、そういった事案が一つ一つ、日本の上空を侵入したとか、海域に船が通ったとか、軍艦が通ったとか、そういったジレンマにやるせなさを感じます。挑発による2国間関係の悪化は、軍事力及びさらなる敵意の強化につながることは明白でありますので、平和に何の役にも立たない覇権主義という、自分の国だけよければよいという意地悪な国家という、そういう国家を言われるのは当然当たり前だとも思います。

日本経済も失われた30年と言われ、中流国に現在転落しつつあると言われております。国民の実所得も低迷しており、円安の影響も加わってようようゼロ金利、マイナス金利から有利子へと転換され、物価の高騰、賃金の上昇、物価好調2%、経済の成長の好循環が生まれるとの期待もあったわけでありますが、実態は物価高による実質成長の鈍化でありまして、国民生活は一層厳しくなっているというのがどうやら実情のようでごさいます。いわゆる実質賃金が50円か何十円上がったところで、2割も3割も物価が上がっているという状況では、値上がりには追いつかない状況であります。それから脱出できず、賃金が多少上がってもその感じすらしめないということで、国民の大きな不満感が現在たまっているということでもありましよう。

このことに拍車をかけているのは人口減少問題であります。国の政策が的外れで有効打になっていないにもかかわらず、これは先般の東京都知事選で石丸安芸高田市長が突然乱入した最大の理由がやはりそこら辺にも述べられておりまして、私は石丸氏を決して支持するわけではありませんが、日本のどうにもならない状況が東京都を中心とした中央集権、あるいは地方分権が叫ばれてもほとんど進まないその現実に、そういった形で10年前日本創成会議が地方消滅自治体を発表し、また10年後のついでこの間、日本国民のそういった名指しをされた6割強の自治体は、失望感と恐怖感を感じるぐらいの衝撃を受けるわけでありますが、その具体的対策もこうしなさい、10年たっても何も無い、それは各自で努力せよぐらいな、他力本願的な何を言っているのかというようなところもあったわけですが、さらについでこの間10年後、また今年というか、ついでこの間そういった発表もされたわけでありまして。

いずれにしても、日本のいわゆる統計学というのは世界で最も高いということでも言われておりまして、特にその中の人口予想は、推計は世界で断トツであるということですので、今から30年、あるいは評論によつてですが、50年は人口減少は推定どおり、最低それ以上、間が悪ければ進むという。今率直に対策を、全て効果のある対策を打ったにしても、そのマイナスの効果は30年ぐらいずっと続いているわけですので、その効果はそのくらい出ないということもはっきりとされているわけでありまして、それが分かっている日本の国がなぜ20年前、30年前に人口増加が止まりつつあるというその時代に、なぜ人口減少対策を、有効打を打たなかったのかという不思議な現象も片やあるわけでありまして。それは、人口減少が果たして国が言っているとおり国力を落とすことになるのかどうか、本当に国力を落とすのであれば日本の予測はすごいわけですから、10年でも20年も前に手を打っていれば、日本の国力はこんなに落ちずに済むわけですが、それを止めようというふりは地方創生会議とか地方創生というところで、その原因になる対策を打つのだと言いが

ら一向に効果のない、何もしない無策状態であるということが現状であろうと、私どもはそう考えているわけでありまして、さすがについこの間日本全体の全国知事会で松本総務大臣に対し、イの一番に人口対策を取るべきだ、知事が今頃言っているのです。イの一番にというのは、とくに20年も前に取らなければ間に合わないって分かっているのに。さらには地方分権を進めるべき。地方分権なんか20年も前から口では叫んでいるわけですよ、リーダーが。でも一向に進まない。いよいよ自分のお尻に火がついて、どうにもならないという失望感が絶頂に達するべき、そんな今の時期にいよいよ、遅きに失していると思っておりますが、提言がなされ、最優先施策を取ることを大臣より言明されたとの記事でありましたが、30年前にするべき話で、手後れ状態ではないかという、いわゆる学者の中の論評も、そこら辺を見ると決して外れてはいないというふう到我々は考えるわけでありまして。そういう意味では、現在自民党の総裁選も行われておりますが、10人立つか8人なのか分かりませんが、人口問題なんか真剣に語っている人一人もいません。よく皆さん聞いてください。

そういったことはそれとして、そういった現状である流れの中で、我々はもしかすると考え違いをしているのではないかという問題提起もついこの間ある書物に載っております。人口が増え続けることが経済の発展につながるのと説に対し、根本から否定する考え方もあるのだということでありまして。私は、むしろそちらを取っております。いわゆる囲まれた中の地球の資源が有限である限り、人間だけが、人口だけが無限に増え続けるわけには絶対にいかないと、物理学あるいは数学的のいろいろな意味で絶対に。このコップの中に一定以上入れれば水がこぼれるように、こぼれた水は害になるわけですが、そういう意味では地球に対しての適正な人口というのがあるわけでありまして、資本主義的あるいはトリクルダウン経済学的とかいろいろ表現もあるのですが、人口が増え続けることが経済の発展の源だということ、日本はかつて世界で類例を見ない鎖国でありましたが、江戸時代、世界でも指折りの国家を形成したと、我々もその時代生きていたわけではありませんから分かりませんが、そう言われている面もあります。そのときの人口は三、四千万人と言われております。その後1億2,000万人にもなり、またこれがどんどん増え続けていく以外に発展はないとすれば、日本の国も立っている場所もなくなって人だらけになってしまうということにも論理的にはなるわけでありまして、適正な人口というのをやはり考えるときに、それは適切な発展ともつながりますし、後のまちづくりの論理等々にも出てきますが、むやみにお金だけを狙って発展させるということがいいのかどうかということも含めて、難しい問題につながるわけでありまして。いわゆる適正な人口を考えた上で、ご承知のとおり世界の人口国は中国、あるいは世界一に近い密集国の韓国、ご承知のとおり一人っ子政策を政策的にもう20年も前に取っているわけです。それらを考えると、どう考えても国が言っている人口が増え続けないと日本の経済は落ち、あるいは将来は真っ暗だという論理は考えられないという、私は個人的にはそういう考え方も持っております、それらの両論をしっかりと研究しながら、現在今日まで来たところであります。そういう意味では、密度から考えても日本の適正人口は8,000万人、今より4,000万人減るぐらいが最適であり、それを超えれば益、プラスよりもマイナスが増えると、そのマイナスとは何ぞや。線状降水帯であり、二酸化炭素の増加であり、雨であり、台風の発生であり、あるいは砂漠化であり、資源の奪い合いであり、戦争であり、全部それは生き残る人間同士の首の絞め合いということになるということで、適正な人口というのとは果たしてどうなのだろうかという、国の言っていることをまるっきり信じ込んでいても駄目だろうと思っておりますので、我々はそういったいろんな角度からも勉強させていただいているというほんの一端

を申し述べているつもりであります。

そういう意味では、一つのいつも例を申し上げるのですが、スイカを一つの町の所得とすれば、スイカを10人で食えば10分の1、所得が同じスイカであれば、5人で人口が減って半分になって所得が同じであれば倍食える、2切れ食えるわけで5分の1、所得が半分になって、スイカが半分になって、5人で人口が半分になっても10分の1食えるのです。そういう数学的な論理で証明されている部分もありまして、やはりそういう意味では限りなく人口が増えていくことをよしとする、いわゆるそういうことはほんの企業的、あるいは先ほど言った資本主義的とか、表現いろいろありますが、企業側から見るとそうなのですが、国民は企業側ではない、企業のもうけの、もしかすると犠牲になっているのが国民みたいな見方もできないわけでもないわけでありまして、いろいろそういった意味では人口減というのは本当に不幸なことなのであろうかということも考え、または論理的に人口減というのは過ぎたら調整しないと、適正人口にならなければどんどん不幸になっていくと、そういう意味では喜ぶべき問題であるという学者もいるのです、現実には。それを分かるか分からないかだけなのです。真実は後々証明されるということでありまして。そういう意味では、人口が多い国がどうなっているかというのは皆さんご承知のとおりでありまして、アフリカやインドやみんな貧富の差がどんどん大きくなるということでありまして、世界の先進国はどちらかということと人口調整を政策でやっているということも含め、それは男女の平等化とかいろんな意味で同権を与えることによって人口も調節されたり、いろんな意味で難しい間接的な事案まで起こってくるわけですが、そういったことも含めて、人口対策も含めてやっているのかなとか、いろいろ読むと面白い内容もあるわけでありまして。

そういう意味では、縮小社会ではこれから避けられない当面、30年ぐらいは縮小社会が避けられないということ考えた場合、単に人を増やすためにはどうするこうするという論理だけでなく、うちの町の監査委員さんも、あるいは最近そういう意味では日本創成会議の増田寛也氏もようようここで人口減少は避けられない現象化で、その中で幸せをどうしたら確保できるかということの論をようよう最近述べ始めております。その最たるものがコンパクト化であるというふうに言っているようですが、いわゆるコストをしっかりと考え、無駄なものを省いていかなければという。そのためには、豊かな時代ではない時代に入ることもある一方では間違いのないところでもありますので、それだけを目当てにして走っていくと、まさに負担に耐えられなくなるということで、そのためには効率化、コンパクト化、人口が半分になって建物を倍にすれば、倍にしたほうがひどいに決まっているのですが、負担は4倍になりますとか、そういう考え方が必要であるということで、人口減少社会にふさわしいまちづくりはどういうものか、縮小社会では考え方、手法がいろいろしっかりと考えていかないと自滅もする可能性もあるというようなことも述べられております。

そういう意味では、いろいろこれから大変な時代に入るわけで、既に入っているわけでありまして、なかなか人の考え、十人寄れば十色、いろいろありますが、そういう意味で基本的には政治家とはつらいものがあります。世界でも日本でも総理や議員さんも含めて就任時には多少の期待をされ、何年か後に辞めるときにはほぼほろくそになり、言ったことをやりもしないとか。退陣、交代の繰り返しが今日の歴史なのです、実は。全てそうなのです。ですから、とかくできないことを言って住民に期待を持たせだまし、結果的にはそれがばれて、その時期が退陣の時期、それが繰り返しということに見ても間違いのないところであり、そういう意味では私の政権も約16年続いたわけですが、少なくともだましたり、うそを言ったとかというのは最小限少なくしようということで全力で頑張ってきたつもりでありまして、評価は皆様方にお任せをすると

いうことでもあります。そういう意味では、政治家が一生懸命やってもなかなか時代が変わってくる、流れているわけですから、政治は動いているという、そのあかしでありまして、幾らやっても新しく時代に応じた要望や不満は出てくるわけでありまして、そういう意味では、その対応は全てできるということはありませんということであるということでもありますので、そのたびに人が替わるということであろうというふうに思っております。

日本の戦後を支えてきた自民党政治、今日的发展をリードしてきた政党が今や最大の危機的状況とされておりまして。それには、プラスしておごりが入ったり、不法行為が横行したりと、世界の国の衰退と繁栄と、それを小さくまとめてみればほぼみんな似たようなものでありますので、そういう意味では公正公平というものがいかに大事かということも含めて見れば分かるような感じもいたします。今や我々もよかったという時代、自民党政治ももちろん害がないわけではありませんが、害よりも利点がよかったという見方をずっとしてまいっておりますが、国民全体から見れば、今や自民党そのものも最大の危機的状況とされておりまして、そんなところから10人ものリーダーが出てきているというのは、その表れであるということと、昨日決めた内閣の一員が全く違うことを言っていたり、どうなってしまうのだろうかという、そんなていもしないでもない状況を見るときに、これから併せて立憲民主党の政権交代、代表の交代も行われるということで、毎日テレビでもそういったものも放映をしておりますので、テレビの放映が真実かどうかは別として、いずれにしても、それらを静観をし、自分なりに考えてみることも重要であろうというふうにも考えるところであります。そういう意味では、あと10日か20日のうちにこれからの5年、10年を操っていく日本のリーダーがどんな形かで決まるということもあるし、選挙にそういったものを顔をすげ替えるとか、いろんな批判も出てきておりますが、マスコミも含めて。それらが現実的にどうだったのか、過去を見て。それから、今やろうとしているのも果たして過去と同じように顔をすげ替えになってしまうのか、それはよくよく考えてみると誰が悪いかということ、結局選ぶ我々も悪いのだということに行き着くわけでありまして、そういう意味では自分の幸せは自分でつかみ取るということを考えてとき、それは災害対策に対する自助が最も必要だと言われておりますが、自助が必要なのは災害だけでなく自分の生活に自分の判断がどう影響していくかというのをあまりに遠い問題だと思って、自分の助けにならないと思って真剣に考えずに投票したりすることが結局は自分の首を絞めていることにもなるのかもしれないということも含めて、ぜひ関心を持っていただくように、ぜひ議員の皆様にも啓蒙をしていただければというふうに思います。

また、最近では絶対に謝らないと、悪いなんて言わないというリーダーも現れてきているようでもあります。兵庫県か何かのトップの方がそうなのかどうか分かりませんが、周りの話は聞かない、議会との関係が悪い、独断で決定する、言い出したら自分の主張が正しいという幼児性の抜けない自己主張の強いハラスメント的な知事ということで、今それが結論が出されようとしています。議会全ての87人ですか、八十何人ですか、兵庫県。県議会が全て否定をしても、私はやるのだという訳が分からないよねということもありますし、その主張を本当にどこにあるのか、正当性がということで我々もしっかりと片方をはじめに、片方に手を挙げるのではなく、両方冷静な自分の常識に照らし合わせてどちらが正しいのか、どうこれから動いていくのかということも、身近にいろんな例がいっぱい最近ではありますので、そういう意味ではいろんな意味で関心を持ってもらってもよろしいのかなと思っておりますし、頭でっかちの学歴重視、天下りの時代性なのか、あるいは何代も続く親子、孫、3代、4代のいわゆるそういうプロ化した政治家の責任なのか分かりませんが、い

ろいろ参考になればというふうにも私自身も思っておりまして、そんなところにも関心を持って見ているという状況であります。

さて、そういうことも含めて町の令和6年度行政も現在計画にのっとりソフト、ハード面、特に自然災害を含む安全安心、あるいは福祉の充実、維持、それから農業対策、都市建設、ニュータウン、東洋大学関係にも全力を注いでおります。残念ながら、ニュータウンについては最もウエートを置いて、役場の能力もおそらく相当なウエートでほかの事業の展開よりも考えたり行動したりしているわけではありますが、なかなか大きく時代の流れが変わった人口減少社会の中で、さらには町の災害度が100年に1度から1,000年に1度上げていただいて、別にお願ひしたわけではないのだけれども、国が勝手に上げたがために、危険度が端的に言えば100倍から1,000倍という10倍も高まったみたいなイメージがどうしても、そればかりではないのだろうと思いますが、町の持ち物でない群馬県の持ち物が板倉町の中にあるという、そういう考え方がまさに正解なのです。ですから、町で幾ら言ってもどうにもならない部分もありますし、そういう意味ではニュータウンの関係、あるいは東洋大学関係についても、先般町を考える指揮者とまでは言えないと思っておりますが、特定の何人かがおいでいただきまして意見交換をさせていただきました。いずれにしても、世界各国に大使館まであっても、東洋大学の跡地進出を見つけていこうとか、勝手なことを言いますが、そんなことをやれるような町でもありませんし、いずれにしても最大限できる限りの範囲の努力をしているということと、あくまで東洋大学の持ち物であり、東洋大学自ら撤退をするという方針を出したわけありますので、その東洋大学がこの跡地を大学で進出するときにお譲りをしたわけですから、大学が撤退するときには板倉町にできるだけ迷惑をかけないような形で、常識的には撤退案を出すはずであるということで、せめて学生さんがついこの間まで、8月ぐらいまでということでありましたので、学生がいらっしやるまではあまり大きな騒ぎは起こさないほうがいだろうということで、今現在は大学に対して具体的な撤退策を、もうこちらへ来たら3年、4年たっているのですから、町は追い出すなんてことは一言も言っていない、精いっぱい貧しい町であっても大学のために対応してきたわけですが、それを振りほどいて、振りちぎって自分の都合だけで撤退をするというのはあまりにも非道徳であり、それでもそんな感情論なものは法的なものには勝てない面もありますので、申し上げるべきは申し上げ、大学がせめて板倉町を考えると、子供をこれからの日本を背負う大学が自分の好きに進出してかき回し放題かき回して、結果として立つ鳥は跡を濁すのだみたいな、そんなことを教育機関がやっているようなぎまぎまではもう話にならないというようなことまで、極論を言うとそれに聞こえるようなところまで、前にも、ここに今大きく変わりましたが、議会にも東洋大学の理事長に来ていただいて、ここでちゃんと議論をしていただいたときもあります。12人が、全員が議会も一丸となって何をやっているのだと、非常に困るというようなことも含め申し上げたことも記憶にあります。そういう意味ではそろそろ子供の移動も完了したようですので、板倉町に少なくとも、損するのだったらそちらで損してください、板倉町に損はさせないでくださいよという常識論的な話から今現在進めているところでもあります。それはそういうことで相手のいる問題でありますから、そうは簡単に出ないということでありまして、心残りのものはそういう幾つかありますが、それはどなたがやっても今の時点では、今まではそんなにスピーディーに解決ができるものではないということも含め、引き続き新しいどなたになるか分からない町政に、かじ取りも含め委ねていきたいというふうに考えますので、余計そういう意味では変わらないのは議会だけです。こちらは変わりますから、ぜひ議会のニュータウン特別委員会、両青木

さんも含めニュータウン出身者、ぜひ住民にお約束をして、いつも言いますが、うそつきにならないようにぜひ頑張って行動をしていただきたいと思います。議会自ら率先して東洋大学へ赴いても何でも構わないですから、ぜひニュータウンの当事者の代表である青木議員さん両人とも音頭を取っていただいて頑張ってくださいというふうに思いますし、議会としても最大のテーマ、これからはやはりそういう問題にもなっていくであろうということでもあります。そういった形で今現在一生懸命やらせていただいております。

そういうことも含めて、本議会は令和5年度の決算ということでもあります。一般会計の成果であります、これは書いてあるのですけれども、長くなりますからですが、総務関係では北小のプール関係整備、あるいは地方臨時交付金、コロナ対策とか物価高騰対策とかいろんな面について国の指導に基づきやれることは対処しております。民生費、同じく物価高騰や生活支援特別事業、あるいは電力、ガス、食料品、子育て、高校生の通院負担とか、いろんな面で昨年は骨を折ったつもりでございます。

衛生費については、ワクチン接種継続やがん医療用補整器具の購入とか、板倉子育て支援アプリの運用開始とか議会のご理解をいただいて実行したところであります。

農林水産業費については、呂楽の排水機場ポンプ更新とか、城沼水道整備、土地改良、あるいは飯野圃場整備、同じく土地改良、同じく南地区の五箇谷土地改良とかいろんなものに対応させていただいております。

商工費については、令和3年産業用地分譲完売に伴う優遇措置、ニュータウンの転換をした、住宅団地の転換をした企業誘致部分に対する優遇措置をずっと今現在続けておりまして、3年ないし5年の内容であるわけですので、完了次第、板倉町への収入は100%その効果が上がってくるということで、どんどん、どんどん今板倉町に身入りは、優遇措置も5年たてば済みますからということで、いい意味での影響は出てきているということでもあります。商業・業務用地の関係の企業誘致が板倉町で4年ぶりに再開をしたというのも去年でありまして、今年もそれに続いて皆さんのご協力をいただいたということでもあります。

土木費については、町単独道路工事、ほか修繕、長寿命化工事、これは板倉町は県内でも決して橋の数が少ない町ではないということで、そこそこ国の資金が入るものですから、それを踏まえて町も行っているわけですが、ほかの町よりも非常に予算的には橋の数が圧倒的に多いということもあって、町の予算も幾らかはそれに伴って出ていくわけですが、大きな額となっておりますが、それも懐を見ながら実施をいたしております。そういう意味では、長寿命化工事、それからその修繕、そして八間樋橋も撤去を一応、新しく架けたいいわゆる旧の橋も撤去したということでもあります。そういう意味では、一つ一つけりをつけてまいっていったのが去年であります。

消防費については、防災倉庫の設置や防災訓練や講習会の実施でありまして、去年はまさに防災設置、防災公園というか、避難場所の整備の、まだ今年もそれに伴って周りのいわゆる隣接する町道の拡幅とか、危険なときに車が一斉に集中するわけですので、附帯的な工事去年も今年も続けております。

それから、教育委員会については、東小学校の体育館改修工事、西小学校の同じく改修工事の設計、東小は去年工事を体育館やりましたし、西小は去年の設計に基づいて今現在工事に入っております。あれ一つやるだけでも四、五千万円かかってしまいますからということでもあります。

さらには、離山の貝塚の整備、これはどちらかというと観光にできれば利用したいなということで、離山全体が町民のお宅の山でありましたが、ご理解を得て、本当は下を掘って層をあらわにして、それを吹きつけて風化を防ぎながら、こういうものがこんな状態で埋まっていますよというのをしたかったのですけれど

も、なかなか文化関係の事業でありますので、許可が下りないということなので、すぐそばまで遊歩道を造って進入して、この下にこういうものが埋まっているよという、そういった事業をやらせていただきました。

最終的に今挙げたような主立ったものを実行した結果として、昨年の1年間で約65億5,000万円程度、歳入がその程度でありますし、歳出が61億円ぐらいと、大ざっぱに言うとそんな中でのやりくりでありました。残った4億円強ぐらいですか、それは半分は繰越し、いろんな繰越しとか積立てとか、法にのっとって処理をしておりますので、よく質問されるのですが、1年の後半におおむね事業展開が進んで、このくらい浮いたと、残金が、繰越金がこのくらい出るから、それを使ってしまえばいいというけれども、一つの事業を展開するには事業の設計をし、予算措置をして、それでしっかりと実行するまでには半年や1年最低かかってしまうものですから、何回質問されても、次の年に送って、次の年にそれを役立てていくということでありますので、全く意見は擦れ違いになってしまいますが、そんな簡単に小さい動きが、きびきびとした動きが取れない面もありますので、そういう意味では繰越金は法に従って処理をし、それは貯蓄と、あるいは備えと、あるいは予備費にどのくらいとかいろいろあるわけでありますので、そんな形で対応したということであります。細部については、決算書をお読みいただければと思っております。

町の借金の返済額は徐々に減少しておりますが、公営企業債、借入れ部分の返済負担、それは厚生病院、あるいは消防とか広域行政、ごみ処理も含めて、いずれもつい何年か前に大幅に改修したり新築したりしているわけです。その借入れ町割当て分の返済が既に始まりつつあるということでありまして、そういった総合的に合わせた返済額の問題がこれからは少しずつ大きくなっていくのであろうとか、あるいは町有施設の老朽化、小学校も中学校も既に50年を超えている、法的には60年ぐらいの間に建て替えなくてはならないと、1校舎建て替えると30億円や40億円かかるわけです。4つもあるのです。合併を、普通統合をして4つを2つにしたけれども、2つを潰せれば、潰す費用だけ思い切ってかければ、あとの経常経費はその時点で一応はきれいになるわけですが、この町はそれを避難所として使っていかななくてはならないわけでしょう。北小も危険なところの避難所なんてそろそろ今度言われますから、どうするのでしょうか。やはりどんな形かで建て替えを、それはプレハブにするか。それを1,000年続けるということであれば、単純計算でも何十億円というお金を、一つの小学校で10回も15回も建て替えなくてはならない、論理的にはそういうことになるのです。それがさらに今現在4つが2つになり、みんな必要な避難所、今度は東小も人口減少しているから、東小も西小まで合併したらまた一つになると、一つになって潰せればいいけれども、みんないづれにしても重要な避難所ではないですか。避難所をどういうふうに確保していくのだということも含めて、総合的にそういう財政をどうするかというものが最も重要だと思っておりますので、なかなかあれをやれ、これをやれと言われても、事実、はいそうですかと言えないところは、そこら辺に原因があるわけでありまして、それを自分のうちにぜひ皆さん方も置き換えていただいて、町の経営と自分のうちの経営もそんなに違わないというようなことも含めて、昨年度の決算もいただいて、できれば承認をいただきたいと思うのですが、ぜひ評価をしていただきたいと思っております。

そういう意味では、町返済は徐々に減少しているけれども、また町のいわゆる貯蓄は微増しておりまして、ようよう役場のこの庁舎を建て替える前ぐらいにまた戻ったということでありまして、五、六年かけて。また保育園を造ったり、今言った一つ一つを造っていくと30億円の減少も、貯金ゼロにしても一つ何かやれば終わるということです。ですから、理想論はみんな欲しいものは欲しいのですけれども、そういう苦しさも一

緒に、二元代表制ですから、そちらはものをつくるほう、我々は要望するほうではないのです。共にその財政で一つの財布をどういうふうに使ったらいいか、優先順位をどういうふうにつけていったらいいかという話合いの下に進んで、やはり必要なものを一つ一つ自分の財布を見ながらやっていくというのは、それが崩れれば夕張みたいになってしまうわけですから。ということも含めて、9月定例会に当たり大ざっぱではありますが、町長として今の現状について個人的見解を述べさせていただいたところであります。

なお、8月28日に小野田君が辞表を出した日とくしくも一致するのですが、監査委員さんより意見書の提出をいただきました。意見書をせつかく監査委員が出していただいているのですから、受け取って読まずにしまっただけで済んでいるなんてことはないでしょう。改めてそれをいつもこうして報告するのですが、意見は会計処理は適正との報告、ありがたいことです。そうなるのは、我々は適正でなくては困ってしまうから、当たり前だと思っていますが、一応第三者的機関で見て適正と報告。

それから、今後の財政運営についての注意点を指針としていただいております。その主なものとはいうことになりますが、人口減少社会における公共施設及び施策、何を行うにも人口が減るわけですから、利用する人は減っていくわけです。だからコストが高くなります。コストアップは当然予想されることから、コンパクト化し、慎重な財政運営を期する旨のお言葉をいただいております。したがって、それをしっかりと肝に銘じ、まさかどなたが町長になっても、監査委員が言ったことは他人事と、そんなことは関係ないから自分勝手にやるよなんていうのでは、監査委員の機構を無視することにもなりますし、他人の意向を聞かない独裁政治になるわけでありますので、そういう意味ではそういったものを一応肝に銘じ、行政運営を図ることを引き続き頑張りますということをお願いしました。それは、私の残りたった2か月だけの問題ではない、共通してそういったものを肝に、原点に置いて頑張っていくというのは、町民の皆さんの財産を預かる我々にとって、我々とはこちら側だけではないです。皆さんも含めてです。ということで申し上げておきましたので、ぜひそういったことも含めて議員さんにも慎重に監査委員さんの意見等もご理解いただきながら、でも何もやらないかということを行っているわけではないから、やるべきこと、何を優先順位にしてやっていくかということになるわけでありますので、そういった意味においての議論は十分関わらせる必要があるということになるのであろうと思っております。

そういう意味で、長々と申し上げましたが、長い挨拶も今日が最後になると思っておりますので、長い挨拶がよかったのか悪かったのか、あとが短いのか長いのか、短ければ短いなりきつと、何でもかきこいて言及しないのだから、きっといろんな人が替わるとまた批判も出るかもしれませんが、それはそれとしての特徴ということも含めて、いろいろ私の場合には申し上げました。

そういったことで、全議案を慎重にご審議いただいて、取りあえず可決をいただきますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。大変ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○報告第4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○小林武雄議長 日程第5、報告第4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議事に入らせていただくわけですが、まずは報告第4号であります。令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、一般会計における赤字の程度を示す指標であります。本町においては実質赤字でないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、合わせて赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標であります。本町においては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化比率基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。本町における実質公債費比率は6.3%です。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっておりますので、そんな数字で現在推移しております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標です。令和5年度は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回っているため、将来負担比率は一応算定されない状況となっております。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準は一応指標はないということでもあります。

次に、資金不足比率であります。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標です。公営企業会計ごとに算定することとなっており、本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員の審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、先ほども申し上げましたが、ぜひ御覧をいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。改めて担当課長からの説明は、これについては予定しておりませんので、ただいま申し上げたとおりでございますので、お受け取りいただいて結構でございます。よろしく申し上げます。

○小林武雄議長 以上で報告第4号を終わります。

○議案第30号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第6、議案第30号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、まさに議案第30号ですが、お願いをしたいと思います。提案理由を申し上げます。板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてということでもあります。

本案につきましては、選挙における投票立会人等の負担軽減や人員確保のため、投票立会人等の交代制を必要に応じて実施するに当たり、当該職務に対する報酬の支給について板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し対応するものであります。

内容につきましては、地方自治法に規定する特別職の職員で非常勤のものの報酬額を定めた別表報酬一覧表に新たに備考を設け、投票立会人等が投票時間の一部のみに従事した場合の報酬額の算定方法について定めるものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

これについては、こういった内容のものでありますので、改めて担当課長の説明は予定しておりませんが、要は半日交代で1人でやるべきものを2人でやった場合に、それは2分の1ずつみたいな、そういった改定であります。よろしく申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第7、議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ありがとうございます。続いて、議案第31号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、令和6年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、板倉町の税条例の一部を改正するものであります。上位法の改正に伴う町の税条例の改正ということでもあります。

主な改正の内容でございますが、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、個人住民税

における寄附金税額控除の対象に、公益信託の信託事業に関する寄附金を追加をするものである。

同じく固定資産税における、いわゆるわがまち特例として一般木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固定燃料区分に該当するバイオマス発電設備に係る課税標準の特別割合を参酌基準である7分の6とする特例措置を追加をするものでありますし、同じくわがまち特例として、滞在快適性向上施設等に係る課税基準の特例割合を参酌基準である2分の1とする特例措置を追加するものであり、いずれも上位法であります地方税法等の改正に伴うものでございます。

以上、説明申し上げましたが、現状では基本的に当町については、これについてはほとんど該当がないということでございますので、取りあえず上位法が変わったことにより、このようなものも形を整える意味で整備をしておくということでありますので、よろしく願いをいたします。同じく課長の説明は予定しておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議案第33号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第8、議案第32号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第33号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは続いて、議案32号及び33号の2議案につきまして一括してご説明をいたします。

初めに、議案第32号 板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例についてを説明いたします。

改正内容でございますが、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化でございます。地域包括支援センターは、常勤専従である保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種を各1人以上配置することになっておりますが、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、常勤換算方法で配置することができるというものでございます。また、個々のセンターごとに3職種を配置する必要がありますが、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターで3職種が配置されていればよいというものでございます。ただし、個々のセンターには3職種のうち2職種以上の常勤職員を配置をしなければならないこととなっておりますということであります。法令どおりに置かなくても、2つ以上、2職種以上配置してあればよろしいとか、内容は今読み上げたとおりであります。

次に、議案第33号であります。板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

改正内容であります。地域包括支援センター運営協議会に関する引用条文の改正であります。

前置きは5行、内容はたった2行、最後は結びは以上、議案第32号、議案第33号を一括してご説明いたしました。よろしくご審議の上ということで、お願いを申し上げたいと思います。同じく担当課長からの説明は予定いたしておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○栗原 実町長 次から、ちょっともうしゃべり疲れたので、担当課長に説明を代わって朗読させますが、許可いただきたい。

○小林武雄議長 はい、分かりました。

○議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

○議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○小林武雄議長 日程第10、議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について及び日程第11、議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、町長の命によりまして、議案第34号及び35号の2議案について説明をさせていただきますと思います。

議案第34号の補正予算に関する議案でありますので、一括してご説明をしたいと思います。

初めに、議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたしたいと思います。本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,972万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億5,704万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に8,319万7,000円、地方交付税に1億4,416万5,000円、国庫支出金に32万6,000円、寄附金に7,000万円、諸収入に2,905万円、町債に130万円をそれぞれ追加し、県支出金から61万9,000円、繰入金から2億3,769万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に4,205万8,000円、民生費に32万6,000円、衛生費に4,570万9,000円、消防費に225万円をそれぞれ追加し、農林水産業費から61万9,000円を減額するものでございます。

債務負担行為の追加につきましては、タブレット導入に伴う通信料について、5年契約にすることで安価になると、安くなるということが見込まれるため、4ページ、第2表のとおり、翌年度以降の債務負担行為を追加するものでございます。

また、地方債につきましては、5ページ、第3表のとおり、増額の補正を行い、地方債の調書も変更するものでございます。

以上で令和6年度板倉町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わりにしたいと思います。

続いて、議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6,752万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、4款支払基金交付金に177万7,000円を追加し、7款繰入金から142万1,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、7款諸支出金に35万6,000円を追加するものでございます。

以上、議案第34号及び議案第35号を一括ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第34号及び議案第35号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号及び議案第35号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○小林武雄議長 日程第12、認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、私のほうから町長の命を受けまして、提案理由の説明をさせていただきますと思います。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和5年度各会計の決算認定に関する議案でありますので、一括してご説明をいたしたいと思っております。

初めに、認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに58億3,000万円でありました。9回の補正予算及び前年度からの繰越事業費を含めた最終予算現額は64億9,629万2,000円となりました。

歳入総額は65億4,386万5,018円で、予算現額に対する収入割合は100.7%でございました。

歳出総額は60億9,066万6,617円で、予算現額に対する執行割合は93.8%でございました。

歳入歳出差引残額は4億5,319万8,401円であり、翌年度へ繰り越すべき財源3,475万6,000円を差し引いた実質収支額は4億1,844万2,401円であります。

以上で令和5年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わりにしたいと思います。

次に、認定第2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに2億451万4,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算の現額は2億726万6,000円となりました。

歳入総額は1億9,988万9,429円で、予算現額に対する収入割合は96.4%でございました。

歳出総額は1億9,746万8,314円で、予算現額に対する執行割合は95.3%でございました。

歳入歳出差引残額は242万1,115円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上で令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明をしたいと思います。

当初予算額は歳入歳出ともに20億1,586万2,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は20億3,819万3,000円となりました。

歳入総額は19億2,135万5,285円で、予算現額に対する収入割合は94.3%でございました。

歳出総額につきましては18億4,116万9,036円で、予算現額に対する執行割合は90.3%でございました。

歳入歳出差引残額は8,018万6,249円の繰越しとなり、実質収支額も同額となるものでございます。

以上で令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたしたいと思います。

当初予算額は歳入歳出ともに13億1,951万6,000円でありましたが、3回の補正予算を含めた最終予算現額は13億981万4,000円となりました。

歳入総額につきましては13億243万5,120円で、予算現額に対する収入割合は99.4%でございました。

歳出総額につきましては12億8,227万3,912円で、予算現額に対する執行割合は97.9%でございました。

歳入歳出差引残額としましては2,016万1,208円の繰越しとなり、実質収支額も同額となりました。

以上で令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わりにしたいと思います。

次に、認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたしたいと思います。

当初予算額は歳入歳出ともに2億1,546万5,000円でありましたが、2回の補正を含めた最終予算現額は2億1,122万5,000円となりました。

歳入総額につきましては2億1,226万22円で、予算現額に対する収入割合は100.5%となりました。

歳出総額は1億9,014万5,503円で、予算現額に対する執行割合は90.0%となりました。

歳入歳出差引残額は2,211万4,519円、これにつきましては翌年度の下水道事業会計へ引継ぎとなり、実質収支額も同額となるものでございます。

以上で令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

なお、各会計における監査委員さんからの審査意見書は、別紙のとおりとなっております。

それと、各会計における主要施策の成果についても議員さんのほうにはお配りをしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、認定第1号から認定第5号までを一括してご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっている令和5年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

市川監査委員。

[市川初江監査委員登壇]

○市川初江監査委員 よろしくお願ひいたします。令和5年度決算審査についてご報告を申し上げます。

令和5年度の一般会計及び特別会計の決算審査については、令和6年8月7日に実施いたしました。この件につきましては、館野監査委員とともに栗原町長にご報告を申し上げます。

それでは、令和5年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、計数の正確性、予算執行状況の適否を審査したので、その結果をご報告いたします。

令和5年度の一般会計及び特別会計の各決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的が達成されたものと認めます。

今後は、施設の老朽化による修繕対応、物価や燃料費の高騰、また国が進める所得増の政策により、あらゆる費用が増加傾向となっております。さらに、デジタルトランスフォーメーションの推進により、システム等の運用経費なども一時的には増加するものと見込めることから、財政運営についてより一層の気を引き締める必要があります。

これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持に、より一層の努力を期待するものであります。

以上、令和5年度決算審査の審査報告といたします。

○小林武雄議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第3号 板倉町議会議員政治倫理条例の制定について

○小林武雄議長 日程第17、発議第3号 板倉町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

延山議員。

[9番 延山宗一議員登壇]

○9番 延山宗一議員 それでは、発議第3号 板倉町議会議員政治倫理条例の制定についてを説明させて

いただきます。

本条例は、板倉町議会基本条例第15条の「議員は選挙で選ばれた町民の代表として、その倫理性を常に自覚するとともに、品位の保持に努めなければならない」という規定の趣旨の下に、町民全体の代表者でもある議員として、町民の信頼に応えるとともに、民主的な町政の発展に寄与するため、制定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。1点だけちょっと質問いたしますけれども、この条例につきましては異議ありませんけれども、要するに条例を制定するには、その背景と経緯、経過、そういったものがあると思うのです。やはり町民に対して説明の部分もありますので、その辺の背景と経緯についてちょっと説明いただきたいと思います。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 それでは、荒井議員の質問にお答えをさせていただきます。

この条例の制定に当たっては、職員に対する威圧的な発言があり、また嫌がらせ的な行為等があったということで、町長から抗議及び要請書の提出が議会議長、そしてまた議会の運営委員長というほうに出されたということでございます。よって議会運営委員会を開催し、協議した結果、再発を防止しなければならないというようなこととして、政治倫理条例を制定し、そのハラスメント的な発生がもしした場合、審査会にて対応していくということで、条例の制定に至ったということでございます。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 分かりました。

それからもう一点ですけれども、政治倫理基準で第3条、この中で第1項で町民全体の代表者として、品位及び信頼を損なうような行為を慎みってありましたよね。先ほど説明の中で例えばパワハラとかセクハラとか虐待とか差別的扱いとか、そういった文言は入っていませんよね。したがって、そういったパワハラ等の関係は、ここの第1項の品位及び信頼を損なうような行為を慎み、その部分で含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 ただいま荒井議員のほうから、セクハラというふうな細かい言葉遣いはされていない、文言がないということのご説明ですけれども、それについても条例の制定に当たって、その受け止め方、内容等によって、今後審査会というような形の中での対応していくということで、この中には文言は入れませんでした。

○小林武雄議長 よろしいですか。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この倫理条例なのですけれども、ほかの先進地というか、市町村でもいっぱいできているので、今流行ですからできているかと思うのですが、どこを参考にしてこれつくられたのですか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 青木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

どこを参考にとということであるわけですが、この政治倫理条例、邑楽郡でも板倉がないと、他町においては全てあるということ、市の部でもあるということと、またほかの県のこの条例について検討し、板倉町に沿った対応での今回の板倉町の政治倫理条例の制定というふうの内容を検討してつくりました。

以上です。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 この内容なのですから、内容って大体ほかの自治体もこんなような非常に抽象的な内容のものをまねしたというか、引用したというか、そういうことでつくれたのですか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 もちろんそういうことなのですから、議員としての品位、やはりそういうものも考えたときに、この条例の目的からずっと見ていただければ分かるのですけれども、議員としての対応、またもしもそういうふうなことがあったということにつきましては、ちゃんと審査会を開いて決定をして、議員の方と協議をしながら今後進めていくということになりますので、ただその言葉があったとか、例えばハラスメント的な言葉があったとかなかったかということのも、やはり審査会の中で今後進めていくということでもあります。取りあえず今回の場合は条例ということで制定し、その内容の後にそれはハラスメント的だよなということになったときに協議をしていくということで、今回の条例ということになります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 いや、問題は、こういう抽象的な言葉ですと、この運用、解釈したら何でも引っかければ引っかかってしまうということで、問題はこれをどういうふうに解釈して運用するかというのが非常に問題だと思うのです。抽象的過ぎるから、あらゆるもの引っかかってしまうわけ。その場合に審査するのは、政治倫理委員会って議会の議員がやるのでしょうか。そういうことなのでしょう、その審査委員は。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 議員が審査会になります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そういう場合に素人が公平公正に判断できるかということもあるので、本来はもう少し具体的に、具体的にってまた切りがない話なのですから、目印になるようなことを幾つか書いておかないと、政治倫理に反するとかって、例えば地方自治法の134条だけ、議会の秩序を乱した場合には懲罰委員会に懲罰かけられる。例えば現実にあった話でしょうけれども、携帯電話が1回鳴ったと、1回鳴ったからって懲罰委員会に懲罰だと、議会の秩序を乱したということで恣意的に、そんなこと間違いだから結構あると思うのですけれども、やるかやられるわけです。記憶あると思うのですけれども、邑楽町なんかでそういうので新聞に出た人いますよね。携帯が1回鳴ったのだと、そうしたら議会の秩序を乱したのだということで懲罰委員会にかけて、謝罪だか訓告だか何かそんな程度の懲罰をかけられたとして、またそれが上毛新聞に載るのだよ。だから、そういうのを幾らでもやる気になれば何でもできてしまうわけ。だから、そういう問題があるので、あまりにも抽象的な言葉だけで規定しておくとも何でも引っかかれると思う。問題は、この解釈と運用、そこら辺のことをもう少し詳しくしておかないと悪用される、恣意的に運用さ

れる可能性があるので、どうなのでしょう。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 ただいま青木議員のほうから抽象的ではないのというふうな質問がありました。私は、あえて抽象的にしたということなんです。ということは、やはりしっかりと明文化した部分、またあえて抽象化した部分ということがあります。この制定に当たっては、運用していくために運用基準の中で、また再度こういうふうな部分はちょっとまずいよなど、先ほどの携帯電話が1度鳴ったら、それが懲罰だと、やはりケース・バイ・ケースもあると。1回例えば鳴ったときに、これは懲罰だよなというふうなことの考え方が果たして正しいか正しくないか、それは皆さん考えなくてはならないのですけれども、やはり状況ということも踏まえた中での今回青木議員が指摘された部分でもあります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 だから、その解釈というもの、これ恣意的にできるわけです。また運用も恣意的にできるわけ。だから、もうちょっとそういうものを詳しく、詳しくって細かく目印をつくっておいたほうがいいのかなというふうに思うのです。抽象的にあえてそういうふうにしたのだと、これ全部引かかる。これは議員提案だから、この内容を見ると大ざっぱなのですけれども、町の職員に対しての話、これ対象は。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 全部。内容はそうではないですか、主に。そうすると、これはいつも言っているけれども、議会と執行部、二元制だと、これは言葉はあれけれども、相対立して監視機能とか、そういう役目も果たしているわけですから、自ら監視機能を放棄するとまでは言わないけれども、何か縮めていくような感じで、言ってみれば役割を自分から放棄するような感じもしているのですけれども、そういうことは考えられないですか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 青木議員さんの質問ですけれども、3条を見てもらっていただければ分かるのですけれども、この3条の中にもうたっています。職員に対する対応ということで、(3)番、公正な職務執行を妨げると、そういうふうなことがあってはならないよということで、しっかりと明文化された条項になっております。ただ、先ほど抽象的ということは、誰を例えばターゲットにとか、誰が言ったからとか、電話が1本鳴ったからとかって、そういうことが言いたいのかなと思うのですけれども、そもそもこの条例制定に当たっては、冒頭申し上げたように職員に対する問題が出たということで、町長から今回の要請書が出た、また抗議文もあったということで、今回がスタートしたと。この問題については、私と議長のほうに出ましたので、当然議会運営委員会で協議をしました。一人一人の委員の方から意見を聴取した、そしてまた意見の確認をして、そして要するに議会の皆さんの、また議会運営委員の皆さんの方から確認を取って、全会一致合意した形の中での今回の上程という運びになったわけでございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 例えばこの3条の(2)というところに町が行う許認可の処分、もしくは行政指導、または請負、その他の契約とかということは町のやった行為ですよ。そういうものに働きかけできないと、そうするということは行政に対する監査というか、議会の役割を放棄しているというような感じになるので、どうかなと思って、その辺は問題ないですか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 問題はありません。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 それからもう一つ、今度は4条に選挙権を有する者の50分の1以上の連署、これは住民です。住民の直接請求を言っているのだと思うのですけれども、これはどこへ請求するの。請求して、どこがそれをチェックするのかなと。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 その部分を今回5条、しっかりと確認をする、また、4条の中で青木議員が言われているように、町民にあっては地方自治法の5条にあるわけなのです。50分の1の連署ということでありますので、有権者、選挙権を持っている人ということで、また議員に当たっては6分の1以上ということであってあります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 議員の6分の1は分かるのだけれども……

○9番 延山宗一議員 これを議長に提出します。

○11番 青木秀夫議員 提出するのね。議長に提出して、その50分の1の署名を誰がチェックするのですか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 出ましたのは、議長に提出をするということで、議長が確認し、それを受理するということになります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それはできるのですか、そんなの。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 できると思うので、この条例の制定ということです。

○11番 青木秀夫議員 これちょっと確認してもらいたいのだけれども、住民の直接請求って一般的にどんなことになっていますか。例えば適当に犬の名前でも猫の名前でもつけて出したら誰がチェックできるのですか。住民の直接請求というのは大体どういうふうになっているか分かっているのですか。誰か分かる人。

「ちょっと待ってください」と言う人あり]

○小林武雄議長 ちょっとお待ちください。

○11番 青木秀夫議員 休憩。

○小林武雄議長 暫時休憩。

休 憩 (午前11時45分)

再 開 (午前11時47分)

○小林武雄議長 再開いたします。

どうぞ。

○11番 青木秀夫議員 荒井さんが指摘するように、直接請求というのは地方自治法の75条に書いてあるでしょう、みんな。選挙管理委員会の……

〔「亀井さん来ていないです」と言う人あり〕

○小林武雄議長 取りあえず暫時休憩します、一旦。

休 憩 (午前11時48分)

再 開 (午前11時50分)

○小林武雄議長 再開いたします。

それでは、青木秀夫議員、どうぞ。

○11番 青木秀夫議員 住民の直接請求権っていろいろあるよね。町長とか議員の解職請求とか、特別職の解職請求とか、それをやるのには50分の1ではないけれども、3分の1の連署して請求するとか、それをチェックするのは大体、地方自治法で分からないか、75条か何かに書いていない。新井さんよく知っているのではないか、それ。新井さん説明してあげなよ、その仕組みを、直接請求の仕組み。新井さん知っているでしょう。詳しいのではないの。

〔「担当外だよ」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 担当外だけれども……

○小林武雄議長 担当外です。

○11番 青木秀夫議員 担当の人が説明できなかつたら。

〔何事か言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 というのは、選挙管理委員会にしないと署名人が、署名する人って誰でもできるのではないのよね。許可取った人だけ署名できるのです、50分の1って。署名された人は、署名人の住所、氏名、生年月日、それが自署かどうかとか、そんなのまでみんなチェックして選挙管理委員会で認めたものが正式な署名になるわけで。夫婦だって2人で連名で書いたら違反なのだよ、みんな自署だから。そういうのがきっちり地方自治法の75条か何かに書いてあります。新井さん知っているのではないの。駄目、所管外だから。大臣ではないけれども、所管外ですとって、言ってはまずいのかな。それをきちつとのとってやらないとまずいと思うよ。時々そういう直接請求で、何か1回名古屋のほうで、愛知県のほうでインチキやったのがあったでしょう、捕まったのが。どこかの名簿を使って適当に名前書いて、それで請求したとかで、そういうのをやる団体もあるわけよ。だから、この直接請求というのはかなり厳格に規制されて、これは法律でつくられていますよ。だから、議員が3分の1、これはいいだろうけれども、住民の50分の1というと、板倉町だから300人もあれば間に合ってしまうのだけれども、その署名とって署名が正確な署名なのか、本当の署名なのか、それをチェックするのは第三者機関がチェックするのです。それは選挙管理委員会です。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 今青木議員のほうから、この4条について選挙管理委員、もしくは例えば議長というこの話の中での選挙管理委員ではないのかというような説明ありました。今回の制定に当たっては、郡内の倫理条例の制定、また他町、他市の状況の倫理条例を確認し、それにほぼのつとった形の中のこの条文ということになります。その中にそういう具体的なものがないということで、当町としても今回のこの条文にしたということです。また、これは理解している人だったらおそらく出さないだろうな、その対応はしな

いだろうな、セクハラもしないだろうなということが議員としての品位だというふうにも受け止めておりますので、その辺のところはやはり若干ぼかした形の中の条文がつくられているのかなというふうにも個人的には理解をいたします。

以上です。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 まだ今の延山さんのあれです。そんなこと聞いていないです。住民の直接請求の問題をどういうふうにチェックするのだということを聞いているのです。ほかの先進地の条例にそういうのがあれば、それをどういうふうにやったのだとかって書いてあると思うのです。おそらくこれは直接請求だから、選挙管理委員会にチェックしてもらおうのです。そうでしょう。直接請求権ってあるのだから、みんな。それをチェックする第三者機関が正しかったかどうかして、この直接請求は成立しましたねとって、それで始まるわけです。そこを抜けているのです。その部分をどういうふうに準用するとか何するとかっていろいろどこか条文つくっておかないと、これは悪用もできるのです。ちょっと新井さん説明してやりなよ。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 条例的には、私はこれでいいと思うのですけれども、問題の例えば50分の1の連署、確かにこれについては事務監査請求の要件ということで、これは地方自治法の75条にあるのです。したがって、例えばおそらく選管に頼むと思うのです、実際は連署があった場合は。それについては施行規程つくりますよね。規程だから、いつでも今後その中に含めていけばいいので、その具体的な部分。そういうふうにやったらどうでしょう。もう一つ施行規程がつくるわけではないですか。

○小林武雄議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 ただいま荒井議員のほうからも質問があったわけですがけれども、今後運用するのに運用規程、施行規程ということで、細部についてまた条例の制定後に詳しく施行規程ということで設けていくということになるのかなと思っています。

○動議の提出

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 動議を提出したいと思います。

質疑を終結して採決を希望いたします。このままですとなかなか話が分からないものですから、採決をお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 同調する方おりますか。

○7番 亀井伝吉議員 亀井ですけれども、一応この条文どおりに可決していただければいただいて、足りないものは足すと、文を改めるものは改めると、先に進めていただきたいと思います。いつまでも同じことを何回も何回も繰り返しても先に進みません。時間のロスです。そのための議会だと思っていますので、ここで1回決を採っていただきたいと思います。お願いいたします。

○小林武雄議長 分かりました。

それでは、ただいま森田議員、亀井議員のほうから、質疑を終結させていただいて、採決していただきたいということになりましたので、ここで質疑を終結したいと思います。

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

青木議員。

○11番 青木秀夫議員 先ほど亀井さんからも提案がありましたように、確かにいつまでやってもって、だつて答えないからいつまでもやっているの、さっき私言ったでしょう。中断して後回しにしたらどうですかと、これも一つの提案です。何もここで今日決めなくたっていいわけだから、20日まで議会があるのだから、そこに1回回して再提出するとか、そういうことを私は提案したかったわけです。ですから、今直ちにここで急いで結論を出さなくてもいいのかなと思って、私はもう一回これを練り直して整備して再提出するというようなことを提案したかったの、これをだから今、さっきの小林議長の提案ですと、これから採決になるわけですが、採決に対しては私は今回の採決には反対いたします。やり直してもう一回やってくださいということで反対したいと思います。

○小林武雄議長 確認ですが、ただいまは反対討論でよろしいですね。

○11番 青木秀夫議員 そうです。

○小林武雄議長 それでは、賛成討論の方おりますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小林武雄議長 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午後 0時01分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和6年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年9月11日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
6番	森田義昭	議員	7番	亀井伝吉	議員
8番	荒井英世	議員	9番	延山宗一	議員
10番	市川初江	議員	11番	青木秀夫	議員
12番	小林武雄	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
福知光徳	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教育事務局 会長

福 知 光 徳 農 業 委 員 会 長
事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問時間は60分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をしていきます。

9月に入りましたが、まだまだ暑い毎日でございます。このところ姿には見えねど、やはり秋の気配をそここに感じるような今日この頃かなと思っております。ただ、秋になりますと、当町ではやはり心配になるのは台風ということになるのでしょうか。台風も最近は大分様相が変わってきたようで、台風のできる場所とか大きさですか、以前とは大きく変わっているような気がします。当町の備えも町長のおかげでそれなりであります。それを万全にするのは、やはり皆様、町民の一人一人の心がけかと思っております。

では、質問に入りたいと思います。保育園ですが、これは事前に議会だより169号に載っていたので、大体の方向性については把握しているのですが、市川議員の質問に対して福祉課長が答えていまして、ただ昨年の議会研修で保育園の合併について、議会でも大変関心を持っておりました。それを踏まえての質問をしたいと思っております。

議会だよりの中では課長の答弁が重複することも当然かとは思っておりますが、また前回は、時間の関係で町長だけがほんのさわりだけの答弁でした。町の考え方は分かっておるのですが、本日はより深く質問をできればと思っております。よろしく願いいたします。

前回の質問のときと変わって、町ではついこの前に、板倉町公立保育園・公立児童館建設検討委員会を立ち上げることができました。第1回目の会議を6月28日に、初会議として動き始めました。出席者は、子供たちの代表者を含め、区長、教育委員会、民生委員等々幅広くあらゆる人たちの意見を聞こうとしている町の姿勢というか、皆様がこれから保育園についていろいろ考えているのだなということに大変感心をいたしました。

つい先日の8月の29日です。第2回目が行われました。前回よりも一歩踏み込んだ話し合いがなされたので

すが、このように自分も検討委員会のメンバーなので、何を今さら質問といった意見もありますが、といつてもいつも言っておりますが、なぜ一般質問をするのか、その一つが、知っていても質問することによって議会だよりに載せることができる。それで、当町の皆様に知っていただく、これが一議員としての仕事かなと思っております。今議会では何が行われているのか、知らせるのが議員の役割として思っておりますので、毎回一般質問をさせていただいております。

保育園とは、保護者の就労等の理由により家庭で皆様の保育ができないときに、保護者に代わって保育を行うとなっております。小さいお子さんがいる家庭ではなくてはならない施設かと思っております。また、当町でもそういったご両親に添うように想定されているものと感じております。

特に、自分の目の前が板倉保育園ですので、特にと行っていいのか、保育園の入り口ですか、表示がない。ここに保育園があるよといった看板がないように思えるのですが、昨今の風潮でさすがに園児が1人で歩いて通園などは100%ないのですが、入り口の道路は道幅も広く、そこそこ交通量も多いと思います。通園される父兄以外の人たちに、もちろん初めて通る人もいるでしょう。一見して保育園があると知らせる必要があるのかと思っておりますが、どうでしょうか。ぜひ一考をお願いしたいです。

保育園があつたり小学校があると誰かが車の速度の減速へとつながっていくのではないのでしょうか。ある人に言われたことがあります。これ前にも一度質問したのですが、町から要請があれば道路に園児のマークを入れることもできるよと言われたことがあります。その辺の考えがあるのか、お聞きしたいです。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

板倉保育園入り口の看板につきまして、交通安全対策という視点で申し上げますと、西小学校の正門前に押しボタン式信号機が設置されておりまして、同じく学校名を表示する看板が設置されているほか、距離を置いてではございますが、学童注意という路面標示もあることから、板倉保育園入り口を含みます周辺エリアにおいて、自動車を運転するドライバーに対しましての交通安全上の注意を促す効果は十分にあるものと考えております。

さらには、施設の老朽化に伴う保育園の建設を検討している状況でもございますので、現在のところ板倉保育園の看板を設置する予定はございません。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 やはり安全安心なまちづくりを第一に考えるのであれば必要なことかと思っておりますが、いつまでもあそこに保育園があるかどうかは今検討中だというお答えでありましたので、それはそう取りまして、あの場所は保育園だけではなく小学校も隣接しております。今では大型バスが、通園バスですが、時間によっては出入りをしております。その辺の周知も、これも前から何回かお願いしているのですが、なかなか実施されていないのですが、併せてお願いをしておきたいと思っております。

バスが入る時間、一定であります。時間決まっております。その時間帯を周知、知らせる看板が必要かと思っておりますが、どうでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 西小学校におけますスクールバスの発着時間についてでございますが、登校時が午前8時着、また下校時が午後2時50分発と午後3時35分発としてそれぞれ運行されている状況でございます。

一方、板倉保育園におけます登園時間帯は午前7時30分頃から9時前頃まで、また降園時間帯につきましては、午後4時頃から午後7時30分頃までという状況となっております。つまり、スクールバスの発着時間のうち午前8時の便のみが保育園の登降園時間帯と重なっているという状況でございます。

それでは、午前8時前後の時間帯における保育園の登園児童数はどれほどかということになるかと思いますが、直近3か月の平均で申し上げますと、約5名程度という状況でございます。最大で5台もしくは兄弟姉妹がいる場合にはそれ以下の台数の出入りということで、スクールバスとかぶる時間帯に出入りが発生しているという状況でございます。

以上のことを踏まえますと、天候不良時などで保護者によります小学生の送迎が突発的にある場合を除きまして、平常時における渋滞や交通安全上のリスクは特に心配される状況にあるとは考えられないことから、現在のところスクールバスの運行時間帯を掲示する予定はございません。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本的に、近所のおじさん、自分も近所のおじさんのうちに入るのでありますが、あそこで事故も何も起きていないものですから、それはそれとしてよろしいのですが、そうではなくて、知らない人もいるのですよね、あそこ公道ですから、旧354号線。その人たちにも、何でバスがここへ入ってくるのだと、それを一目で通園バスだというその看板も必要かとは思いますが。

保育園に戻りますが、保育園の老朽化がまずは一番に挙げられているわけですが、当町の保育園、北も板倉保育園も昭和45年と聞いておりますが、これは間違いはないでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 議員のお見込みのとおりとなっております。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そうでしたら、そろそろといった感じがします。その際は、子供の少子化等も当町も御多分に漏れず一つの課題になっているわけですが、新しい園をつくる時の一つの課題として、従来どおり北と板倉2つつくるのか、いやそうではなく1つに合併といった案も出てくるのかなと思っております。もちろん1つといった場合は、場所はどこにするのか、次から次へと決めていかなければならないのですが、それはそれで検討委員会が設立されましたので、そちらの結論を待っても遅くはないとは思いますが。

課長の話ではいろいろあるとは思いますが、何も決まっていないので発表までは手順を踏まないといけない。ですから、先走りした質問はできないのですが、これ昨年度になるのですが、議会としても近い将来を見据えて、議会研修として新潟県燕市へ研修に行ってきました。議会だよりも報告もしてありますが、燕市はやはり当町同様といってもスケールも全然当町とは違うのですが、内容は一緒で、子供たちの少子化、または園の老朽化等々により合併を推進したと。幼児保育・幼児教育基本計画を策定しまして、昨年度で、現在で2次実施計画とし、令和8年度まで延長中ということでありました。今までの成果ということで、33園

あった施設が今は25園までになっております。単純に減らせばいいというわけではないのですが、当町だって2つを1つにするのがいいのか、これからいろいろな意見等もあるのは知っておりますが、やはり現実を帯びたところへ来ているように思います。取りあえず、議会では、新築も合併もありきの統一見解でこの研修は終えてきました。

主なメリットは、やはりコスト的に1つのほうが効率がいい、デメリットでは1つでは地元から遠く離れるのではないかといったご父兄の意見もあります。それでも当町の実態を見ますと、今では100%、ほとんどご父兄、親族の送り迎えと聞いております。東京であれば別ですが、板倉地内では少くとも遠くても大丈夫かなと思っております。本当に大事にしなければならないのは、そういったご父兄の意見かなと、保護者の意見かなと、声かなと思っております。

これは課長に確認なのですが、町では現実には何もまだ決まっておりますが、先行して議会では議会の意見としてまとまってくるといった姿勢を示せばいいかなと研修をしてきました。もちろん検討委員会では決まりつつあります。そんな中、町の基本計画でもうたっているのですが、町内での核家族、共稼ぎの世帯の増加、独り親家庭の増加などにより保育ニーズが高まっています。安心として、妊婦、出産、子育てができるまちづくりを進めることで、若者の町外への流出や少子化の進行を抑えていきたいと思っております。

それに伴い、保育園運営対策委員会を設置もし、予算も計上しております。これから町は動き出そうとしているわけです。まだまだ漠然としているのですが、この件で課長とも何度も話を聞いて思ったのですが、そのたびに熱い課長の気持ちだけは感じ取っております。そして、ここへ来て、検討委員会設立となったわけですが、どちらにしても少子化を語るまでもなく老朽化が進んでいる。新しい園をつくるのにその次の案としていろいろあるのだと思いますが、民間への丸投げといったような意見もありました。何でもありで考えていかなければならない時期かなと思っております。

よく聞く話で、十年一昔と言います。何をやるにしても時間がかかってしまうのかなと考えますが、3月の話になりますが、保育園の行事に参加する機会がありました。卒園式でしたが、ちょうど雨の日でした。ついでに雨漏りしているのですかと園の関係者にお聞きしましたら、していますとの答えです。やはりこれは子供たちの環境にもよくないと思っております。

以前、町長が話していたことですが、議員が一々あれ造れ、あれを大きくしてほしい、これが町にはない等々言われても、先立つものがなければどうにもならないよと、もちろん町民税が天井なしに上げてもらえるのだったらといったようなことも、そのような趣旨を言ったようなことも聞いたこともあります。その話とは別の次元かとは思っていますが、もちろん町長もその辺は分かっていると思しますので、あえて聞きませんが、前提として造るのであればですが、ただ保育園ですが、自分が通ってた頃、六十六、七年前ぐらいですが、もちろん変化があつて普通のことなのでしょうけれども、今で言えば、今では零歳児という子も預かっているわけです。零歳の子は雨漏りがしているよって苦情は言いませんが、そこにいる先生方からしては、子供たちのことを思って、時には声を出すのかなと思っております。

余談になりますが、久々に保育園の卒園式に出席しました。すごい一言です。よくもあそこまで子供たちをしつけですか、教育ですか、できたなと思えます。誰一人として、歩くスピード、歩く方向、お返事から一糸乱れることなくそろって感動しました。その辺は先生方のご苦勞はとても自分みたいな凡人には

計り知れないところです。もっとびっくりしたのは、その卒園式に出席した子供たちは、次は小学校の入学式です。入学式は練習しなかったのでしょうか。もう全然、そろった園児の子は、もう全然違うのですね、態度がね、もう座っていてもじっとしていない。卒園式のときはもう先生のほうをびしっと見て、前を見て、それでおはようなんて言うと、おはようございますなんて言われるものですから、保育園の先生というのは大変なのだなど、でも小学校はまだこれからですから、しつけも何も、ただこうやって歩いてここに座るのだよぐらいのこじかやらないのだと思います。そのような保育園です。雨漏りなどしていない環境が必要かと思っております。

もちろん町でも何もやらないわけではないことは常々担当課長とのコミュニケーションでは知っているつもりです。後押しできるよう議会としても応援をしていきたい。何度も申し上げてはいますけれども、町も動いていただき、方向性も徐々にですが明確になってきていて、造るところまで来ていると思っております。

常々町長から言われる言葉の中に、常に問題は議会と共有したい、それなりに議会にも責任を持ってもらいたいとあるのですが、まさにそのとおりかと自分でも思っております。さきにも言いましたが、当町における公共施設は、この役場を除いては幾つもの建物の老朽化が進んでいます。それに対して議会からというか、議員からあれ直してほしい、または大きくしてほしい、またはあれがないからぜひ造ってほしい、それは誰でも思います。保育園にしたってせつかく造るのですから、ディズニーランドみたいなつくりにしてほしいと、それはあります。でも、何度も言いますが、先立つものがないということになれば、見栄えがするよりも皆様のご協力の下造られていくのかなと、その辺を先回りして行政のほうもぜひ考慮していただければと思っております。

何年か前ですが、市とか町が破産寸前といったようなブームもあり、ブームと言っては失礼ですが、あったかと思えます。最悪の事態に陥ることもあるわけですから、そこまでは一人の議員として町長だけではなく、責任を持つ心構えは必要かと思っております。

今回の保育園に戻りますが、それとは別の次元かと思っております。町長としても分かっていると思いますので、よろしく願いをしたいと思えます。

また、検討委員会に対しても大変期待もしております。それで、その中に児童館なども中に入れて建てたらどうだろうみたいな意見もあります。それはありかなと思っております。せつかく造るのだからといったところから、このせつかく造るといった意味が魔法の言葉のように捉えることができるのですが、もちろん検討委員会も話し合いは行われております。そういった流れはあるのですが、ここも老朽化は進んでいまず、児童館も。ちなみに、児童館の利用度ですが、多い日は何人で少ない日は何人ぐらいの子供たちが利用しているのか、それと月平均が分かればお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

令和5年度の実績を基に申し上げさせていただきますが、年間利用者延べ総数につきましては8,488人、内訳といたしましては未就学児が2,012人、小学生が3,651人、中学生、高校生が合わせて425人、またその他の大人が2,400人という状況でございました。乳幼児や小学生向けの児童館事業が実施される日のほか、

始業式や終業式をはじめといたします小学校の早期下校日については、利用者数が比較的多く、延べ人数で申し上げますと1日当たり60人前後の場合がございます。

また、他方、平日の児童館事業が特に実施されない平常時の午前中などにおきましては、ほぼ利用者がいないという状況でもございます。

また、平均利用者数につきましては、1か月当たり約707人、1日当たりで申し上げますと約29人という状況でございます。こちらの傾向につきましては、約10年ほど前と比較しますと、少子化傾向ほど著しい変化、減少は見受けられないのですが、それでもなお約12%ほど利用状況の減少は見受けられるという状況でございます。

また、町内、町外の比率で申し上げますと、おおむね町内が8割、町外の利用者が2割というような状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 この資料ですが、これは昨日課長からもらったのですが、幼児に対してはお楽しみ広場とか零歳児児童館、1、2歳どうしたこうした、英語で遊ぼうなど年間で7項目ぐらい、昨日もらった資料に書いてあります。そして、小学生、中には中学生、高校生というのはいないかと思うのですが、これは児童館の決まりというか、その辺は何の縛りはないわけですよ。児童館を検索しますと、遊びながら健全に育つといったような説明が出てくるのです。ただ、この昨日もらったやつでは、幼児を前提にして、かなり頻繁に集まっているのかなと思います。零歳児児童館にしては13組と、1歳、2歳児童館では10組と、そういったお母さんたちが、今核家族ですから、昔でしたらおばあちゃんがいて困ったときはおばあちゃんに相談しよう、今はそういう時代ではなくて、同じ年齢の子供を持った親が同じ悩みを持っているかもしれないということで集まるといったことかなと思っております。

せっかく造るのだからと、あれもこれもといくと、児童館もそこへ入れたい、本来の意味が失われるといった感じも出てくるのかなと思っておりますが、どうなのでしょう。

それに、今現在の当町の子供の数、そして近未来ももちろん視野に入れると、その程度ならといった見合う規模が計算されるのかなと思っております。その点も含めてこの場でお願いをしておきますが、その参考となる資料の中に、佐野の保育園と児童館が一緒になって造られた場所があったものですから、じかに見学に行ってきました。それで、子供を1人抱っこして、手を引いて入ってくるお母さんに突然ですが質問したのです。ここに児童館ありますよねと言ったら、児童館はもう閉鎖になりました。どうしてですか。集まらないのではないですかという話でした。でも、子供と親と一緒にいくということは児童館の一環かなとは思っているのです。保育園でしたら置いていくのですから、だけれども、そこで窓から見ますと、お母さんと子供たちが何かお遊戯をしているみたいなところは、あれは児童館なのだろうなと思って見ていたのですが、そう言っただけ失礼ですけども、小学生の高学年がこんな保育園の続きみたいところで遊ぶというのが考えられないですね、自分なんかは正直言って。サッカーやるのならサッカー場がありますから、中央公園。バドミントンやるのなら海洋センターあるのですから、そこで、これも町長が言ったのですけれども、あそこの児童館は保育園の延長、だからあんなに校庭が広いんだよって、あれは日本一広いのではないかって言っていました、町長が。児童館にしては広過ぎると、だから、あれを想定しますと、今の保育園では建たな

いですよ、あの校庭を探そうとすれば。だけれども、課長のお話ですとあれはたまたま、町長の話だとあれは保育園の延長だからといった話ですので、どうなのでしょう。児童館せっかく造るということで保育園の中に取り込むのですが、保育とはかなり異質な感じを受けるのです、児童館と。それでも、資料として平面図をもらったときに、佐野もあるの、広島の方のあれもあると。これは、日本の流れなのかなと思ったのですが、その辺の説明をちょっとお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 先ほど来お話がありましたとおり、公立保育園・公立児童館の建設検討委員会につきましては、これまで2回開催をさせていただいております。その中で第1回目の中の議題として、保育園と児童館の併設についてということで、その趣旨についてもご説明させていただき、検討委員会の中ではご承認をいただいたという経緯をたどっております。

この理由といたしましては、やはりこれからの効率的な行政を運営するに当たっては、公共施設につきましてもできるだけ共用できるものは共有すべきであろうという考え方がございます。また、同じ子育て支援施設、児童福祉施設という類いにはなりますが、そういった意味でも総合的な機能強化、連携を図る必要があるというような形もあります。そういったことを含めまして、今般、検討委員会の中でも提案させていただき、合意形成に至ったという経緯でございます。

また、児童館につきましては、一応法律上では18歳までのお子さんに対して利用できる施設で、児童館の目的といたしましても、遊びを通じて子供の健全な成長を促すような形が求められておりますが、それに加えまして、板倉町の児童館につきましては子育て支援センターという機能も持たせております。具体的に申し上げますと、子育て相談であったり、子育て中の親子の交流の機会の創出、また子育てに関する情報提供、またそういった子育てサークル等の支援、このようなものが機能として求められております。

また、どうしても実際の利用状況が、先ほど申し上げましたが、内訳といたしまして小学生が最も利用率が高く約43%ぐらいを占めております。次いで未就学児が24%ほどということで、どうしてもそちらの利用状況に応じた事業であったり展開しているような状況は続きますが、先ほど申し上げました子育て支援センターの役割等も考えますと、今後もそのような形になるのかなと思われまます。

また、新しい施設の面積につきましても、前回の検討委員会でもたたき台の案としてお示しをさせていただいたところではございますが、その中でも検討委員会の中で、委員さんの中から、例えば館庭でボール遊びをする場合もあるから、そういう場合はちょっとこれでは狭いかもしれない、広ければ広いほうがいいというご意見もございました。ただ、これは実際に児童館の館庭でボール遊びをするのが本来いいことかどうか、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、運動場ですべきもの、もしくは体育館ですべきもの、公民館を利用してすべきもの、いろいろあるかと思えます。そういった児童館の本来持つべき役割を果たせるのに適切な面積、そういったものを今後検討委員会で議論していただき、方向性を決めていただく形になるかと考えております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 児童館と保育園というのはかなり異質に聞こえるのですけれども、児童館は幼児か

ら18歳未満まで、そうしますと、かなり教室も区切られてくるのかなと、幼児と18歳が一緒になるわけにいかないものですから、そうすると、昨日も、これは町長が二、三回言いました。あと監査でも二、三回聞きました。コンパクトなまちにすると。コンパクト、それに反するのではないかと、だって幼児の子がいて、小学生がいて中学生、それみんな一緒にはできないでしょう。そして、何よりも保育園とは一緒にできないわけですから、区切りをつくるって言っていました。そうすると、コンパクトどころか大きくなってしまわないのかなと危惧しているのですが、その辺の考えはどうなのでしょう。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 例えば施設面で申し上げますと、児童館、保育園それぞれ必要な部屋があったとします。ただ、その中でも使い分けによっては時間帯によって共用できる部分も出てきてしまうのではないかと考えております。これは考えの一つで申し上げますが、共用というのは何も保育園児と児童館の利用する子供たちが一緒に遊ぶというものではございません。時間帯によっては保育園は使わない時間帯は児童館の利用者が使う、逆もしかりという考えでございます。

具体的に申し上げますと、保育園の遊戯室、それと現在の児童館の多目的室、こちらを併設する形で可動式の中で仕分けができるような仕切り板を設置し、本来、通常時はそれぞれ別々で使っていますが、例えば保育園、現在の遊戯室でも入園式、卒園式お話がございましたが、現在でも手狭な状況です。ですが、ではそれに見合った広さを保育園の遊戯室として施設を整備することが果たして効果的かという、必ずしもそうとは言えないと思います。実際に使うのは年に数回というふうに限られた期間でございます。ですが、児童館についても同じことが言えるかと思えます。ただ、児童館もイベントをやるときには保育園の遊戯室と一体として広く使う。児童館が使わない平常時については、保育園が基本的には広く使ってもいいし区切って使ってもいい、そういった使い分けの多目的に使えるような部屋等を造ることによって、施設コストの費用を抑えることができるということも考え方としてあると思います。実際のところは運用の仕方によってはいかようにも、コンパクト化は図られるのではないかと考えております。今のところそのような考えの下で、検討委員会の中でもご提案をさせていただきながら、今後、実際に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今は、当然、誰もが思っておりますが、少子化です。それで、それを踏まえて、この間の検討委員会でもあと20年はこれぐらいかなという考えで設計はしていきたいと言っておりましたけれども、20年はもたないと思います、自分で。あのとき20年と言ったのですが、10年で人口はどれぐらいになるか、本当に先のことですので、なかなか読みづらい。そこで、今読んで、間違えたからほら見ろよと、小さいだろうと言われるか、佐野ではないですけども、児童館は廃止になってしまう。その見極めというのが大変なのかなと思います。

これは、もちろん課長の責任でもないし、こちらは一応造ってもいいよと推奨はしますけれども、それも言ったからといって責任でもない。これは分からない話だ。だから、今の人数で設計を想定をしても、読めるわけではないのですから、最終的に、本当に利用する人いなくて、保育園はいると思いますよね、ありますからね。でも、その児童館についてはそうは生まれてこないのかなと。ただ、今の児童館は多分使い

勝手がいいのだと思います。グラウンドがあれば広いですから。だから、その辺も踏まえると、どういった答えが出てくるのかなと、自分も今検討委員会の委員なのですが、やはりそこが一番の問題だろうと、今の人数で考えるよりも、今よりも若干、8割でも減らして設計に入ったほうがいいのかと思っております。この件に関しては、申し送り、もしこれでいくのかいかないのか、最後に町長の意見も聞きたいと思っております。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 多分、一つのものをやると、これから今日は同じ言葉が何回も出るかもしれないですけども、必ず十人十色になるかと思っております。それを要約して過半数とかまとめざるを得ないというのがいつも新しいものを造ったり建て替えたり、規模から始まって内容だつてみんな考え方が違いますから。ですから、妥協の産物ということで、理想とは見る人の活動によってかけ離れたものになってしまったとか、いろいろ評価は分かれるわけですが、そういう意味ではこれが一番ということはないと思っております。

先ほど言ったように、最低限、いろんな立場の、本当は町民の皆さん、もっと言えば保護者の皆さんにしっかりと聞いて、幾ら聞いたってそれも聞けば聞くほど、100人、1,000人に広げれば、もしかしたらみんな違うかもしれないということを含めて、できるだけ公平な形で、代表する意見を収集、集約したいということで検討委員さんを、それを私が勝手にこういうふうにつぼつけて選ぶのではないです。選んでいただいた上で、男女も含め、それから若い母親、預ける保護者の代表、それから保育園の先生、それから議員さん、区長さん、全てとは言いませんが、おおむねこのくらいの職種というか、担当する分野は違って共通に意見が述べられるような方々も含めて、特にいつも、きっとどこの町でも多少似たようなところはあるのですけれども、何の検討委員会も基本的に見ると同じような充て職で選ばれてきて、金太郎あめみたいな人が常に検討委員になるみたいなことも当然分かっておりますから、特に幼児、保育園等とその目的によってその比率を変えたり、特に女性の意見が必要だということであれば、今のご時世、さらにその意見はごもっともですから、できるだけ多用したいとか、いろいろ考えた上で今回も構成をしているわけでありまして。

本来であればもう少し女性の若いお母さん方の意見も入れたいということで、各保育園の保護者会の会長、母親の会長も入っていただいておりますが、中には私は選ばれても行きたくないなんて、それでは困るのだということで無理して、仕事に影響もするかもしれないけれども、充て職であなただきその立場にある人はいないので、ほかの人に薦めるにはさらに難しさが、お願いするのに大儀が難しくなるから、何としてもお願いしたいとかいろいろ、しかも会の運営上、できるだけ焦点を、女性の意見は漏れないように、どうですかとこっちから指したり、意見を求めたりということを繰り返して、これからも、既に2回検討委員会は終わっておりますが、いずれにしても集約をやむを得ずしなくてはならないことで、全員で、直接制民主主義ではないですから、またそれはいい点もあるけれども、マイナス点もあるということで、代表者によって決めていただくというのがこの役場も含めどこの町も検討委員会を持つ、あるいは建設委員会とかいろいろということになるのだろうと思っております。

そういう意味では、私の意見が反映されないから不満だということは当然起こるかもしれませんが、でも、私ではない。板倉町民の合意を図るための意見ということでありまして、その検討委員会が最も重要であろうということで、そういった組織もして話を進めているところであります。

場所から内容から、今言った児童館の問題から、それぞれ提案をまずできる、しないと議論になりませんから、調査をし、そういった形で提案をし、その提案をたたき台に腹藏ない意見の交換をしていただくということが最低限の会議の要素かなと思ひまして、できるだけそういったものを中心に、いよいよ具体的にこれから、場所を現地で、今のところで理想的な皆さんが考える内容に場所が間に合うのかどうか、あるいは新しく場所を求めることは可能なのかどうか。また、理想的なものを同じ費用で建てるためにはどちらが経済的に可能かどうか、建て替えるために現地が望ましいと思えば、余計な出費も必ず出てくるわけです。プレハブで代わりの仮設を造らなくてはならないとか、総合的にそういったものも一つ一つ検討をしていただいて、合意を取りつつということであります。

それに対して議会の関係ですが、議会というのは、見ようによれば何でも口を挟むことができる立場にもあるわけでありまして。では、議会が万能かと、議会が最終的には決定ができるから、全部我々が納得しなければ認めないというのでは議会独裁になってしまうから、ということも含め、検討委員会で煮詰まったものはきつとそれなりに優先をしながら、議会の議員さんも必要な工事、必要な入札、必要な設計とかそういったもの考えるときには、常識の範囲内で公平な、皆さんが選んで検討した結果で合意がここで達成できているとすれば、よっぽどではない限りは、恣意的な方向性を曲げたとかいろいろな限りは、基本的には賛成をいただくのであろうということをお前提に進めるわけでありまして、おおむねあと2年ぐらいのうちに、できれば建設に係るいわゆるソフト的な話合いも含め、設計とかも含めて進められればいいなという感じを持って、しかもこの間も申し上げたのですが、私が残り任期、あと1か月か2か月のところで、既に2回、いわゆる話合い、建設委員会も十分完了しない中で引き継ぐという形になりますが、町長が建設を自分の独裁的に気に入ったものを造るわけでもないし、検討委員会が公平で公正で、しかも十分な議論を出したものは、どなたが町長になろうか、ある程度の優先はせざるを得ないであろうということと、あとは常に要所要所で構成する役員さんの任期が必ず代わります。充て職が代わることによって、全く新しい人が、自分の知識もないのに突然権力を持つということはあるのですよ、議会だって。昨日当選して今日を一人前の1票を持つわけですから、30年やった議員と、たった1年の議員でも、知識がどれだけあるかは別としても、1票を持つわけですから。そういう意味では、できるだけ継続した任期の中で、議員さんも代わらない中、区長さんも代わらない中、いろいろそういったことを加味しながら、ここら辺がちょうどいいところであろうなということで準備も整ったということで、私が担当する部分は検討委員会を立ち上げ、そして一定のところまでということで、あとは後任が誰になるか分からないけれども、お願いをするということであるので、自分としては民主的に進めているというふうに思っております。

要所要所は、場所をどこにするとか、それに対してはお金がどの程度かかるからとか、今言った児童館と保育園の合体的な姿を、そうなるのであればですよ。こうなるかというものは、きつと一々議会にも報告はあるであろうし、何より議会の代表者が5人、12人のうち5人入っているわけですから、その人たちが賛成したものをよっぽどでなければ、議会の行っていない人のほうが論理的に強いということは基本的にはないと、議会無視でもありませんし、合理的な範囲内で運べるであろうということで、いい形ができればいいなと、今の私の立場としては、民主的に話を進めた上で、あとは個人に委ねると、そういうことあります。

以上。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今町長が言ったように民主的には運んでおりますね、検討委員会は。あえて町長が指すのですよね。若いお母さんとか、そうすると、指せば意見が出るのです。そういうのも参考になるのかなと思っています。ちょっと長くなりましたので、この質問以上で終わりたいと思います。

次の質問ですが、6月の下旬ですが、当町の小学2年生が研修ということで来庁しました。百聞は一見にしかず、まさにそのとおりかと思いますが、子供たちには大変勉強になったと思います。受入れ側の姿勢として質問したいのですが、まずこういう場合、研修に来た場合、コースとか、巡る順番とかって決まっているのですか、お聞きしたいと思います。

[「質問が変わったんでしょ」と言う人あり]

○6番 森田義昭議員 質問が変わりましたよ。研修で役場に来たのですけれども、そうすると……

○小林武雄議長 質問が違いますけれども、いいですか。

よろしいですか、教育長。

赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 小学生の役場庁舎の見学についてですけれども、順番については特に決まったことはございません。その時々で、どんなところを回りたいのかということは、その学年なりその年度によって変わっていると思います。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 特に、小学生が町役場なり町の仕事に関して興味を示すということは、今板倉町を背負っていく人間が徐々に少なくなっている時代ですから、そういった点からも板倉町に興味を持ってもらい、いつまでも、今度は自分の番だと思えるような教育ができるといいなと思っています。

これもちょっと長くなるのですけれども、これでこの質問を終わりたいと思います。次の質問が、皆さん待っていますので。

最後の質問ですが、もとより町長に対しても最後ということになるわけですが、議会の一般質問ということで、残り時間これだけですが、何か語っていただければと思い、あえて題はつけなかったのですが、よろしくお願いをしたいと思います。ただ、一般質問なので、質問的には、次の町長には何を託すのか、考えがあればこの際ですでお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一番大事なところが小学校の役場訪問ということで、次にきつと回したのかなと思うのですが、そういう意味では去っていく私の出番をつくっていただくということはありがたい反面、去っていく人間はそんなに語る必要はないということもありますので、いずれにしても指名を受けたので、振り返って16年の結果をどう反省するかというような、そういった質問だったかと思うのですが、ちょっと今のニュアンスとは違うのですが、後任の町長に望むことはありません。十分にやっていただくということです。今のところまだ残念だなと思っているのは、昨日も言ったとおり、町民が選挙で選ぶわけです。だけれども、選ぶ相手がもしかして1人だと選べないということです。無条件で委託をするということでもあります。

したがって、そういう結果を見た上で、もしかしたら新しい町長にどういう形で町民の皆さんの前で、私

はこういう意味でこういう気持ちがあつて、何が何でも栗原町長の町政16年間よりもこういった方向へ進みたいとか、自分で町民に賛同を得るために、1人の町民でもつかまえて俺の話を聞いてくれと、ぜひ俺を選んでくれみたいなそういう競争があつてしかるべきと。しかし、全国的に見ても県内的に見ても、隣の館林市を見ても、まだ判断は早いけれども、今日の上毛新聞に今のところ敵対候補者いないみたいな、ですから町会議員の成り手もない我が板倉町にとって、町長についてはそんなに、見ようによつて文句ばかり言われて批判ばかり受ける役職ですから、成り手もいなくなるのだろうなという感じもしないでもありませんが、去っていく者が新しい者に条件をつけるつもりはありません。ただし、先ほど言った条件によって、町民の皆さんに論戦も聞かすこともできなかつたとか、自分の思いの丈をあちこち座談会を開いてということもどこまで進むのか分かりませんけれども、今の時点ではですね。そういうことであつたときに、万が一無投票みたいな形だつたときには、僕はこう思うよということは、きっと俺の性格ですから言うであろうと思いますが、この場でそれを申し上げるまだ時点ではないだろうと思つております。

いずれにしても、そういう意味では、私も16年やらせていただいた流れの中で、いずれも何回か選挙ももちろん、最初1回落ちて、2回目、同じ前町長と1勝1敗で終わったわけですが、いずれも現職の長い輝かしい実績に対して、勝ちを求めて強い意志で挑戦をしたものですから、そういう意味で今の状況というのは決してよしと、強いリーダーでなければ強い決意もできないし、あるいは広く町民がどの程度自分を支えているのかということも数字で把握しなければ、ある意味では信念に燃えた支持基盤に燃えた思い切つた政治もできないかもしれないとか、それは心配することがあるわけですので、昨日の冒頭の挨拶でも、そういう意味では、まだ2か月近くあるわけですから、我こそはと手を挙げるのはこの中でも結構だし、あるいは自分の地域から出してもよろしいし、でも本人がやる気にならなければ駄目ですから、ということでありませう。

そういう意味では、1期目で、最初は1勝1敗で1回負けて、2回負ければ人の評価は終わってしまうだろうなということを考え、2回も別にやらなくても、1回勝つつもりで全力を尽くしたわけですから、それで結果は負けても悔いはなかつたということで、2回ということは考えていなかったのですが、幸い恵まれてと、何に恵まれたかはあえて申し上げませんが、いろんな機会も支持者も、あるいは環境も恵まれたつて、2回目の挑戦をするチャンスをいただいて、それが功を奏して、初めて当選をするということができた。ですから、逆に言うと、いいかげんな政治をやつていればすぐ落とされると。1回目は落ちている、挑戦して失敗しているのですから、2回やつて初めて1回目の町長を手に入れたということで、そういう意味では何とかして、約束、言ったことは全力で何が何でもやるのだということで、最初の4年間の評価は自分でも98%か100%に近いだろうと、約束したことはやつたということで胸を張つて言わせていただきましたが、そういう意味では一日一日……それと、私は常に議員さんにもよく言いますけれども、うそつきと言われるのは私自身も嫌ですから、ですからうそをつかないということは有言実行、言ったことは何が何でもやると、やらなかつたら自分の不徳の致すところとか、ちゃんと正々堂々と謝り、あるいは説明し、理解をいただいて全力投球しているというようなことも含め、そういった政治姿勢もあつたものですから、そういう意味では、その結果の積み重ねで16年4期もやらせていただいたというのは、もう自分では十分だなということでもあります。そういう意味では皆さんのご指導いただいて、支えていただいた皆様には心から感謝をしたいというふうに思つております。

また逆に、まだ無投票でもあるかもしれないから町長やれよなんていう声も随分いただきまして、ありが

たい限りだったのですが、時代は常に流れているわけですから、普通3期ぐらい、20年近くやって、まだまだやり残したことがあるなんていうことよりも、人が代わることによって、やれなかったこともある意味ではやれるようになる場合もあるということで、そういう意味で、私自身が万能でもないしそんなに能力もあるわけでもないで、新しい指導者を選ぶことも一つの方法かと思ひまして、十分な時間を取りながら、自分の態度表明をし、意欲のある人に期待をして、町民の前で私だったらこうする、私だったらこうするという論戦を、普通それが選挙ですからね。私は、それをずっとやってきたけれども、今回はそういうわけで果たしてこの先それが生まれるかどうか、それは町民の責任でもあります。あるいは、リーダーたる者は、この町はこうあるべきだなんて言っていて、いざって言ったらそういうものには自分は尻込みしてしまうというのは論理的に矛盾があるわけですから、強い指導者が現れることを、そういう意味では最低2人で争ってお願いしたいという気持ちはあるわけでありましたが、そういう意味では今のところどうなるかということでもあります。

おかげさまで、いろいろやらせていただいたということでも幾つか記憶にあるものはございます。南地区、30年来の当時悲願であるといった八間樋橋、これを何とか付け替えることが最初の4年間で、30年間でできなかったことを一応4年でやったということです。それは自慢話に聞こえるかどうかは別として、難しさがあったのです。それより何百メートルか下に国道354号の橋がもう一本架かるわけで、今架かっているわけです。国道354号の橋が先に架かってしまうと、町道の公共の橋とはいえ、こんな近くに何百メートルも上手に要らないということになったら、30年来の悲願ももうゼロから元に崩れてしまうということもあって、国道354号の国の推進をしていただける橋を欲しいと言いながら、できるだけ遅らせ、その間にいわゆる町道の南地区と板倉の中心部をつなぐ大動脈の実現を先に図ったというその手法の難しさはありましたが、何とかこれもこのようにできたというようなことでありまして、そのほか防災センターとか役場の庁舎とか小学校の統合も、それから行政区の再編ごみ処理の1市2町広域化も、あるいは北・東地区の防災避難場所整備とか、あるいはニュータウンでも、途中で、これは今でも忘れませんが、時たま論戦をしてしまう青木秀夫議員から夜中に電話かかってきた、何年か前に、テレビを栗原君見たかと、板倉町のニュータウンにヤマダ電機が進出して500戸売ると、それを俺は今ニュースで聞いたけれども、町長おまえ知っているかと、ふだんは論争してもそういったコンタクトも取りますから、いや知らないと言った。テレビでやっていましたがですね。大きな期待を持ったわけです。板倉町の駅のお祭り広場へヤマダ電機のいわゆるPRセンターみたいなものと兼ねて展示場を造る、それと太陽光をやる。それで、それと引換えにその太陽光のもうけで500戸をニュータウンを売ると、7区画、8区画、それも結果的には県が反対したこと……言ってもいいでしょう。太陽光の発電所が計算よりも思ったよりももうかるという試算がその当時立ったようなので、ヤマダ電機さんに譲らないで県がやるというので、今県がやっていますけれども、ヤマダ電機は県に腹立てて、もうかるものを取ってしまって、500戸売るといったって売れるか売れないか分からないようなものだけ人に押しつけて、駅前にお店だって、いわゆるショールームも含めたお店も板倉町の人口の購買力ではもうからないというのは目に見えていても、その3点セットであれば譲るといようなことも含めて、進出するというのも含めて返事したのに約束を破ったとか、ヤマダ電機の山田昇会長には、普通の人ではなかなか行き会えないのです。私のせがれがヤマダ電機の中国支店に進出をしていましたので、そんなコンタクトを使いながら、ヤマダ電機の社長とお会いをして、高崎の本社の、頑固そうな会長さんですけれども、

栗原さんですかと、申し訳ないけれども、板倉町は憎くないけれどもというような経緯なんかもあったり、思い返すといろんなものもあります。

いろいろそういう意味ではソフト面で賀詞交歓会を、ほかのまちではやっていないスタイルで2部制、前段、いわゆる意見交換、ジュースを持って、あるいはビールを持って歩いて、ちょこっと外交するのが嫌いな人と、その人のためには前段を講演会形式に、あるいは後半を普通のその交換会形式にとか、あるいは給食費の無料化とか、いろいろ記念式典も60周年やらせていただきましたし、一応壊れましたが、館林市との合併協議会も50人、昨日も論議ありましたが、板倉町の決して多数ではないけれども、合法的に整備をされた50人の陳情というか、いわゆる法に、特例に基づいた陳情で、それも立ち上げ真剣に協議をしましたが、学校給食云々で合意が取れなかったことも事実でありましたし、あるいは遊水地を囲む4市2町協議会で、治水容量、何としてもこの地域の治水を根本から断ち切るには、八ッ場ダム1つぐらいをもう少し、そのぐらいのものをため込める能力を持ったものを造ったほうがいいだろうということで、夢のような話でありましたが、近隣の小山、栃木、それぞれ15万、16万の市長、古河、加須市、14万、13万、それと野木町と板倉町、私を中心になって共に共同的な悩みでありましたので、それを……

○**小林武雄議長** 栗原町長に申し上げます。答弁中申し訳ありませんが、時間が経過しておりますので、まとめていただければと思いますが。

○**栗原 実町長** サービスで答弁しております。もう少しで終わりますから。

ということですので、そういったものも、これはいつ実現するか分かりませんが、でもついこの間、国交省から直接その対策が緒に就いたと、始めるということ、具体的にはどういう方法かというのは分かりませんが、そんな返事も来ておりますし、あるいは群馬県でも板倉町は対岸に渡る渡良瀬川、佐野、栃木あるいは南へ渡る羽生あるいは加須市にも渡る利根、渡良瀬に対して自分の町から直接渡れる橋がないということで、千代田町等々に先行は、30年前から向こうは頑張ってくださっているわけですので、それを先に承認をしていただくのは当然のことでありまして、それはそれでおめでとうと言いながら、次は何としても板倉の……群馬県の市町村でも、町にそういった橋がないのは我が町ぐらいですからね。そういう意味では長年の政治家はどうなっていたのだろうかという、それ以上言うとな攻撃になりますからですが、最小限必要なベースのものは手をつけたということにもなるのでしょうか。

そういうことで、最後にちょこつと言いますが、幾ら頑張ってもなかなか完成とか、町民の皆さんに納得のいかないものもございます。それはニュータウンの完成にはまだほど遠い状況であります。しかし、それは私どもの責任でもありませんし、努力は難しい問題ほど倍も3倍もしているということと、その状況が時代の流れと全くもう逆になっておりますので、そういう意味では、なかなか結論が、結果が出ていないという中でも、それでも諦めずにニュータウンの水素住宅、端的に言えば、それらも試験的に今年から県にもお願いしてやっていただいて、50戸ぐらいを試験的に、全国でも一番最初の最新の住宅というようなことでも着工しておりますし、そういう意味では、東洋大の撤退も話題となっておりますが、相手があるわけありますので、撤退もそんな簡単にこちらが思うようにはいかない。つまらなく、町があそこの空いている土地をこう使いたい、ああ使いたいと言ったら、おそらく東洋大は全部町が買えと、何十億円だか町で引き取ってください、そんなに欲しいのならと言われますから、それで皆さんが採算を考え、買っていいというのだったらあしたにでも返事しますけれども、それはそんな簡単にはいかないでしょう。図書館だけを借りたい、

テニスコートを使いたい、サッカー場を使いたいという声は、そのグループの独断の声ですが、それ全体で、あの町全体一つ、敷地を全体を考えたら、大学側が貸しますけれども、全部引き取っていただければと言うに決まっている。そういう意味では非常に難しい交渉をこれから、それでも学生が今いなくなりましたので、これからいよいよ町の考え方をやや強めに出して、県下の指折りの大学が、自分の勝手に進出し、進出したときは群馬県も板倉町もお願いをしたはずであります、勝手に撤退をし、困ると言っても撤退をし、後は知らぬ存ぜぬ、立つ鳥……普通、最低どこを見ても、理科大だって久喜を見ても、そんなに跡を濁していない、矢板のシャープだってみんな撤退するときは、それなりに損失を踏まえ、まちのために和解ができるようないい条件で撤退をするはずであります、その胸構え一つもないのと、迷惑かけ抜いてかけ抜いて、その結果として自分勝手に逃げて行って、よくそれで大学だなんて、人を教育する立場で大面しているなというぐらいの覚悟で言っていました、いよいよこれからはそれはそれとして、大学側の考えをもう3年、4年たつわけですから、どういふふうで撤退の絵図面を書いているのか、それもしっかりとこれから聞くような状況になるでしょう。残念ながら私もここでいなくなりますから、大学側が結論を出すまで私がやっているということになれば長過ぎるということも出てくるでしょうし、そういう意味ではニュータウンから出ている、もちろん昨日も言いましたが、議員さんや、あるいは板倉町議会含めて、地元の問題ですから、町とぜひタイアップしながらそういった問題もアクションをどういふふうで起こしていくかということも非常に重要な問題になろうかと思っておりますので、そこら辺がある意味では力不足ということになるのか、昨日も言いましたけれども、町の務めとすれば、世界の大使館にまで行って東洋大学の跡地に進出する学校を見つけてこい、学校とは限っていません。学校が欲しいというのは、それは何人かの人はいるでしょうと、学校だけでなく、ほかのまちは学校は要らない、みんな会社を誘致しているのです。世の中生きていくのにお金は要らないのですかというようなこともいろいろ議論したりしますけれども、みんな町民の皆さん勝手なこと言いますから、でも勝手なこと言うのだったらちょっとは骨折ってみろよと、町民の皆さんもと、そこらまで言わせていただいて、この間の話合いを終えておりますが、そういう意味では語気が強かったところもあります、いろいろ反省しながらこの16年務めさせていただいた。大ざっぱにそんなところでございませぬ。以上、長くなりましたが、答弁といたします。終わります。

○小林武雄議長 以上で、森田義昭の一般質問を終了いたします。

〔一言〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 時間が経過しておりますので、以上で終わりにします。

ここで休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時11分)

再 開 (午前10時18分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問時間は60分です。

青木秀夫議員。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 11番の青木です。よろしく申し上げます。改めて、おはようございます。直ちにこの質問に入らせていただきます。

栗原町長は、令和6年の5月13日付の板倉町議会議長及び議会議運委員長宛ての要請書の中で、抗議書及び要請書か、中で、青木議員は性悪説を信条としていると、その性悪説に基づいて暴行罪、脅迫罪、侮辱罪、強要罪を伴った攻撃をしていると記述があります。また、令和5年9月の15日、これは別の件ですけれども、群馬県の自治紛争委員会宛ての意見書の中で、青木議員は性悪説に立って物事を考えていると公言している。ということから要注意人物であるというふうな記述もあります。それに続いて、青木議員は毎日のように議会事務局に来て相手構わずのところがあり、議会事務局も仕事を手につかないと後任の成り手がないくらい、3代にわたって局長は苦勞しており、正直困惑しているという記述がありました。この記述については町長も当然覚えていると思うのですけれども、ほかにも私に対するこの性悪説に関する記述は何か所もあるのですけれども、何か随分性悪説に関心があるみたいですしけれども、そこで性悪説とか性善説についての議論とか意見交換というのは、通常、宗教とか道徳とか、あるいは倫理学とか哲学とかそういった世界での意見交換とか議論であると思うのです。一般の社会ではなじみの薄い言葉であるのではないかと私は思っています。そういう言葉を使っている人は一般的にあんまりないのではないかと思っています。

私も日常、性悪説を信条としているなどという認識は持っておりません。そのように思ったことも考えたこともありません。ましてや性悪説に立ち物事を考えていると公言などをした記憶はないのですけれども、栗原町長は度々そのことを指摘しています。そのような発言がゼロかと言われれば、私も自信がありませんが、記憶ではそういったことをあんまりした覚えがないのです。

そこで、この性悪説、性善説については、私なりに町長の指摘があったので、自分なりに自己流に整理してみます。この性善説、性悪説というのは、これはもう何千年の歴史があって、古来から有力な通説が幾つかあるのでしょうか。しかし、その通説といっても、なかなか専門家でもない一般の人は理解できていないのではないかなと思っています。それを自己流にみんな理解すれば、それぞれのてんでんばらばら、十人十色、百人百様の見解を示して、いろいろな珍説もあるのではないかと考えております。

性悪説を信条としている、性悪説を公言していると、その町長の指摘を機会に、改めて私なりにその性悪説、性善説について自己流にまとめてみますと、例えば人の心を丸で示しますと、真ん中に縦線を引いて、左側を善なる心、右に悪なる心というふうに仮に分けたとしますと、人間は生まれながらにして誰でも悪い心もよい心も持って、100・ゼロということはまずないと思うのです。善悪は混ざって生きているのではないかなと思っています。そういう善悪混在している中で、善悪のどの部分を充実するか、あるいは強調するかと、人によってそれはまちまちだと思うのです。それによって、多少性悪説だとか性善説だとかという議論になるのかと考えております。しかし、結局、これは突き詰めてみるとゴールはどちらも同じというようなことになっているのではないかと思います。

そこで、人間は善なる心、悪なる心を持ち合わせて生まれてきているのです。その中でこの善なる心は放っておいてもこれは問題ないということになっています。一方、この悪い心、その中でもこの欲望という悪い心を放置しておく、その欲望が増幅して、時には暴発して、社会を大混乱に陥れていることは歴史を示

されていると思うのです。

物質的欲望、精神的欲望からこの権力欲とか支配欲とか、そういった欲望というのは限りないと思うのです。その欲望を放置しておく、弱肉強食社会になったり、それで最終的にはみんな我々が歴史上経験していることですが、戦争というようなことが日本でも外国でもどこでも起きております。そのことを長い歴史の中で人間はいろいろ繰り返し経験してきているけれども、なかなかそれが生きていないのがまた現実だと思っております。

社会は人の欲望の暴走・暴発を防止・阻止するために、文字のなかった頃からこの21世紀の今日までいろいろルールとか規範とか、今でいうこの法律をつくって、それに対処してきたのだと思っております。現在は、その欲望を阻止あるいは防止するために星の数ほどの法律でそれを縛っているのですけれども、なかなか現実にはそれが機能していない面もあるようです。

やはり法律の適用となると、その法律というのは30文字か五、六十文字で曖昧な抽象的な文言で構成されていますので、解釈によってどうにでもなってしまうわけです。そして、またそれをどういうふうに運用するととなると、これまたとんでもないところにも行ってしまいます。

人は誰でも欲望と言われることを大なり小なり持っているはずで、その性悪説な見解に立って、例えば、やはり法律というのは、限度を超えた、一線を越えた悪質な行為に対して適用されているということになっているのかなと私は思っております。それ以外の行為に対しては寛容・寛大に適用されているのが実態ではないかと思っております。法律は悪質な行為に適用されて、それ以外には寛大・寛容であるのではないかというのが私の認識です。

その性悪説的な考え方を自分に置き換えてみれば、自分自身、私も怠け者であるにもかかわらず、物質的な欲望、精神的な欲望は人並みに持っております。そして、その欲望のために自分勝手、ご都合主義的な自己主張、弁解も人並みにしていると思っております。人の言動に対して寛容・寛大であると私は思っているのですが、それは自分の言動を肯定するためにそういう部分があるかなとは思っております。少なくとも人の言動、評価に対しては、私は寛容・寛大に取っております。

そこで、栗原町長にお伺いしますけれども、性悪説を信条としていると私への町長の見解、それは何を、私の見解はさっき述べたのですけれども、今度町長に聞きますけれども、何を根拠にどういう解釈でそんなことを何度も発言しているのか分かれれば、お伺いしたいのですけれども。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 性悪説、性善説の理解度がそんなに青木議員と違います。性善説も性悪説も基本的には行き着くところは同じだろうと思っております。例えて言えば、富士山を右から登ると左から登るぐらいの差かなと、私学者ではないし法律家でもないですから、そんな関係で、いわゆるいずれにしても、もっと言えば、私的な考え方で述べれば、それが法律的には合っているかどうかは別として、人を信頼してかかるのか、疑ってかかるのかみたいなことにもなるのかなとか、物の考え方の出発点がですよ。

それはそれとして、私はいずれにしても今言ったように専門家でもないし法律家でもないし裁判官でもないし学者でもないですから、青木議員が自ら言わない限りは、私が青木議員が性悪者だなんて言える道理もないのです。ですから、いつかというとしばらく前という答えになるかもしれませんが、青木議員と私の付

き合いは先ほども言ったように、相当長い、この中でも一番長い付き合いでしょう。ということでありまして、きっとそんな付き合いの16年、もしくはそれ以上の付き合いの流れの中で、前3分の1ぐらいのそこら辺でそんな話を承ったような気がします。

今、青木議員さんは随分と自分の言ったことを簡単に忘れてしまうようですけれども、ここにちゃんと調べてきてございますが、付箋がついているところを全部述べますが、平成……もっと引けばもっといっぱい出てくると思います。平成25年第1回定例会、ページ141、上から7、8行目、あるいは平成25年第2回定例会、ページ53ページ、下から9行目、平成27年第2回定例会の83ページ、上から6、7行目とか、あるいは令和2年第2回定例会、97ページ、上から6、7、8、9行目とか、いろいろ私とのやり取りや、あるいは当町の職員とのやり取りの中で、ここがそれがそのまま抜いた部分でありますから、お持ち帰って結構ですから、赤線が引いてありますから、忘れないはずでしょう。知らないなんてとぼけられては困る。青木議員が言うように、いつも「議事録に書いてあるよ、栗原町長」って言うけれども……

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 だから、それを渡したっていいよ。一応そういうことでありますので、今まで、このところ青木議員と裁判ぶったりぶたれたりみたいなのところもありますから、でしょうけれども、今まで1回も私が青木議員は性悪説ですよね、ですからこれ以上議論しても、例えば近寄りづらいかもしれないし、分からない、出発が違うのだからみたいなことで議論したこともいっぱいありますけれども、今まで私は性悪説でないと言ったのは今回、私は初めて聞くところです。

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 だから、私は性悪説でないというふう聞こえるような、今まで何か性悪説を認めているのでしょうか。だから、青木議員は性悪……

○小林武雄議長 ちょっとお待ちください。先に回答を聞いてからにしてください。

○栗原 実町長 青木議員は、私は性悪説だと、だけれども、栗原町長は何を根拠に私を性悪説論者だと言っているのかという質問でしょうから、しばらく前だと、自分自身もちゃんとそれにも書いてあるとおりにあるのではないですかと、ということも含めて、私はそれでも性悪説と性善説はそんなに究極の目的は変わらないと。孟子とか荀子とか分かりませんが、物の本を引けば法的整備は出てきますので、そういうことを考えると、やはり出発点の考え方の基本的な出発点の違いぐらいで、どちらも最終的には人間の心を悪く染まらないように、あるいは欲得に食われなければとかいろんな条件がありますが、これは中国の学者がずっとそれを論争して、どちらが正しいかも論争しているわけでありまして、その後、有名な学者が、何代も中国の学者にわたって、その論点がいまだこれだというところまでの結論は出ていないようでありますから、そういう意味ではそんな程度の私は見方で、青木議員の……でも、私は先ほど、自分の考えからして青木議員は間違いなくこうだということは言ってきません。性悪説でしょうから、性悪説ですよね、1回も否定もされないし、私自身が青木議員そのものを一方的に、あなたは性悪説論者だと、これこれこういう理由でということの論的根拠も持っていないから、そういう意味では、青木議員自ら言われてきたものがきっかけで、その後、もう十何年もたっても、今日が多分初めてこういったものに対して、さも私は性悪説ではないみたいに取れるような質問にも受けるわけです。

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 分かりました。それでいいですか、答弁は。

〔「私は性悪説だなんて言ってないよ」と言う人あり〕

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。許可を得てから発言してください。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 性悪説だなんて言ってないでしょう、性悪說的に考えているというのですよ。性悪説というのは、ここにも載っているではないですか、みんな。法律は性悪説を前提にできているのでしょうか、そういうことをいつも言っているのです。私は……ここだって、私が言っているのではない、町長が言っているのだよ、これ。

〔「いや、私だったらよく読んでください」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質問と答弁交互にしますので、あくまでも質問をしてください。

○11番 青木秀夫議員 いい、分かった、分かった、もういいよ。水かけ論になってしまうから、駄目だこんなもの。自分で言っているのではない、性悪説ですと。私は、性悪説というのは、いいですか、法律というのは性悪説を前提に立ってできているのでしょうかということを私はいつも言っているのです。

〔「分からないですよ、法律家じゃないから」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 法律家でなくたって分かるでしょう。人間は悪いことするから、いろんなこの団体でも社会でも必ずお金を扱う団体ですと、子ども会だろうが老人会だろうが国だろうが、いつも会計監査とかそういうのを置いているとか、そういう悪いことをする人がいるという前提で、仕組みでつくられているのでしょうかということよ。だから、それを性悪說的にそういうのができているのでしょうかということはいつも言っているのです、それは私は性悪説だって言っていますよ。性悪説ではないとって、初めてなんて言ってないよ、まあいいや、それは。

それで、人間が生まれながらの欲望、暴走、暴発をするために、それを阻止、抑制するために、この法律というのができているのだと思うのです。それが私は性悪説を前提にしてできているのではないかというふうに思っています。

確かに、あの短い文言の条文をどのように適用し運用するかとなると、これは非常に恣意的にどうにでも運用できることになって、大変な社会をつくり出すことがあるわけです。その暴走を防ぐためにいろいろとがんじがらめな条文をつくって、法律をつくっているのですけれども、なかなかそれが機能していないと。

その一方で、あの短い条文を解釈もすることなく、小学生的に、小学生も低学年だな、低学年的にただ字面、文字面をただ当てはめる。そうすると、これまでこれ社会は大混乱するのです。社会は紛争の山、事件の山になってしまいます。警察も検察庁も裁判所もすぐ機能不全になってしまうと思うのです。だから、法律というのはこの性悪説に立ってできているのかなと思っているのです。

今、マスメディアをにぎわせている政治資金規正法事件、4,000万円以上は起訴、4,000万円以下は不起訴というような処分を検察庁が出しているということで、その学者とか弁護士グループがその基準や理由を示せと刑事告発しているようです。検察庁は理由を示せないでしょう。ただ沈黙するだけだと思うのです。4,000万円以下は不起訴ですなんて理由を言ったら、これ世の中大変です。大体、テレビなんかや新聞見ても、いろいろな事件が不起訴ですって出ています。不起訴の理由は検察庁は示していない。それは示せないですよ。そういうのが世の中の私は実態でしょうと。例の何か最近話題になった赤ベツ、不倫議員で有

名になったあの広瀬議員だって、あれ詐欺事件ですからね、秘書給与の詐欺事件。それは、国庫返納して議員辞職したからといって、在宅起訴です。あれ普通国民感情から見ると、何だあれはと、許せないのではないかと思う。町長もそっちの組かなと思っているのです。

私は、そうでもないのですよ。人のことに対しては非常に寛容・寛大、確かにこの法律の適用というのは緩過ぎるというのが社会の常識だと思っている。それは、性悪説に立っているからそういうことになっているのかなと、私は思っておるのです。

町長の受け止め方はちょっと違うかもしれないですけども、確かにこの条文というのは、たったこの五、六十字で、それも抽象的な文言で構成されている。分からないでしょう、普通の人にはなかなかね。法律違反だとか、安直に法律違反という言葉を使う人がいますけれども、なかなか法律違反なんていうものは素人が判断というのは難しいと思うのです。

それで、例えば窃盗罪、10年以下の懲役と処する。これしか書いていない。内容は、これピンからキリまであるわけです。それをどういうふうに当てはめるかということです。暴行罪、暴行を加えて傷害に至らない場合は、2年以下の懲役もしくは罰金、もしくは科料に処すとなっているのです。この事件の中身はピンからキリまで幅広いです。それをその短い抽象的な条文をどのように当てはめるかとなると、これは非常に難しいと思うのです。だから、それが今は、その性悪説的な立場に立って、一線を越えた悪質な部分だけが法律上適用されていると、それ以外はどのような対応をしているのかと、世の中は、社会は。非常に寛大・寛容に対処しているのが現実だと思うのです。

例えば刑法事件でも窃盗罪、ナンバーワンの事件です。これ10万件以上が微罪として各警察署で処分されているわけです、実態は。暴行罪だってそうです。2万件以上、みんな微罪で警察で処分して、検察送りなんかならないのです。それで、前科もこれはないのです。前歴というのはつくらしいですけども。処分、おとがめなし。というのは、圧倒的に緩やかに社会は法律は適用されているというのが現実だと思うのです。

その中で、微罪としてではなくて、仮に検察庁送りになった事件も10万件あれば、その7割は大体不起訴処分だそうです。3割が起訴処分になると。だから、何十万件あるうちの本当僅かなところが処分されているというほど、法律の適用というのは非常に甘い。それを私は言っているわけです。性悪説に立っているのだらうと、法律の適用。だから、私、性悪説に立っているといえれば立っているのです。立っていないなんて言ってないです。いいですか。

町長の考えとはちょっと違うと思うのですけれども、そこで再度伺いますけれども、限度を超えない、一線を越えない行為に対しては寛容・寛大であるというのが性悪説的の見解であるというふうに私は認識しているのです。

そこで、栗原町長の性悪説を信条としているという私への指摘、あの文脈だと意味不明なのです。ですから、もうちょっと言葉を付け加えて、補充して、どういうことであなたは性悪説を信条としているのか、もうちょっと詳しく説明できますか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほどから言っているではないですか。詳しくその性悪説も性善説も学者ではないから分

類はできない、おおむね、あなたは私より法的に明るいからそういうことを求めるのでしょうかけれども、一般の世の中はそうではないです。それはそれとして、いずれにしても、ですから私は浅学ですから、私のほうからあなたは性悪説者ですねなんてことはもう言えるはずもないし言うつもりもないし、どこかで青木議員が性悪説だと私は、あるいは性悪説的論者だと言ったかに違いない。それを、それはいつ頃だっていえば、ずっと引いてみれば出てくるかもしれませんが、16年間、四六、二十四、64議会の流れの中か、あるいは私的の中でも付き合いがよかったときもありますし、悪かったときもあるからですが、いずれにしてもそこに今示したように、青木議員もそんなに今あれだったら、今言ったこの論戦をもっと早く行っていただければ、もっと新鮮で明らかな記憶で、言った言わないもはっきりできるのですが、こんな論戦を挑まれたのは、本来であればこれは受けないかという話言ったのです。だって、具体的に、それは学者が法廷で争うものでもないし、本家本元の中国でも、学者でも依然として今だって分かれているわけだし、跡を継いだ弟子がお互いが論争しているとか、ですからそういう意味では、私はただ性善説に立っていると、ではあなたの性善説は何かといえば、信頼してかかる。だけれども、信頼して裏切った結果が出れば、それは人間って何かの面で買収されたのではないかとか犯されたのではないかとか、それは表現は悪いですけども、その性善説から信じた人だったけれども、信じた人と違うなと思ったときには、何かそういう要因が働いたのであろうと考える。それは、全くその論理は、性悪説も逆に言うと同じ論理が、人間は持って生まれたときには黒だ。だけれども、要するに一つ一つ学習することによって、いわゆる性悪説、まるで生まれたものがよくなっていくと、最終的にはそんなものを引くと、表現がそんなふうにも書いてある字引きがあったり、あるわけですが、いずれにしてもそういう意味では、そんなに否定もしないからそういうこと言っていて、今までもそれでずっと16年間、俺を性悪説者と言ったつもりはないとか、今の論戦、今回初めてですからね。

「分かりました」と言う人あり

○栗原 実町長 分かっているでしょう。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 次に、これ進めますけれども、今何ですか、ハラスメントという言葉が各方面で流行語になっているほど使われています。これは、令和6年の5月13日付の栗原町長……

「5月13日付」と言う人あり

○11番 青木秀夫議員 令和6年5月13日付の栗原町長作成でしょうね。議長宛て、抗議並びに要請書の件について、これを伺います。この要請書に副町長以下の意見書が添付されておるわけです。その全体の添付書も含めて、この13日の要請書を見ますと、この文章の主人公、主役は荻野事務局長であるのではないかと思うのです。これは誰でもそう思うと思うのです。ところが、各課長の意見書は載っているのですけれども、その肝腎要の主人公である荻野事務局長の意見書は添付されていないのですけれども、これはもともとなかったのですか、それとも何か訳あって載せなかったのですか、そのことをお聞きしたいのですけれども、簡単をお願いします。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当事者であるから当事者の意見は取りあえずは公正な意味で省いたほうがいだろうと、当然考え方は聞いております。周知をするわけですから、証拠ではないですけども、当事者の意見は省い

て、第三者的な見解としてしっかりと、それもしかするとそういう用途で使う場合も、いや、だからこれは全て警察も同じものが全部行っています。それをどう取るかも警察次第、分かりません。結果的にそれが、先ほどから青木議員が言っている何万件という立件の要請があっても、そのうちの1割で終わるかどうかも分かりません。ただ、私は、板倉町の町長である限り、町職員を悪いことをすれば罰する立場にもあります。注意しなくてはならない立場もあります。また逆に、私は直接今回の問題には、ここに座っていて議論にも入れないし、ですが、そういう立場として一つの議会の中にいる者として、自分のそれはあくまで判断の基準の下でという前提にはなりますが、職員が正しいことをやっているのに……

「それで聞いているんですよ、それだけでいいですよ。時間ないから」

と言う人あり]

○栗原 実町長 要するに、要は……

○小林武雄議長 青木議員、ちょっとお待ちください。答弁中ですので、答弁終わってから質問してください。

○栗原 実町長 では、すぐやめますね。要するに本人は、本人の意見は載せては、だって本人は、青木議員にすれば反対の論理を述べるに決まっているから、証拠の書類は、再三再四、そういう用途にも使うから、決して要請を出そうが出さないが、そんなものは要するに個人の考えだから、責任を持ってあの状況を、同じこちらの側でいた方、この日やる人は全部自分の考えで捺印までして出している。

「分かった」と言う人あり]

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この人間社会はこの紛争というものは、これは付き物ですから、その紛争は必ず原因があるはずですよ。これは一般論ですよ。そして、その経過、過程もあるわけです。その原因があっているいろいろな過程を経て、その結果というのが生まれてくるのが紛争です。紛争解決には、まずその原因の究明が先決であると思うのです。

一般的に、パワハラ事件も原因があって、過程があって結果が生まれてくるはずですよ。その紛争解決策の基本中の基本がこの因果関係論だと思ふのです。その中で鍵となるのが、何といたってこの紛争の原因、出発点に当たった原因の究明だと思ふのです。いいですよ、町長の要請書は都合のよい部分を切り取った文言で構成されています。本件は、議長、副議長辞職勧告決議案に関しては、町長さっきも自分でも言っていますが、町長は部外者です。当事者ではないのです。それで、いろいろと要請書も出しているわけですけども、この3月議会における小林議長、小野田副議長の辞職勧告決議案審議の中で、私の発言が問題視されているわけですが、これは後になって気がついたのですけれども、失敗したなと思ったのは、小野田、小林議員は辞職勧告の代表者だったのです。本来なら2人も同時に除斥すべきだったのです。除斥の対象者だったのです。その除斥の対象者が公正公平に運営する議事を進行した。これが最大の間違いだったのです。初めから公正公平な議事進行は望めなかったのです。辞職勧告の対象者が議長ですから、初めからこれは望めませんよ、当事者なのですから。それで、当事者ですから、議事をいかに止めるか、妨害するかが本件のお出発点、これ第一の原因だったのです。敵対関係の行為ですから、当然といえば当然だったかもしれません。

この3月議会議事録78ページの上から8行目を見てもらえば分かるのですけれども、私が質問を始めて約1分ちょっとですよ、まだ1分ちょっと、小野田議長が「青木議員に申し上げます。発議者に対する質問で

お願いいたします」と、私の発言を妨害しているのです。映像を見れば、その事実は鮮明に分かると思います。これは小野田議長の私へのこの妨害行為、まさにこれこそパワーハラスメントです。その後も4回、合計5回、私の質問を封じようとして、私の発言を妨害しているのです。これ議事録、映像照らし合わせれば、まさにパワーハラスメントであることはよく分かると思うのです。職員の皆さんも映像を見たのかもしれないですけども、また再び議事録と映像を照らし合わせて確認してみてください。

栗原町長の要請書に添付された職員の意見書の中に、塩田課長の以下のような記述があります。いいですか、よく聞いておいてください。「以前は、議論が逸脱したとしても議長が制止することはなかったと思う。今回、議長が突然制止したことにより、今回のようなことになったのかもしれない」という記述があります。そのとおりなのです。私は、20年以上議員生活を送っている中で、議長が質問者に発言を制した事例は経験したことはありません。初めての経験です。それが本件のこの第2の理由になっているのだと思うのです。紛争というのは、因果関係を踏まえて解決するというのが、これは社会の常識だと思うのです。

続けて、まとめて聞いてしまいますからね。町長の要請書の中に、民事、刑事においても事件として取り扱うよう申し出る予定である。これは、5月13日付の要請書です。それから、それについては、3月25日の要請書への添付書の中にある記述です。「青木氏の荻野事務局長への言動についての中で、町長職として看過できない事案として、何らかの処罰と名誉回復及び公然の謝罪を求めため、捜査を願い出ているところであります」との記述もあります。捜査を願い出ているのです。

それから、6月7日付の上毛新聞の記事の件で伺いますが、この記事の中にも、事務局長に対する行為はパワーハラスメントの典型であり、見逃すわけにいかない。町は、民事、刑事の両面で関係者に相談しているという記事が載っております。

それから、前後しますけれども、この前の6月議会の朝の町長挨拶でこんなことも述べています。「館林警察署に捜査を要請した」とあります。これ刑事告発をしたということなののでしょうか。

○**小林武雄議長** 青木議員に申し上げます。一問一答方式ですので、一問一問質問してください。まとめて質問しないでください。

○**11番 青木秀夫議員** では、いいや、最後のところだけでいいや、まとめて同じことなのだから、告訴する、訴えるって盛んに言っているのだから、その6月議会での発言で館林警察署に捜査を要請しているところなのですが、これは正式に刑事告訴したのでしょうかと聞いているのです。

○**小林武雄議長** よろしいですか。

では、栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○**栗原 実町長** その前に、栗原町長は当事者ではないと先ほど言っていたけれども……

[「言っていましたよ」と言う人あり]

○**栗原 実町長** 当事者なのですね。それをさっき説明しようと思ったのだけれども、職員へ小言を言う立場にもある、職員が無実の罪を着せられれば職員を、極端にもこれは一つの例えですよ。守る立場にもあると。直接の当事者でなくても、職員が被害を、例えば今回の場合はハラスメントですが、ハラスメントを受けていると私自身が判断をした場合には、私も当事者になるのですよ、そういう意味では。職員の代表者ですから、自分の部下がいじめられているということからして、それは法的に当事者であるかどうかは、また

判断するほうが違いますから、それはそれとして、私も当事者であるということから私名で議会に、昨日セクハラのハラスメントの条例もつくっていただきました。私どもの要請に、その裏づけとなるのを我々はここに、こちら側の人は、議員が本来なら議会の中の議員のことですから、この言動は適切かどうかというのは、ほかの町なら全て判断しているのだよ。しかし、うちの町の議員は声大きい人や法律で理屈っぽい人や黙って小さくなって、何事もなかったように素知らぬように態度を取っている、それが板倉町の議会が一番遅れていると、他人事のように、弱い者を見て薄ら笑っているような、単なる数の論理だけでみたいな、そういったこともありましたので、私も含めて議会の本来は正常化が、まずそういう動きが、そのために議運もあるし……

[何事か言う人あり]

○小林武雄議長 ただいま答弁中です。お待ちください。

[「質問に答えられないと駄目だよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 いや、だってそういうことを言わなければ駄目だよ。

[「刑事告訴したんかって聞いているんですよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 一方的に言いたいことは言われて、こちらだってちゃんと判断しなくては……

[「時間がないからですよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 時間はだって……

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。答弁中ですので、少しお待ちください。

○栗原 実町長 時間がなかったら自分の質問縮めればいい、あなたの時間を。

そういったことで、そういう意味で私も当事者のつもりで町を代表して、ただ私自身が個人的ではまずいから、副町長、教育長、ここにいる人全部の意見を、例えばその事案が起こったときのあの現象をどう見るかということで、初めは判こは取らなかった。だけれども、もしかしてこれが物証に役に立つ、あるいは職員の皆さんが町長が扇動したとか、いろんなのに取られる可能性、性悪説の方だと、取られる可能性もありますから、わざわざそういったものも議員各位にも全部配っている。そういうことを踏まえて、したがって警察にも、今青木議員が言ったことは事実です。

それから、町の顧問弁護士を通して、いつでも裁判ができるように手はずは整えてございます。ただ、町の顧問弁護士が言うには、刑事告発……だから、我々は館林警察にちゃんとそういうことを、必要な書類、録音、画像全て送ってはありますから、それを含めてどう判断するかは、でも我々はそういう被害者の立場にあるので、これをこのまま黙殺はできないということで、そういう行動を取ったわけではありますが、その権利はあると思っています。

[「ありますよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 その結果は、どう出るかは分かりません。これは、損害賠償とかなんとかという問題にはなりませんから、ぎりぎりのところまで行っているわけですから、ということで現在はその状況を見ているところですが、早く出せ、早く訴えろと言っているそうですが、だからそれを訴えたか、その法律的な言葉は我々はあまり、告発あるいはいろんな言葉があるようですが、その違いがどこにあるとか、それも引いてみましたら、当事者外が訴えるのと、当事者が訴えるので表現の違いがあるとか、いろいろあるそうですが、一応そういうことで、事実に基づいて、青木議員はそれを作り事と言っているのですが、でも昨日あり

がたかったですけども、これ余計なことかもしれませんが、昨日の時点でもやはり青木議員は性悪説なのかななんて、こんな質問が出ていますから、12人いて、11人は何だかんだ言って、これは議員皆さんを縛るものでもあるし、また常識をもって運営していけば、そういったことが再犯が防止できるための、それを本来なら議運があったりするから、自ら出す義務があるのに、ほかの町には全部そろっているのに、うちの町はそれすら……

〔「議長」と言う人あり〕

○栗原 実町長 議論する必要はないなんてとぼけた議員がいるから、私はそういう意味では、この町の議会も先行き真っ暗かもしれないと個人的に思った次第でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○栗原 実町長 それも可決をいただいて、セクハラ条例も、だからこれは青木議員が昨日心配していたようですが、この条例のここが欠陥である、これを悪用したらどうなのか、法を知らない人は悪用なんかしないのですよ。法を知っている人が悪用する。知らない人は悪用ができないということを考えると、法を知っている人ほど真剣に慎重に対処していただきたいと思うのは、青木議員がどれだけ法を知っているか分かりませんけれども、ということで、そんなふうを考えているところでもあります。

したがって、いろいろ議論をするところはあると思いますが、今のところの答えで答えになっているかな。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私は、刑事告訴したのかと聞いているだけなのです。

〔「それが告訴かどうかだよ、警察で話をして……」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 そうというのは、ちょっと待って、いい、もういい。

〔「実はこういうことも言ってもいいと思う。何人か警察から呼び出しを受けて調査もそれているということですから、進展中になのかな思っています。それを告訴というのか、告訴とはこちらから書いたものを出して、捜査をしてくださいとお願いするのは……」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 ちょっと、議長。

〔「それを法的に分かりません」と言う人あり〕

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私は、告訴をしたのかと言っているのです。それで受け付けたのかと聞いているのです。まず、受け付けることなんていうのは、こんな程度のもので、1万%受け付けるはずはないと思っていますよ、警察が。それは話を聞くのはいいですよ。事件、こういうのがあったって報告とか、告訴というのは一定の書類をきちっとつけて、検察庁でオーケーしたものが告訴事件だから……

〔「それは告訴を受理したでしょう」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 受理したのではない、話を聞いただけだったら告訴を受けたとならないのだよ。まあ、いいや。

〔「だから、警察はちゃんと動いています」と言う人あり〕

○小林武雄議長 私語はやめてください。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それで、3月14日の議会でこんなことも述べているのです。「パワーハラスメントについての損害賠償事件として民事訴訟の進捗を進めている」、3月14日に、と発言している。まだ、私のところに訴状も届いていないのですけれども、いいですか、町長、よく聞いてよ。町長の要請書の中で、民事、刑事においても事件として取扱いを申し出る予定である。町長として捜査を願い出るところであります」。また、上毛新聞の記事では、「民事、刑事の両面で関係者に相談している」。それから、「館林警察書に捜査を要請している。民事訴訟の進捗を進めている」などの発言があるのです。この一連の発言、本当に告訴も告発もしなかったのか、単なる栗原町長のこれは脅迫なのですよ、これ。脅迫事件になるのですよ。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 そうですよ。やるよやるよと言ってやらないのは脅迫なのですよ。

○小林武雄議長 私語はおやめください。

○11番 青木秀夫議員 火をつけるぞ、火をつけるぞと何度も言ったら、それは脅迫ですよ、やらないのは。

[[「はい、議長」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 それで……

○小林武雄議長 ちょっとお待ちください。

○11番 青木秀夫議員 続けて最後まで聞いてしまうから。と発言しているのですよ、告訴をするぞ、告発するぞ、訴えるぞ、刑事、民事でやるぞと、ただ言っているだけ。これは単なるあれですよ、脅迫罪ですよ。3年前にも延山議員が今村議員に警察に相談している、弁護士と相談している、訴える準備をしている、何回も言っていましたよ。だけれども、何もやっていないのですよ。ああいうのは脅迫事件というのですよ、やらないのだから。だから……

[[「訴えればいい」と言う人あり]

○小林武雄議長 答弁求めますか。

○11番 青木秀夫議員 いいです、いいです。私は、もう最後だからいい。時間がないから、私が言いつ放しで。

○小林武雄議長 いや、答弁を求めてください。答弁させます。

○11番 青木秀夫議員 それで、そういう一連の行為は単なるこれ脅迫事件ですよ。

それから、今日、この町長の要請文の内容は、脈絡を欠いた事実を反した都合のよい言葉をただ羅列しているだけです。何が暴行罪になるのですか、あんなこと。ただ、言葉を羅列して、罵詈雑言の限りを尽くして、私を単なる誹謗中傷しているだけです。この文面から明らかです。これは名誉毀損に当たりますので、私は訴えますから。

[[「はい、どうぞ」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 町長のこの要請文に反論しておきますよ、ここで。本件は、まず除斥となるべき当事者が、当事者というか、敵対的当事者がこの議事を進行したということに問題の出発点があるのです。あれは、私が質問して、答弁するのは荒井議員だったのですから、何の問題もなかったのです。何の混乱もなかったのです。そこに平穏に進行している質疑に敵対的当事者である小野田議長によってそれを妨害されたのです。それは、早くやめさせたいのですよ、当事者だから、やめろやめろって。そうでしょう。教育長も

聞いていて分かるでしょう。それで、単なるあれは、小野田議長の発言封じの妨害行為です。まさにあれこそパワーハラスメントであったと私は思っております。

そういう紛争事は、当事者同士は、町長は自分は当事者のつもりでいるけれども、町長は当事者ではないからね。水かけ論で平行線で一致しないのです。この紛争の解決には、何といても第三者に公正公平な判断に委ねるしかないのです。町長も早く委ねてください。告訴、民事訴訟の手続取っていると、やっていないのです。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 近々、告訴もないようですから、私のほうから前橋地方裁判所に名誉毀損による損害賠償事件として訴える予定ではなく訴えます。そういうことですから、そちらからもやるのならやってください、早く。私、催促しているのだけれども。

○小林武雄議長 回答でいいですか。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 回答します。青木議員の言っていることは、今まさしく、そんなに間違っているところはないと思います。町の手順に対して訴えるのなら早く訴えろ、町は警察にちゃんとそういったことで、必要なものも含め、調査も入っています。それ以上警察に結果を聞いてももちろん教えません。だから、先ほどから言っているように、これが刑事的に事件になるかどうかはこれからの警察の判断で、ならなければ、残念ながらもせんと来るでしょう。青木議員みたいに自分の主張ばかり述べないで、我々はちゃんと冷静に、そういう状況であるならば、町の顧問弁護士も、刑事でもしかして有罪になれば、いわゆる民事は間違いなく有罪、やることはないぐらいの状況に追い込まれるから、手順を見ていましょうというだけですから、分かります、そういうこと。

したがって、我々は警察がどう判断していくかというのを正視していますと、それに対して我々がやれることはちゃんとやっているということでありまして、あとはやるかやらないか警察行ってお聞きになればいいのではないですか。ただ、警察は警察なりに今の段階では言えるとか言えないとかというのは当然あるでしょうから、そういう意味では、淡々と私どもは現状を見て行った形を見て、こういったことがねんじ、だから逆に言うと、青木議員の今言っているようなことがあの現場においてあれだけのことが、あれが当たり前だと思われるのだったら、昨日のものは成立しなかったはず、皆さんが……ああいう状態がいつもあってよろしいのかと、それは議員の良心に関わる、だから私があえて町の議会に対して町長としてセクハラ条例をしっかりとつくったほうがいいのではないですか、声の大きい、法が知っているかどうかは別として、一番法にたけている人が、法の裏側にはこういう問題があるよと言って、そのために告訴する、告訴した。告訴ただけではないですか、判決もまだ出ていない。我々はそういう意味では、手順は踏んでいると。だから、それを訴えていないと判断するのか分からない。それは、青木議員はそれは、訴えとは言えない、訴えたとはいっていないと言っているかもしれないけれども、我々はちゃんとしかるべきところへ話を聞いていただいて、警察も出したものを全部、不備なもの、それから証拠となるような書類も含め、あの日のあの言動等も含め、どこに原因があり誰が何を発言し誰が同調したかも含めて、全部調べるわけですから、調べているのでしょーうだよ、分からない。捜査の秘密義務というのがあるから。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。時間が近づいておりますので、まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 まとめてね。こういう場でああいうそを平気で言うと、みんなは信用する人もいるのですよ。弁護士に相談しているのでしょうか。弁護士が何て言いますか、あれが刑事事件に当たるかと、刑事告発を受けるというのは滅多なことでは刑事告発なんて受けないですよ、大事件でもない限りは。相談は聞きますよ、話は聞きますよ、話を聞くのと被害届をするのと刑事告発を受け付けるのは全然違いますからね。それを聞いたからといって、警察はぶん投げておいて、そうでしょう、皆さんのうちだってみんな窃盗事件に遭いました、あるいは農機が盗まれました、自動車が盗まれましたと警察に届けたって警察はなしのつぶてですよ、みんな。何もやっていないですよ。届けたから犯人捕まるまで待っているのだからっていったら、一生終わってしまいますよ。それを知っていて、警察へ言った、言った、言ったと、これ完全なこれはあれですよ、脅しているつもりなのでしょうけれども、脅迫事件ですよ。警察が刑事告発なんていうのは受け付けるはずがないのだよ。そんなの知っているよ、そんなもの。知っていてやっているのだから。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 それも弁護士にも相談しているなんて言っているのだから、それをこういう場であたかもそれが進行中、それは3年たったって5年たったって結論は出ませんよ。

「出ると思うよ」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 出ないよ、そんなもの。だって、我々が日常どこのうちだっていろいろ窃盗事件だの何とか事件なんかには遭えば警察に被害届出す。出したとって警察何もしないですよ、よほどのものでもない限りは。それは、向こうが判断して重大事件であれば、捜査本部なんてつくりましますよね、殺人事件なんていうと、だけれどもちまたのみんな……

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。時間が経過しましたので、まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 だから、そんな脅かし文句なんかばかり言って人をだますのではないよ、うそはつかない、何はつかないと町長言っているけれども、これよく見てください。町長の選挙のときのあれですよ。私のところに何百枚とある、これ。言っています、うそなし、自己犠牲惜しまず、何だっけ、あとは。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 うそなし、自己犠牲惜しまず、もう一つ何だっけ、そこに書いてあるの。

「うそなし、私利私欲なし」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 私利私欲なし。

「自己犠牲惜しまず」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 私利私欲なしか。それは神様の言葉であって、そういうことですから……

○小林武雄議長 まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 まとめて、そういうあまりうそはつかないで、みんなの前で公言しないようにしていただきたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。もうまとめてくださいね、短時間で。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 最後は、私のいつ出したか分からない、4年前か8年前か、うそなし、私利……これはスローガンですよ。そのように生きたいと。だけれども、その逆に、うそあり、私利私欲あり、自己犠牲なん

かしないで自己主張が強くてどうにもならない、約束は守らない、ハラスメントも平気でやるような議員では困ると、それは誰も否定していないよ。言っていないよ。でも、そういった議会は好ましくないでしょうということで、昨日は私どもの提案をほかの議員は常識ある議員ですから、一人の反対を押し切って、それだっただけで自己主張だけ、止めなければあれなのでしょう、1時間でもやるのでしょうか。そういうことも含めて、ぜひ私はみんなの議会、板倉町の議会が、いいことは誰でも手を組んでやられるけれども、一人おかしな、これは青木議員のことを言うつもりではないですよ。これから将来、おかしなことができたときに、ちゃんと議論ができる議会であり、その組織すらないで、それはつくったほうがいいのではないですかといっても、邑楽郡内にあるのに、そんなことつくる必要はないみたいなことで、そこまで言っていなかったよね。そんな話でしたけれども、少なくとも反対討論をしたということも含め、いずれにしても私にすれば、今青木議員が私に浴びせた言葉は、そのままお返しをして、お互い心にぶつかる場所があったら修正しながら、だって板倉町で裁判ばかり専門にぶっている人ってそんなにいませんよ。何十人いるのだろうか。それは青木議員は私みたいな平常人の多数派だと言うけれども、そんなのは付き合いづらくてしょうがないというのが普通、そうではないのですか、と私なりの個人的な感想は申し上げますけれども、これは青木議員が今私に対する、かなりひどいことを、ありもしないことも含めて、私どものほうはそういう現状で警察に、今そういう状況であると、ただそれが法律的に青木議員の言う告訴を受けたのか受理したのか受理しないのかも含め、いつも検討していますけれども、分からない。ただ、進行中であると、ですから例えば幾ら我が町が懇願をしても、これは事件にはなりませんよと、この程度ではと。この程度だっただけになったときには、今の程度のことは日常茶飯事になりますから、そのために、いわゆる条例も、ほかの町にある条例も最低備えておくが必要であろうということでもありますので、意を素直に取っていただいて、ぜひこれからのご活躍もご期待申し上げます。

以上。

○小林武雄議長 以上で青木秀夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時24分)

再 開 (午前11時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

一般質問に入る前に、先ほど一般質問の中で町長の言葉を訂正するという申請がありましたので、町長から申出を許します。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど青木議員との問答の中で、ハラスメントあるいはパワーハラスメントをセクハラと言いついておられますので、それはそのように訂正させていただきます。よろしいですか。訂正します。セクハラというのは男女間だからね。ちょっと加熱をしまして。

○小林武雄議長 通告3番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問時間は60分です。

ただいまお手元に説明資料を配付しておりますが、事前に承認を得て許可しておりますので、お配りしておきます。よろしくお願いいたします。

藪之本議員。

[2番 藪之本佳奈子議員登壇]

○2番 藪之本佳奈子議員 2番、藪之本佳奈子です。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問に当たり準備して下さった担当者の皆様、ありがとうございます。まだまだ不慣れで聞き苦しいところもあるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

一般質問へ入る前に、ちょっと子供たちのことなのですがけれども、本日、中学1年生の子供が東毛林間学校へ行っているかと思えます。今日帰ってくるということと、あと中学2年生が職業体験ということで、キッズニアのほうに行っているかと思えます。この子たち、小学生の頃にコロナでなかなか体験といったものがちょっと少ない学年の子供たちでもありまして、そういった子供たちが今回元気よく体験授業できたということで、そういった授業も行ってくださっているということですのでごく感謝しているところでございます。そういった保護者たちの小さな声というものを、今回、町民の代表といたしまして一般質問を踏まえまして、こういう場で質問のほうさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

通告書どおりにまず1番、小学校のスクールバス運行事業について質問させていただきます。小学校の編成により遠距離通学となる児童に対して、現在スクールバスを運行しているかと思えます。通学支援を行っていると思うのですがけれども、現在、東小学校で2コース、西小学校で2コース、それぞれ登校1便、下校2便、このような感じで運行されているかと思えます。確認も踏まえまして、質問させていただきます。

令和2年度からこのスクールバスの事業が始まっているかと思えます。文部科学省の僻地児童生徒援助費等補助金というものを使って運行しているかと思うのですがけれども、こちらが令和6年度、今年終了となります。この事業、遠距離の通学児童の交通手段として大変ありがたく、必要な事業でもあります。今後、事業の補助金というものがなくなりますけれども、今後、このスクールバス事業、同じように継続していくものなのかどうかということをお聞かせください。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、令和2年度からスクールバスの運行が開始されまして、遠距離通学費に係る補助金としまして、先ほど藪之本議員からもありましたように、5年間で限度に、僻地児童生徒援助費等補助金ということで受けております。今年度で当該補助金制度の補助金が終了しますが、これに代わる補助制度があるのか県に照会をかけていますが、今現在難しいような状況です。来年度からは、全て一般財源で対応しなければならない可能性が大きいのではと考えています。新たな補助金が見込まれない状況にはありますが、スクールバスの運行は必要でありますので、今後も継続をしていきます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。今現在、国庫支出金のほうから約1,400万円、町の一

般財源のほうから約1,700万円、総事業費ですと3,400万円で事業のほうが行われているかと思います。確かに補助金はすごくありがたく、2分の1でしょうか、出ていたかと思います。補助金というものがなくなりますけれども、実際にこれ使われている方たち、もしくはこれから使おうと思われている方たち、このスクールバスの利用料金というものが今現在無料で、当たり前のようにありがたく使わせてもらっているのですけれども、利用料金ってどうなるのかなという素朴な疑問が出てきまして、町は今どのように考えているのか、今後どのような方向で考えているのかお聞かせいただければと思います。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

利用料金につきましては、まず説明の有無についてですが、スクールバスの運行につきまして、実際は平成29年度から様々な課題について検討を重ねております。小学校再編準備委員会やその下部組織であるPTAの班会議、または関係部署が出席した内部での調整会議や保護者説明会、さらには小中学校のPTA連合会の情報交換会において協議、検討を行ってきました。

運行経路や停留所の計画、そしてその計画に沿った現地での安全性の確認、警察署等の調整を経て試走を行うなど、運行の実現に向けた計画を進めてまいりました。その後、保護者説明会などを実施し、様々なご意見をいただきながら微調整を重ね、現在の運行形態で運用を図っています。

これらの経緯の中で、スクールバスの利用料について特段な論議が行われておらず、小学校の再編により学校区が変更になってしまう状況の中、利用者負担の考えは当初からありませんし、今後も利用者負担はございません。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

そうしますと、来年度からは今のところは国、県からの補助金がないということで、おそらく全額町負担の町の事業となるかと思います。

現在の利用者数、この間お伺いしたところによりますと、東小学校で2コース出ておまして、それぞれ最大で32名、22名、西小学校では最大で33名、34名、それぞれのバスに乗られるかと思います。それは登校の1便、朝の1便というところです。帰りの下校は2便それぞれ出ていますので、低学年と高学年ということで、さらに十数名ずつが大きなバスに乗っている状況かと思います。

そんな中で、今後、例えばその委託料とか車両の見直しというものが必要になってくるのではないのかなという気がしております、どのように考えているのか、あとその委託料、どのような契約でその委託料が算出されているのかとか、もし分かればお聞かせいただきたいのですけれども。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

委託料の今後の見直しにつきましては、今年度の予算におきましてスクールバス運行管理業務委託料を令和7年度から令和11年度の5年間を期間としまして、限度額2億2,000万円を債務負担行為として計上させ

ていただきました。現在の契約は、今年度が最終となりますので、来年度に向けて運行業務を委託する業者を選定することになっており、選定に伴いまして委託料の変更もあろうかと考えています。

また、車両の見直しについてでございますが、現在は大型バス2台、中型バス2台、合計4台で運行しています。今後の児童数の推移を考慮しまして、車両の見直しについて検討する必要があり、今年度中の委託業者選定に向けて協議検討を図っています。実際に、この期間としての予算額としては、おおむねその見積り等によって、最大の予算を取りまして、そこから、今後業者選定で実際の金額が決まってくるような状況になっています。バスについても見直しを行っていくというような状況です。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 そうしますと、今年まで委託料というのは、子供の人数が何人だからこの金額とかではなく、最大大体このくらい乗りますよ、このくらいのバスですよという形で委託しているのでしょうか。それとも逆を言いますと、バスの停留所に何回止まるからこの金額、その辺の算出方法とかというのがもし分かれば。

その後ちょっと聞いたかったのが、乗る人数によって委託料が変わるのかどうかというところを確認したかったです。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 そちら辺の詳細につきましては今現在やっているところで、その辺が変わるかということも、今後の……実際は今回、事業者を選定しまして入札による結果になると思うのですが、その際に、こちらが示す条件としては最大、朝がやはり最大になりますので、最大で何人乗る、停留所は今現在はこんな状況、それから5年間の長期契約になりますので、5年間を見通した上でのバス車両の確保、あとそれと5年間の年間のもちろんガソリン代とかも業者を考慮して金額を決めていくと思いますので、そういった人数、その人数によって距離が変わったりとかすればもちろん変わってくると思うのですが、詳細については今後、今年度中には決まると思うのですが、今後となります。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

今現在、スクールバスに乗車されているお子様たちは、以前でいう旧北小学校、南小学校のお子さんが乗られているかと思えます。西小学校と東小学校、今通学、徒歩で通われていると思うのですが、そういう子供の中には、バスで乗っている子供と同じぐらい距離が、住んでいるところが同じぐらいの子もいます。そういった西小と東小の遠方の子たちですか、そういった子たちからは、目の前バス通っているのだったら一緒に乗せてほしいという意見は、お母さんたちからも多数来ております。

今調べてみますと、今後、町の事業になります。補助金の関係で、例えばおおむね4キロ以上ではないとバス乗れないとかそういう枠もおそらくなくなってきて、町の事業になり、これから乗ってくるであろう子供たちの人数も、南地区で今年長さんが6名、年中さん6名、年少さんが4名、北地区方面で年長さんが13名、年中さん6名、年少さん6名、現在の6年生が卒業して次に上がってくる子たちの人数が今の子どもたちよりも

大分少なくなってくる。もちろんバスの空席状況も増えてくる中で、どうでしょうか、こういう板倉町の遠方と言われている子供たち、お母さんたちがやはり心配されて、遠いがゆえに、遠いだけではないのですけれども、少し検討する余地ってありますか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

まず、現在ですが、現在補助金があるから、あの北小と南小の子たちをバスということではなくて、それはあくまでも小学校の再編に伴います学区が変更になったということで、遠方になったということでバス通学を検討しました。それに伴って補助金があるということでそちらを使っているという、補助金があるのではというわけではないです。

実際に4キロ以下の子供たちについては、現在補助金はありませんが、南小の子が東小に行くという場合は、もちろんバスにも乗っていますし、それは補助金ありきではなく、あくまでも小学校の再編に伴うスクールバスの運行ということでやっています。

現在の板倉町でやっておりますスクールバスの運行につきましては、まず目的が町立小学校再編に伴います遠距離通学となった児童の負担軽減のために運行するというのがまずは第一の目標となっていますので、またそれよりか再編に伴わない東小、西小の子供たちについては遠い子もいるのですが、それは元からで学校までの距離が変わったということは何もありません。実際に国とも調査をしまして、小学校であれば4キロ1時間、中学校であれば6キロ1時間というのは適正な範囲内ということで、そこをまたさらに調査して、その通学で負荷がかかっているのかということで、国の調査では大きな負荷はかかっていない。反対に、距離を短くしたり、通学をバスにすることで体力の低下も懸念されるということで、今は4キロ以内であれば小学校の徒歩通学というのは適正かなというふうには今考えている状況です。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

再編ということで、その処置ということでスクールバス事業されているかと思うのですが、板倉町におきまして今現在、学区というものはもう既に2つというふうになって認識されております。学区が2つ、今後これから成長してくる子供たち、北地区の学区だったとかというのは多分なくなってくると思うのです、北小の学区だったという認識が。どこに住んでいても西小の学区、東小学校の学区というふうな認識が変わりつつある中で、いつまでも北地区だったからというのはちょっと通用するのがどうなのかなという思いがあります。

そこで、やはりこのお母さんたちが心配されているのは、あくまで遠いからだけではなくて、バスに乗りたいて言っているのは、もちろんバスに乗るに当たって、それぞれいい面もあればもちろんかなり不自由する面も出てくるのは承知の上で言っているのが、やはり板倉町ってすごく暑いのです。国の基準の中ではおおむね4キロ1時間、小学生はそのぐらいいは大丈夫だよとおっしゃっているのですけれども、小学校1年生に上がった子が4キロ、今板倉町いないでしょうけれども、3キロとか、2キロは行けると思うのですけれども、3キロとかそういう1年生に上がってくる子が果たして行けるかどうかという素朴な疑問なのです。

実際に、朝、夏の夏休みになる前、朝7時半から大体登校時間の8時ぐらい、板倉町でも30度近くになります。朝元気よく学校へ行ったお子さんが、学校着いたら真っ赤な顔して、学校から連絡でお迎えに行ったお母さんも実際おられます。学校の帰り、私が見ていますと、真っ赤な顔して帰ってくる子供もいます。低学年になればなるほど、帰りの時間が2時とか3時とか、普通の時間帯でいうと熱中症注意時間、あまり外へ長時間出るのをやめましょうね、大人でもこんな暑い時間外なんか出られないよって言う時間帯に、子供たちが遠い子ですと40分とか歩いて帰ってくる状況を、保護者の方は本当に安全に行けているのかどうか心配になるので、迎えに行っている保護者の方すごく多いです。西小の隣の保育園の駐車場がいっぱいになるぐらい、お母さんたち迎えに来てるのが現状です。というのは、ただ遠いから迎えに行くのではなくて、やはりこの暑い中、子供が大丈夫かどうか心配して自主的に迎えに来ていた保護者が増えている中で、片や同じぐらいの距離に住んでいる子がバスに乗って帰る。町単独の事業でこれからはやる、これから町の事業になるのに、そこのところはどうかという声は出ておまして、そこは今後改善していかなければいけないのかなというふうに思っております。

今までは、30分、40分行けたと思うのです。ただ、私たちの時代は当たり前のように行っていたかと思えます。それは、この熱中症とかという問題はほぼほぼなかったと思うのです。そういう今の現状を昔と一緒に考えるのではなく、学区が当たり前のように4キロでなくても行けたよというのではなく、今の現状を踏まえて、今後検討していかなくてはならないのではないのかなと思えます。

まして、スクールバス事業、板倉町行っております。これから事業をやるというわけではなく、4キロ以上の子どもたちを対象にスクールバスというものが走っているのであるから、そこを今後は距離だけではなく子供たちの体力、もしくは通学時間、そういったものも今度考慮して、そこを検討するべきではないのかなと思えます。

逆に言いますと、今スクールバスで乗っているお子さんでも、4キロ行っていないお子さんも確かに今乗られています。なぜ乗れたのかな。それは町がオーケーしているからなのです。国がオーケーではなく、町が認めているわけではないですか。北小の学区ということで乗せてもらっている。別に乗るなど言っているわけではないのです。国がどうのこうのではなく、町が地域住民の意向を反映し、子供たちにとって望ましい環境をつくり出すという教育的観念から判断をこれからはしていかなければならないのではないのかなと思うのですね、実際に乗られているわけですから。板倉町がオーケーすれば乗れるわけですから、その点どうお考えでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

藪之本議員さんがおっしゃるのも分かるのですが、町としてスクールバスをやるかどうかというのは、今現在やっているスクールバスは、先ほども言いましたように小学校再編に伴うスクールバス、それではなくて一歩進んだというのに踏み込む場合には、本当に個人個人の体力を考えて親が送ったりとかそういう問題ではなく、町としてスクールバスをもしも4キロ以内であっても、希望者には運行するというふうになった場合というのは、簡単に判断できるものではなく、慎重に判断しながら進めていかななくてはならない問題かなというふうには考えています。

今日現在は、今やっているスクールバスについての質問ということで答弁も考えたのですが、4キロ以内、西地区、東地区の子にもスクールバスという判断につきましては、この場でやるやらないというような即答はできないような問題かなというふうには考えています。

以上です。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 スクールバスということの変更ということですか、もう少し拡大できないだろうかということでご質問かなと思うのですが、先ほど局長の話と重なってしまいますけれども、そもそもスクールバスを導入する目的は、小学校再編が行われて北小と南小の児童、もう学校がなくなってしまったので、その子たちの登校・下校をどうするのだというときに、バスを使ってその子たちについては登下校させようということで始まりました。

スクールバスを導入して5年がたちますけれども、導入に当たっては様々な方からのご意見をいただいて現在の形になったわけですが、5年たって私としては非常に順調に進んでいて、大きなトラブルもないのかなというふうに思っています。今後も今の形は変えないほうがいいのかということでは考えております。

また、今藪之本議員さんから、もう西小学区とか南小学区とかは外して遠い子を乗せたらどうかというそういう意見がありましたけれども、ではどこからが遠い子なのか、どこからを乗せるのかという、またそういう問題も生まれてくるのではないかなというふうに思います。

確かにこの再編検討委員会のときにも、西小学区でも非常に遠い子がいるので、何とかそういう子供たちもこの機会に乗せてもらえないだろうかというようなご意見もありましたけれども、基本は学校がなくなったのでスクールバスを出すので、北小学校の子と南小学校の子をスクールバスで送るというこの原則は崩さないほうがいだろうと、そうでないと理解が得られないだろうと。では、西小学校の遠い子、あの子を乗せるのだったらうちだって乗せてよと、では3.5キロまででもし区切ったとすれば、4キロの範囲がありますけれども、3.5キロから遠い子はバス乗せますよといったら、では3.4キロは乗せないのか、この道からは乗せますよといったら、この道の隣の子は乗せないかというそういう線引きというのが難しいですし、またそれを理解していただくのは非常に難しいのだろうと、そんなふうに思っております。

西小学校、東小学校も学校ができて120年以上たっている。その120年間の子供たちは全て徒歩で来ていると、ここ何年かは猛暑でというようなお話はありましたけれども、そういうことは崩さないほうがいいのかというふうには思っています。

それから、今暑いという話がありましたけれども、確かにここ何年かは想像もできないような暑さで子供たち大変な思いをして登校、下校しているわけですが、どうでしょうか。暑いからバスで送ることが果たして教育上いいのか。暑いから帽子をかぶるとか、暑かったら水筒を持っていくとか、学校に行けばクーラーがありますから、少し早く学校を出るとか、あるいは暑いから夏休みが当然あります。そのための夏休みですので、そういうところもあるのかなという、遠いからかわいそうだからバスで送る、暑いからかわいそうだからバスで送るということについては、本当に教育効果があるのだろうか、そういう中で、自然の中で、あるいは自分が学校まで距離があるからどんなふうにして歩いていこうと、その中では

多分、上級生が下級生を思いやる気持ち、重たかったらランドセル持ってやるなんていう子もいますよね、暑いときにね。そういう子もいますので、そういう教育的な配慮といえますか、効果というのも決して軽く見ないでいきたいというのが私の思いです。

以上です。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほどから藪之本議員の話聞いていまして、なるほどなという感じもいたしますし、先ほど教育委員会の局長が軽々しくせっかくの質問でもこういったものは返事ができないということも当然のことだろうと思っております。私もついこの間から、今年1年で3,400万円、それが予算で向こう5年間まとめてやるから安くなっていると思うけれども、4,400万円の見積りだよ、端的に言うと。このとおり上がっていったらどうなるのだろうか、今、例えばお母さんの中にも先ほど藪之本議員が言う中でみんな言っていると言うけれども、では誰と誰が言っているのって、後でそういうのは本当に調査しなくてはならないのよね、その公平性も含めて。例えば給食費だって、今の学校給食費ね。若いお母さんの中には反対だった人という人だっているのです。去年まではうちは子供が該当したけれども、今年は卒業してしまったからそんなの関係ない、子供を育てるのは親の責務、昔だっけとずっとやってきたとか、だから非常に難癖というか、難癖という表現はよくないけれども、理論にはいろんな自分の意見を正当化する議論がある中で、これからそういうものを、例えば1年間で4,400万円、近いうちに多分5,000万円になってしまうかもしれない。それで、今現在利用している人が120人、1件当たり40万円なのです。40万円配っているから、自分で送り迎えできますかと。例えばそういうことももしかしたら、それで全部がそろわないというのはこれ多分あるけれども、だけでも普通見ていられなくて、今の愛情豊かな時代だから、バスが通っていても心配だから自分で送るといふ人もいます。

そういう意味で、あるいは今の福祉タクシーみたいに、基本的には無料ですから、大きなバスで1つか2台に分散するから、うんとコースをいろいろ回るわけだよ、2地区でバス2台だから、そうすると今のハイエースぐらいのバスを、例えば今の倍かそこら増やして、町でそれを購入して、その分だけ、資本だから引いたとしても、運営でどのくらいかかるのかとかいろいろ考えて、単にいわゆる委託をするというだけでは、相手はうまみがあるから絶対受けるわけですから、そのうまみをこれからは誰が取るかと、本当は取ってもらうのはそれだけ、2億2,000万円とかって、例えば5年で予算するとすれば、それは一番恩恵は、親にいてもらうことが、町から出る銭はいずれにしても、第三者の館林のバス会社に分けるのか、もしかして一家のうちへ40万円、50万円をやるから送り迎えしてくれますかと例えば言ったときに、それはみんながそろわないとできないことだけれども、そういった場合には町の中へ2億2,000万円というのがプラス子供を持つ親に直接、間接に分散されるということにもなったり、それが町の納税とか総合的に循環をさせるということを考えたときには、これからはいろんなことを考えないと、藪之本議員には常々言っていますけれども、いいことなのです。だけれども、いいこと、あなた町長になったら困りますよ、絶対に。あれをやれこれをやれ、これもいいことだと分かるのだよ。だから、必ず財政負担等も含めて、というのはそれは別に藪之本議員だけでもなく、自分自身も含めて、あとは世の中の基本原則が、あとは町の銭だって一定以上つぎ込めばどこかを減らさなくてはなんない。例えばほかの福祉を減らすとすれば、では何で子供を持っている

うちだけで、我々年寄りには幸福が薄くなるのか、そうすると一定の負担をかけさせればいいのではないかと、いろんな条件というのはこれから出てくるはずでありますので、慎重に、議員さんも含めて、いい意見だと思いますけれども、素直に財政を考えると、そう簡単に今の段階では結論は出せないということを踏まえた上で、ほかにどういう方法があるのだろうか、バス10台にして、1台200万円か250万円のバスを20年間付き合うとすれば、1年当たり幾らか、それは住民が運転して、そうすれば一集落一集落から10人なら10人乗っけてくれば出発できてしまうわけだし、帰りの時間も、制約もうちば、共通項がうちばになるしとか、いろいろ考えていただかないと、単に教育委員会も、これから町長が代わるからだけれども、人に頼めばいいのだというだけでは、これから本当に絞り取られて、最後はほかを削らなければやっていけなくなる。ほかで恩恵を受けている人は、我々が犠牲になるのかと言われたら、どこも削ることがなくなって、どんどん増えていくという論理になることを心配をするわけです。それを議員はチェックする立場でもあるのです。分かります。ということで、一応今日のところは質問は、そういう考え方もあるのかなということも踏まえながら、教育委員会には簡単に、結論は来年から5年間を委託するとか何とかなんて聞いていないけれども、俺は、そういうのだからその前にどういう議論をした結果として、それだけの予算が必要になるのか、どこから今の1年当たり4,400万円の予算がはじき出されているのか、交渉の結果なのか分からないけれども、そういったことも含めて慎重に、次の町長も聞いているかもしれないから、そういったことを酌み上げて、慎重に。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

通学のストレスというものは、皆さんが心配されているとおりに体力の低下というものも確かにあるかと思えますし、その反面、学力の向上といういい面もありますので、通学時間の距離、もしくはその通学のストレスというものを、今後、町と実際に通う子供たちの保護者たちと検討していただけたらなと思ひまして、質問とさせていただきます。

次に、児童館について質問させていただきます。事務事業評価というものを毎年行っております。傍聴の方もいらっしゃいまして、事務事業評価とは何ぞやということもあるかと思ひますので、ちょっと簡単に説明させていただきます。

事務事業評価、これ行政評価制度の一種で、前年度に町が実施した事業を評価するということです。毎年行っておりまして、昨年も300近くを行っている事業の中から幾つか選びまして、議会としても見直しするもの、廃止するもの、このままでいいか、そういったものを精査いたしまして、町のほうに提言、必要なものに関しては提言させていただいております。

参考資料として、お手元のほうに皆様にもお配りいたしましたのですけれども、その中の昨年は6事業を提言させていただきました。空き家対策事業、児童館運営事業、緊急通報装置設置事業、地球温暖化対策事業、有害鳥獣駆除事業、公園維持管理事業などがありまして、今後の対応策をいただいたところではございます。本来であれば全てお聞きしたいところなのですけれども、時間の関係もありまして、今回は児童館の運営についてのところで焦点を当てて質問させていただきたいと思ひます。

昨年の提言書で、児童館運営見直しをしてもらい、今後より一層充実させていただくために強化すべきだということで提言書のほうを出させていただきました。より一層の充実というのは、例えば日曜日、祝日

の開館の増加の検討や建物の老朽化対策、子育て中のお母さんたちの講座開設、地域の人との交流、障害を持った子供たちも遊べる工夫、図書の充実、外でも遊べる日陰づくり、季節のイベントの充実、中高生ボランティアを募り、証明書を出すなど、幾つかさせていただいております。それに対して今後の対応予定というのをいただいております。ただ、それは昨年いただいたもので、そこから1年たった今、その対応しますとおっしゃっていただいたその事業について、現状、こちらが私のほうでなかなかちょっと把握できなかったので、今回、今どのように変更して、もちろんすぐに変えられるもの変えられないものというのはあるかと思うのですけれども、現状どのようになっているかを説明のほうをお願いいたします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

昨年度、事務事業評価結果報告書におきまして、より一層の充実に努め、子育て支援センターの機能を強化すべきであるといったしまして、具体的に示されました提言のうち、検討の結果、具体的な改善を図るといたしましてご報告させていただきました取組のうち4つについての状況について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、建物の老朽化対策につきましては、議員ご承知のとおり、本年6月に公立保育園・公立児童館建設検討委員会を立ち上げまして、保育園との併設による複合化施設といったしまして、児童館を建設するに当たり必要となります諸事項の検討を現在進めているところでございます。

なお、老朽化が喫緊の課題ということは認識しておりますので、できる限り早期実現に向けて着手していきたいと考えておりますが、その間につきましては、昨年度の議会の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、子育て支援施設長寿命化計画に基づきまして、適切に維持管理をしまいたいと考えているところでございます。

次に、2つ目になりますが、子育て中の母親向けの講座の充実につきましては、地域子育て支援センター事業といったしまして実施しております子育て講習会を企画するに当たりまして、昨年度後半に児童館行事に参加された子育て中の保護者を対象といたしまして実施したアンケート調査の結果を踏まえまして、できる限りニーズに沿った講習会を展開するよう実践しているところでございます。

3つ目、子供向け雑誌等の充実につきましては、児童館を利用する小学生に実際に聞き取りを直接行いまして、小学生向けの月刊誌や雑誌を試験的に購入し、配架しているところでございます。まだ数としては若干であります、十数冊既に今年度購入して、子供たちの反応を見ている状況でございます。つきましては、引き続き子供たちの関心や利用状況等を伺いまして、さらなる図書の充実を図ってまいりたいというところでございます。

最後に、4つ目になります。中高生ボランティアを募り、証明書を出すにつきましては、板倉高校からボランティア活動の受入れについての申出を受けたことから、児童館行事へのボランティア参加に向けまして、学校を通じて生徒への働きかけを促しているところでございます。しかしながら、まだ残念ながらなかなか希望する生徒さんがいらっしやなく、実現には及んでおりません。ですが、まずはこの板倉高校生によるボランティア参加をきっかけといたしまして、ボランティア活動の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

現在の取組状況といたしましては以上でございますが、引き続き児童館運営の改善、そして子育て支援センターとしての機能強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

少しずつその成果が見えてきて、子供たちが児童館ですごく多く遊んでいる姿を見受けられることがありますので、成果が少しずつ出てきているのかなというふうに感じております。

先ほども少しお話があったと思うのですが、保育園の一園化というものが少し話題に上がってきているかと思えます。その中で、児童館の併設も検討されているということをお聞きしまして、検討委員会が既に立ち上がり、2度ほど検討委員会もあったとお聞きしております。実際にこの検討委員会のメンバーの方たちで保育園の建て替えや児童館を考えてくださっているのですが、実際に児童館の利用者側の声というのは、その検討委員会で誰がどのように届けているのか、お聞かせいただけますか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 先ほどの答弁の中でも申し上げました昨年度後半に講習会等に参加された保護者を対象にアンケートを取らせていただいたというお話をさせていただいたかと思うのですが、実はその中にその他の自由記入欄がございまして、児童館に対しての施設面、設備面、そういったものに関しての自由記載のコメント等も実はございました。そういったものも必要に応じて検討委員会に反映させるような形で考えているところでございます。

また、具体的に誰かといいますと、もう一つの考え方といたしましては、本来、児童館の利用者団体が数年前まではあったわけございまして、そちらの代表者にも参加していただければよろしかったのですが、残念ながら会員数は減少して解散してしまったということで、そういった利用者の代表者ということで参画していただくことが難しい状況というものがございました。

一方、児童館運営委員会というものがございまして、この中には主任児童委員さんであったり、民間の認定こども園の園長先生が参加していただいている組織がございまして、児童館の運営に関していろいろとご審議いただいたり状況を報告させていただいたりという組織ではございますが、その方々も今回進行しております保育園、児童館の建設検討委員会の中にも参画していただいておりますので、そういった利用者を代表するような形でのご意見というか、立場でご参画いただいているというものでございます。

また、前回の議会でも話題に上がりましたが、子育て支援事業計画策定に基づいたニーズ調査というのが小学生以下の全ての保護者を対象にやらせてもらっているものでございまして、そちらのほうにも児童館の利用状況であったり、あと自由記入欄で児童館に関してのいろいろ説明面であったりご意見いただいておりますので、そういったものも反映するような形で、現在検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

子育てサークルというものが児童館今ない。ですので、実際に小学生とかの保護者の方とかで利用されている方は、今検討委員会があって児童館もしかしたら新しくどこかに造るかもしれないよというそういう話すら知らない方がほとんどの方だったのです。全くニーズに合っていなかった、そうならないためにも新しくできた児童館が実際できました。検討委員会の人たちが皆さんで一生懸命知恵絞ってよかれと思って造ったものが、実際使っている保護者の方たち、今使っている子供たち、ニーズが全く合っていないくて、使い勝手が悪いというふうにならないように、やはりメンバー的にちゃんと声を届けていただきたいなという思いがあります。

実際、保育園に関しましては、保育園の園長さんとか保護者会の代表の方とか、直接携わっている方たちがメンバーの中に入られていますので、声としては行くのかなと思うのですが、児童館に関しましては、何かおまけのような気がしてしまうのは私だけなのかなという気がしまして、どのようにその声を届けるのか、すごく考えて、私のほうも私を入れてくれとお願いに行っただけでもありますけれども、ちょっとメンバーの中には入れないよということで断られてしまいましたけれども、実際使っているお母さんたちの声というのはすごく大事でして、本当にこれからはそういう声を届けて、なおかつ検討していかないと、せっかくできたものが出来上がったときに、新しい展開でこういう事業をやりたいなと思ったときに、部屋がないからちょっと難しいとか、ちょっとスペース的に、前はできたかもしれないけれども、今回ちょっとこういう理由でできないよとか、そういうマイナス的なものにならないためにも、やはりアンケート調査、ニーズ調査というのは今後もしっかりやっていくべきではないのかなと思います。

それで、先ほど改善点ということで利用者をさらに充実させて、利用者というのかな、児童館運営をさらに充実していくためにいろいろ検討して、子供たちがさらに満足いくようないろんな取組等々を検討している中で、やはり新しく児童館ができるというのを考えるときに、交通の利便性ももちろん考慮するかと思います。全然誰も使えないようなところにぽんと置くことは多分ないと思うのです。今よりも使い勝手がいい立地条件のところをおそらく検討するかと思います。建物も新しくなります。内容もさらに充実するように検討されている中で、一概に少子化だから子供の使う人少なくなるだろうというふうにはならないと思うのです。そういうのも踏まえて、今後、検討委員会のメンバーの皆様には、皆様の声が重要ですよとちゃんとお伝えしていると思うのですが、やはり利用者側の声というのをしっかり届けていただけるものなのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そのために例えば議会からも5人出ているわけ、藪之本議員が遠慮なく自分たちの代表者にこういう意見を届けてもらいたい、言える機構はちゃんと生きているではないですか。もしかしたらこれから先、昨日の関係で小野田議員が辞職をしたということで、副議長の代わりに、今度は今亀井議員出ているよね。だから、そういうことで実質の実員が減るのか増えるのか、そういった形の中でも、例えば補充の人事があるのかどうかも含めて、今の藪之本議員の意見も十分尊重した上でということですが、みんな私が出て行って物を言いたいと言っても、大方先ほど理由申し上げたように、縮小して限られた中でやらざるを得ないということでもありますので、議員の場合には12名中5人が出ているというのは最大の配慮ですから、だから自分のものを遠慮なくお友達もいるでしょうし同僚もいるでしょうし、伝えていただければ、最も一

番直に行ける立場でもあろうと思うのです。ですから、自分がじかに、例えばシステム上出ていけなくても、情報収集をして、同僚の女性の意見が、それも駄目ですよ、みんなとかという漠然としたことでは、みんなというのは、我々も時によると自分の主張を進めたいために、みんなそう思っているのだよ、間違いないだろうなんて言うときもあるのだけれども、特にそういったものは1回、例えば保育園の関係でももちろんですが、人数が少ないから少ないときのことを考えて大きく造れというのは、それはみんななどなたでも分かっていることだよ。だけれども、それを踏まえて財政等含めて、どこら辺の帳尻を合わせるかというところで、1人ではなく財政課だけでなく、皆さんの意見を検討委員という意見の尊重をしていくわけですから、それらも踏まえて、ぜひ総合的に、できるだけ後で使ってみて、あるのですよ、この役場だって。そのときは賛成したけれども、便所こっちに造っておけばよかった、もう一つと。2階にはないの。町長室からいつもこっちまで、使う人は1人なのだけれども、でもこちらの休憩室とかそこら辺にあった人は、やはりこっちへも上から下まで便所は、エレベーターはもしかすると2つよりも、エレベーターはその割に使われていないという、こちらのエレベーターが使われていないとか、それは案内が悪いのか利用頻度を高めるにはどうするかというのを協議をしながら、だからどんな形でいったって時代が流れていますから、造った、判断した時点よりもまた時代が進めば、マイナス、失敗だったなということだってできるかもしれない。でも、それをできるだけ防ぐ意味で、30人とか20人とかというもので検討させていただくわけですから、ぜひ非常にそういう若い女性の立場を代表して物が言える立場ですから、それも間接的にでも、ぜひ同僚の議員にもお願いして、これは何が何でも発言してみてくださいとか、その結果はどうだったですかとか、幾らでもキャッチボールはできると思いますし、出た意見は一応は貴重に、さっき言ったように公平公正に貴重な意見として捉ええた上、ただしそれは特定な人の意見が通るとか何だとかというのは別問題ということにはなるでしょうけれども、民主的なきつと運営をしてくれるでしょうから、遠慮なくやはり希望は希望として、それが逆に言うとみんなではなくても少数だって尊重しなくてはならない場合もあるわけです。民主主義、多数だけで決めたら、数はそろっていれば理屈抜きで何でもやれてしまうから、それで民主主義というのは多数と少数人数でも時には尊重するというものができているわけですから、ぜひそういう意味では巧みにシステムを使っていただいて、藪之本議員あるいはその他みんなの意見が通るように、議員を使ってください。よろしくをお願いします。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

児童館がどこに移動しようと、どこにあったとしても、板倉町の数少ない一つだけの児童館になるわけですので、これから板倉町に住む子供たちのためにも、夢の持てる児童館であってもらうために、ぜひ頑張ってください。

児童館のいいところってちなみにご存じですか。改善してほしいところって把握していますか。私が児童館利用者の皆さんに聞いたわけではないのですけれども、身近な方たちに、遊びに行っている子たちにちよろちよろ聞きますと、児童館のいいところって部屋が幾つも分かれてあって、それぞれすみ分けができています。あそこがすごくいいって皆さん、皆さんと言うとまた怒られてしまいますね、聞いた方が答えているのです。逆に改善してほしいところってあるって聞くと、なかなかすぐ出てこなくて、ほぼほぼ満足していて、あえて絞って言うならばというところなのですけれども、建物が古いと言う人はいないのですよ、

いなかったのです。無理やり聞くと、確かに建物は古いかもねと言う程度で、建物の古さにあまり不満を持っている方たちが、私の周りの方たちではなく、それよりもやはりこういう板倉らしくこの広い、広いというのかな、お部屋が幾つかあって、赤ちゃんと小学生が一緒になるわけでもなく、自分たちの遊べるスペースがちゃんとあるということにお母さんたちはかなり満足されていたので、そういった意見を絶対に無視しないでほしいなということで、一般質問のほうをさせていただきました。ありがとうございます。

○小林武雄議長 続けてどうぞ。

○2番 藪之本佳奈子議員 続きまして、本来ならば3番のところに行きたいのですが、ちょっとごめんなさい、時間の都合で順番変えてもよろしいでしょうか。4番目の町長の発言について先に質問させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

〔「はい、どうぞ」と言う人あり〕

○2番 藪之本佳奈子議員 よろしいですか。そうしましたら、次4番のほうに入らせていただきます。

町長の発言についてということなのですが、7月21日、中央公民館で、笹川博義国政報告会で町長挨拶行われておりました。町長の常々の活動等私もすごく気になりますので、挨拶のほうはいつも真剣に聞かせていただいております。その中で、板倉町の今の現状ということで、建物を造れとか、いろんなもの、これが欲しいあれが欲しいって言われても、そんなの無理だよと、板倉に銀座のようなものをつくれと言ったってそんなの無理だよと、そういうこともおっしゃっていました。その後、不満があるならば板倉に住む必要はないのだよと、おそらく善意的に言ったのかなとは思いますが、一部の聞いていた方たちの中では、やはり何だよと、不満があるならそれは出ていけと言っているのかというような、誤解を招くような表現というか、そういう発言だったので、その真意についてお伺いできればと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 そういう意味では非常に今回の質問はありがたく感謝を申し上げたいと思います。

基本的には、誤解を招く発言ではないということです。現状を言っているだけと、淡々と。これは、もう議会議員の皆様には何回も言っていますからですが、町民の100人に聞けば、100通りの考え方があるし100通りの要求がある、優先順位がある。それが銘々口を利いていただいたのでは、要するに行政もどれをつかんでいいか分からない。したがって、優先順位をつけるために議会という組織も協力していただき、区長会やいろいろ、いろんなものも民生委員会とか福祉とか、そういったような組織というのはそういうもので、どういうふうに独裁的な政治を行わずにみんなの思うところを完璧でなくても落ち着かせるかということでの、そういったものがあるわけです。

ですから、全部実現することは不可能だということは、やはり普通は言いづらいから言わないのです。だって、言えればいい気持ちしないではないですか、せっかくこちらが熱入れて言っているのに、だけれども、さっき言ったようにうそつきにはなれないから、うそつきは青木議員みたいな人ならすぐ追及するよ、多分。でも、そういうふうにはなりたくないということも含め、やっぱり今の例えば現状の税負担でどのように前提を、前提というのは今言ったいろんな要望があるけれども、それをどの順番で結論づけていくか、優先順位をつけていくかということも含めて、自治体でも考えた上で、例えば邑楽郡内でも似たような共通する政策も取っておりますし、また特色のある政策も取っているわけでありまして。

ですから、あの町のこれがあるからこれもやれというのは、それはないものねだりは分かるのですけれども、現実にはそんな簡単にはいかないよということをやはり町民の皆さんも、もう子供ではないわけですよ、こんな論議は。いろいろもうそういう意味では考えて、やはり物を言っていたらいいなということと、もっと言う、そんなにこの町に対して不満があるのだったら、ここにお持ちしましたけれども、今日はそこに邑楽町の議長さん以下議員さん、参考に来ていただいていますけれども、まだ発表はできないのですけれども、幾日か後に発表されるのですが、こんな板倉町でも住みよい街ランキングで、街の幸福度及び住み続けたい街ランキングで、邑楽町さんは1位とか2位とか取っていましたけれども、板倉町は今年は3位に入りそうだとということで、内通もあるわけね。それは、どういうシステムでということも、そんな評価もどこを信頼して信じていいかどうかということもまた別問題ですが、満足のある人と不満のある人、夫婦でも、父ちゃんを見ればもう気に入らない気に入らない気に入らない、母ちゃんを見れば気に入らない気に入らない、では別にいたほうが幸せでしょうみたいな、単純にそういうことで、だから確かに、それは藪之本議員が町長の立場を思って、誤解を招かないような発言もしていただいたほうがいいのだろうなという気持ちもあるけれども、やはり単刀直入に物も時には言わないとということで、そんな表現を使ったわけでありませう。

したがって、それは言い換えると、板倉町が館林をよく見ても、同じこと言うわけですが、館林は学校給食もやっていません。財力はあって、お金も、いっぱい不満はありますよ、館林の住民も。なってみてください、ならなければ分からない、自分の町のよさは。明和と板倉が何が違うといっても、みんな邑楽町は、各自自治体先ほど言ったように、うちの町はというものと共通するものはできるだけ同じサービスでいこうとか、でも特色ある、例えば極端に言えば、邑楽町さんがたまたまいますから、藪之本議員ご承知かどうかは知らないけれども、地方創生一億円支給事業というのは竹下登内閣のときにあったけれども、まだあなたはきっと赤ちゃんの頃だったかもしれないけれども、そのときに邑楽町は今の邑楽タワーを造ったわけ、板倉町はヘリコプター事業やったのだよ、反対もあった。うちの子供をヘリコプターに乗せて墜落したらどうするのだと、親の一番心配が、でもその当時は、その町ではその町でやったのですけれども、長年見てみると、片一方はよかれとやった事業はそんなにもたずに没になってしまっているわけ、邑楽町さんなんかは今でもクリスマスツリーをあそこからやったり、いろんな拠点にもなったりするように、総合的にそれぞれの町で当たりもあったり外れもあったり、あとは同じこともできないからとかでいろいろ選択をしながら頑張っているわけでありませう。

したがって、我が町もどこの町も満足というところはないのだと思っています。それを分かっていたくには、そんなにそういうふうにするのだったら、住んでみたらえれば分かるでしょうと、戻る自由もあるから、まして日本国憲法は、気に入らない町へずっと住めなんてことは法律上認められていないわけですよ、日本全国最低限のサービスは。最低限のサービスは、そういう意味ではどこへ住んでもほぼ確保されているということからすれば、不満があまりあるのだったら移ってしまったほうが、だってその人は幸せになるのでしょうねということで、決して人口が減少することを推奨してどんどん嫌な人は出ていけというふうなつもりでは言ってはませんが、現実論としてはそういったこともあるのです。あるのではないのですかということをお願いするために、表現がそういう表現になってしまったということで、いずれにしても私自身、物事はやはり財政、もう何回もだもの、財政的には考えられない、理想論というのは誰でも言えるのです。どこのうちだって全部が同じ坪数のうちで入っているわけでもない、車も何でもいろんな車が売れるか、財政

力が違ったり好みが違ったり、みんなそういうことです。だから、それらも含めて、少なくとも指導者は、全部の町民にという要望もたまには言うておくけれども、町民の自分自身の判断も必要ですよ、でないとい自分の命は守れませんよと言いながら、それは対町民に対してですよ。だけれども、その中のリーダーである立場には優先して行動を取りましようとかというそういう言葉の使い分けと理解を深めてもらいたいという意味で、この間の笹川さんの場合も、主に見て、私は笹川さんが板倉町で5,000票なら5,000票取る中で来たのはたった100人かそこら、みんなリーダーだと思っていますから、そのリーダーの皆さんに文句たらたらばかり言われても困るのだというのは、だって町長本当にやる人がいなくなってしまうし、今回だってもしかしたらそうかもしれない、分からない。今度そのうち立候補してみればいいと思いますけれどもね。

○小林武雄議長 時間がたっておりますので、まとめてください。

○栗原 実町長 そういう意味で申し上げまして、いろいろご心配いただいて、舌足らずのところをカバーしていただく、あるいは町長注意しろという意味での進言をいただいたということで、同じことは何回も使わなつもりではいますけれども、そういう意味では私のほうから逆に感謝をします。ありがとうございます。

○小林武雄議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問を終了いたします。

「ありがとうございます」と言う人あり]

○小林武雄議長 ここで休憩いたします。

13時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 0時36分)

再 開 (午後 1時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は45分です。

亀井議員。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○7番 亀井伝吉議員 7番、亀井です。よろしく願いいたします。通告に従いまして質問させていただきます。通告には載っていないのですが、もし町長のお考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

まず最初に、消滅可能性自治体との報道がありました。これを受けまして町長から職員に対して意見を求めていましたが、その意見の内容をお聞かせ願えればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 百何通だったかな、職員一応全員の方が答えていただきました。それは、やはりこれは先ほどの例えば議会でこちらにいた人たちの参考資料を警察につけたという問題とは全く別ですからね。町長が、あるいは町の職員が、いわゆる国あるいは地方創生会議から消滅する可能性のある自治体として名指し

されたのは、もちろん我々執行部は真剣に考えなくてはならないけれども、職員だって本丸の中において、直接、間接にみんなつかさどっているわけだから、行政をね。だから、どんな考え方でもいいから出していただきたいと。また、例えば突拍子もないことが書いてあっても、それを笑ったりみたいなそういうことは絶対にないということで、できれば全員に書いていただくようにという、それを町長命令で出させていただきました。

大別をすると、大ざっぱに分けるとということですよ。全部目を通してございますが、他町にあって本町にないものを充実すべきという考え方、あるいはこれはどれが多いということではないですが、比較的やはり多いのは、他町にあって本町にないものはやはり財政を考えながらつくっていくべきではないかというごく当然の答えだろうと思っています。それは、ソフト面でもハード面でもそういうことが言えるということで、ただしそういったものをつくったから、今度相手もそれに対抗してつくったらいつまでも競争して、それだからって人口が増えるとか減るとかというのは保証はできないというのも分かるというようなそんな併設表記のものも含めてありました。

それから、子育て環境の充実、これは藪之本議員なんか一生懸命に言ってくれてる、そういった部類に入るのかなと。それは、違う面の中にはファミリー住宅層、要するに豊田区のワンルームマンションとかそういうのではなくて、ファミリーがないために、そういう住宅がないために、やむなく館林に住むのですよみたいな理由の下に、を指しているのかな、そういうがあればということで、そういった住宅の増加を考えるべきであるとか、あるいはそういったものにみんな補助を出すべきであろうと。

それから、公園の充実、さっき言った送迎というのは、いろんな面で保育園の送迎から小学校の送迎からみんな入るわけだろうと思いますが、あるいは時間外預かりの充実、要するにこれも先ほど言った自分の町でまだ要望があるものについては、順次充実をしていくべきではないかという意見もございました。

それから、それと比例して、やはり働く場所がないと、この町には若い人も居着けないというものもありますし、いわゆるにぎわいの確保も、それは商業施設とかそういったものもつくればつくるだけ他町のうらやましさを考えるのが内輪になるのであろうから、そういったものもということで、この3つあたりは普通一般の人が考えるような考え方に近いのかなということで、私自身はみんなそう思うのだろうかと、もちろんね、そんな受け止め方をいたしております。

それから、結構思いのほかあったのは、やはり職員であって、でも財政は考えてくれてる職員がというのは正直どのくらいいるかということも考えて、自分なりに、その中の一つとして、財政とは別ですけども、本町の独自のよさを外に向かって強くももっともPRすべきだと。独自性、それからコンパクトカーみたいなものも含めてとか、あとは財政を考慮した対策が必要である。箱物行政コスト倒れの心配があり、箱物を造ったり行政コストもどンドン人数が減れば、1人に対するコストは高くなるわけですから、そういう意味ではそれを競争したのでは行政コストも含めたそういった倒れの心配があるので、近隣自治体と同じようなものはできるだけ造らずに、例えばこれは明和さん、これは館林さん、いわゆる業務分担、それは言ってみれば今の一部事務組合的考え方、広域化ということなので、それで自分の町で無駄な負担をしょわないよということ、利便性は失わずにとか、そういった点も、大体これがおおむねこんなところが主で、あとはもちろんいろんな意見もあったけれども、上げるには値しないのかなと、質問に対してこの程度の答えがあったということよろしいのかなと思っています。

いずれにしても、安心したのは、そういう意味では財政を考慮した対策が必要だということが、やはり職員の中で、それがないと正直言って困ってしまいますから、それは各課長とも共通認識を持った上で、これから、それは個人の考え方の自由ではあるけれども、でも物事が成り立つには全て収入と支出のバランスとか、あるいは例えば会社、働く場所を誘致するということが収入の増につながるかもしれないとか、でもそれはやっている、やっけていてもなかなか思う……よくこの町は、大した企業は来ないなんて、職員がぶつたるんでいる、町長がぶつたるんでいるぐらいな質問を受けますけれども、一生懸命やっけていてもやはり相手側が選ぶ権利もあるので、幾らお願いしたって来ない。来ないところは来ないのです。向こうは自分の命がかかるから、にぎわいの確保についてだって、幾ら誘致、お願いするところは世界の大使館までは行っていませんけれども、でもこの群馬県近辺のあらゆるスーパーから全てコンタクトを取っけてお願いに行ったりはしていますけれども、理由とすると商圈が小さいとか、あるいは水の心配があるとかいろいろ欠点も言われると、あとは相手様がはかりにかけて、いいほうへ選んでいく以外に、それは何ともできない。というそういうことを含めた努力は、むしろ条件のいいところは、よく例にするのですが、大泉町なんかはカインズもベイシアもあんなものは要らないと言ったのです、町長は。だけれども、また造っけてきやがったと、ここなのだよ。そうなのです。事実我々の前でうらやましいなというところもあるわけ。だけれども、考えてみたら、100平方メートルのうちの件数が、板倉町だと100平方メートルだと二、三軒かな、それも2階建てで1家族ですよ。大泉町なんかあそこのほら、冠稲荷のちょっと手前辺りを見ると、今、あつという間に板倉のニュータウンより後発で埋まっちゃったけれども、住宅はもう売れてしまうし、そこへまた同じようなスーパーががががが出る。それは、やはり100平方メートル中に人口密度、いわゆるマンション的な、あるいは昔流で言えば、高層住宅ですよ。だから、やはり需要のあるところへは出てくれなくてもいいと言っているのに、全くって大泉の町長なんかうれしい悲鳴だというふうにもうらやましいところもあるのですが、ではないところの板倉町は横目で指くわえて見ているだけなのかと、だつて欲しいと言われているのだから、物すごく実現が難しいものほど努力はしているのです。だけれども、幾ら努力したって相手がうんと言わない限りは駄目だから、ということで、その難しさを味わわせて、職員の特にそういう難しい担当課に行って、町長、報告することがないのですけれどもと、それをおまえの働きっぷりが悪いからなんていうのも言えないし、事実働きっぷりは頑張っけていても来られないと、進出が見られないというのはあるわけですよ、明和町のコストコ、うちの町にも来ましたよ。今の東洋大学の池のほうの反対側の向こうの中学校予定地へ、何であんなコストコがこんなところへ来るのだんべと思っけて見たら、基本的には倉庫業ですから、来るのですよ。でも、来たつて、だからコストコだつてこちらから交渉に行っけています。でも、誰が見たつてあれでしょう、前橋の南インターにあつて、あとは壬生町か、それは今現在がそうですけれども、太田に造るあたりの話も、太田だつて駄目だから、会社の方針に合わなければ、そういう意味で明和町がひとしく外交には行っけてけれども、明和町の立地、だからあくまで立地条件というのは、幾ら理屈を言っけて、お金を何千万円積んだつて全然来ないから。その最たるものは病院とか、病院が欲しい病院が欲しいと言うのでみんな欲しいけれども、だけれども先ほどもちょっと藪之本議員の質問にも答えたけれども、こんな板倉町でも住みよいまち……だから、後でどんな基本的な数字を入れてそういうのが、今年は3位になるそうですけれども、でもそういう考え方とすると、それは理想的にみんな自分の身の回りにはないけれども、30分、1時間走っけてたら全てのものほぼあるのです。だから、人間がいつの間にか自分が中心になつて、自分が天

下を取ったようなつもりになって、あれもないこれもないと言うけれども、下を見れば、上を見るのも切りがないけれども、下を見ればもっと大変なところがあると、先ほど言った通学バスの関係、渋川市を中心として、あそこは嬭恋村まで約六、七十キロ、全部高校も渋高まで通うの、だから高校でも下宿になる。だから、嬭恋村とか長野原とかあそこの村は、さぞかしあれがないこれがない、みんなないから、だけれども言っていないよ。それを別に押しつけるわけではないのだよ。ただ、やはり優先順位を含め、そんなにこの町も悪いのかという、悪いと言っている人ばかりいないのだ、ニュータウンの中でも、町長さん、こないいい町へ、何でそんなに騒ぐのでしょうかと、それはだからさっきも言ったけれども、銀座で牛を飼いたいみたいな話があるけれども、それは両方、銀座並みの利便性と戦場ヶ原並みの空気や環境や静けさや夜空の青さ、今考えてみると、このさっき言った4つ、5つ、代表にこんな意見が割合ありましたよという中で、やはり自分の町のいいところを、でも藪之本議員なんか結構質問しながら、この町にいいことはいっぱいあるのですと、もっとPRしたらよろしいのかって質問もあえてしてくれているでしょう。むしろ我々がどちらかというと現場にいて、この町が欠点が多い、どうしてもそう言われるからというので、失望してはしようがないということで、これからの方向性としてはPRと、悪いことを幾ら言ったって人は喜ぶばかりだから、うちの町はこんなものがあるのだよ、一番ベストではないけれども、ベターでそんなにも不便でもないし、それなりの場所ですよというようなことということで、私自身はそのアンケート等を読ませていただいて、後で亀井議員が欲しいといえ、本人の許可を取りながら、全員の皆さんのもばらばらと見ることがあれば、そのように対応したいと思います。ありがとうございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 大変ありがとうございました。

町長の思いが職員にも通じているのかと思います。しっかり職員の方も頑張っているのかと思います。

あと、もっと細かくもしお話しできるようでしたら、企画財政課長が何か用意していたらいいのですけれども、よろしくお願ひします。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

細かいと言ったとしても、その職員がどういった意見をというのは全てまとめているわけではないのですけれども、私が答えるので、例えば私が町長に意見書を出した例をちょっと答えたいと思います。

私の中では、取りあえずやはりニュータウンが売れていないという状況がありまして、もちろん自分が担当しているときには、県の企業局に土地を安くしてください安くしてくださいというお願いをしていた部分があったのですけれども、一向に安くしてくれない。だったら、時限的な、例えば1年、2年だけだったら町がその分の土地を補助するから皆さん来てくださいというような案が1つ。それと、今日の亀井議員の一般質問でもあるのですけれども、結婚祝金を支給したらどうかというような案も私のほうも一応出しているところでございます。

それと、保育料については、一応3歳以上は無料化になっているのですけれども、逆にゼロ歳から2歳ぐらいの人たちも無料にしてくれれば、若いお父さん、お母さんたちが入ってくるかなというような案として私はこういう意見を出させてもらいました。

もちろん中には、小さい自治体が到底そんな消滅自治体と言われたとしても簡単にはできないですよ。これは、当然国がやるべきものであり、それが国から県に下りて、県が自治体に落として、国全体でやっていかななくてはならないというような意見もありましたし、町長のほうも8月6日に山本県知事と地域フォーラムがあったわけなのですけれども、そこでも町長が話ができる時間が2分しかない中で、やはりその消滅自治体のことを上げさせていただいて、その中でやはり県として国にそういう提言はしたのですかと、それと県も考えたのですかというような問いをさせていただいたわけなのです。その中で山本知事の答えは、「栗原町長、それは難しい問題だから、後でお茶を飲みながら考えましょう」というだけの答えだったのです。それは、一担当としてはこんな答えでいいのというのはちょっと思った部分はあるのですけれども、そういった一人一人の職員の意見書等々はこの冊子にまとめてありますので、先ほど町長が言ったように、議員が見たいというのであれば、言っていただければ対応していければなというふうに思っております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 知事も簡単に答えて、なしのつぶてでは困るわけですが、これからも頑張っていたきたいと思います。

課長からも話があったとおり、議員さんも何か見たいという方がいますので、できましたら全員の方にお配りいただければと思うのですけれども、あと……

〔名前教えなくちゃ〕と言う人あり

○7番 亀井伝吉議員 まとめというか、それはお任せしますけれども、できれば細かいところも知りたいと思いますので、あとは事業的なものを、今課長が言ったように事業的なものを上げた方もいらっしゃると思いますので、そういうのをこれから検討できると思いますので、もっともっと板倉町に若い人が来るというか、若い人が残るというか、そういう政策につなげていただければと思います。よろしくお願いします。

では次に、質問させていただきます。若者の未婚、また晩婚化の対策についてなのですが、これは家族手当に当たる制度なのですが、まず最初に、第3号被保険者制度の内容についてお聞かせください。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

〔佐山秀喜住民環境課長登壇〕

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げます。

第3号被保険者につきましては、国民年金の関係になります。第3号被保険者とは、国民年金加入者のうち、厚生年金保険や共済組合等に加入している第2号被保険者である会社員でありますとか公務員に扶養をされている配偶者の方を言います。第3号被保険者加入の手続につきましては、配偶者の勤務されている事業所を通じて手続を行うことになります。

自営業者とあとは学生の方というのは、国民年金で言うところの第1号被保険者という形になりますけれども、そちらと第3号の違いでございますけれども、第3号被保険者の保険料というものは、第2号被保険者全体、この第2号というのはいわゆる会社員とか公務員の方々です。全体で負担をしているため、第3号被保険者が自ら保険料を納付する必要というのはいりません。ですけれども、保険料の納付済み期間として、将来の年金に反映されるという点が一番かなというところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 学生が保険料を払わないで、後になって保険料を払ったという分になるという制度だということは分かりました。あとは年収の壁という130万円ですか、そういうのは皆さんよくご承知かなと思います。それが一つです。

次に、移らせていただきます。次に、配偶者扶養控除、これについてお願いいたします。

○小林武雄議長 栗原税務課長。

[栗原正明税務課長登壇]

○栗原正明税務課長 それでは、お答えいたします。

配偶者扶養控除につきましては、住民税及び所得税の算定におきまして所得から差し引かれる所得控除の種類の中にございます。こちら配偶者控除と扶養控除2種類ありまして、それぞれ生計を一にする合計所得金額48万円以下、こちらは給与収入で分かりやすく言いますと103万円の収入になりますけれども、これ以下の配偶者または扶養親族がいる場合に対象となるものでございます。

ご質問の趣旨から、一般的な若者の結婚、出産の場合でご説明させていただきますけれども、まず配偶者控除につきましては、住民税においては33万円、所得税においては38万円が所得から差し引かれるものでございまして、住民税率は10%、所得税率は累進課税なので、ここでは10%ということでお答えさせていただきますけれども、その場合ですと、合わせて7万1,000円が減税となるものでございます。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合、配偶者控除は受けられなくなりますが、133万円までであれば、段階的に控除額が減りますが、配偶者特別控除というものが受けられることとなります。

続いて、子供に対する扶養控除というものがありますけれども、こちらにつきましては、15歳以下は対象にはなりません、16歳以上18歳以下の場合、住民税においては33万円、所得税においては38万円が19歳以上22歳以下の場合につきましては、住民税においては45万円、所得税において63万円が所得から差し引かれるものでありまして、同じく住民税率10%、所得税率が10%の場合で計算しますと、16歳以上18歳以下の場合、いわゆる高校生世代になりますけれども、この場合は7万1,000円、19歳以上22歳以下の場合、これ大学生世代になりますけれども、この場合10万8,000円の減税となるものでございます。

なお、令和6年度税制改正大綱というのが国のほうでありまして、児童手当の所得制限の撤廃がこのほど行われます。支給期間が高校生世代まで延長されることに伴いまして、令和8年分以降の所得税と令和9年度以降の住民税から16歳以上18歳以下の扶養控除を減額することについて、令和7年度の税制改正で結論を得るといふこととされておるところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 細かく教えていただきまして、ありがとうございます。

所得の撤廃という部分もあるかと思えます。子育てを考える人はいい制度かなと思っていますので、ありがとうございます。

次に、出産手当金の内容、またその金額についてお願いいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、出産手当金でございますが、これは会社の健康保険などの被保険者本人である女性労働者が、いわゆる産休、産前産後の休暇を取得した際に、加入する健康保険組合から支給される手当金のことです。1日につきまして対象となる方の標準報酬日額、月給を30で除した額になりますが、これの3分の2に相当する額が支給されます。また、この期間は健康保険料や年金保険料、雇用保険料などが免除されます。ただし、この制度につきましては、産休中に給与が支払われる会社、また国民健康保険の方は該当にならないということです。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ありがとうございます。

出産の42日前から出産後の56日までが受けられるというそんな制度だということです。やはり子供が生まれたらお母さん働けませんので、その手当というのはすごく大切になるかと思います。計算方法も教えていただきまして、ありがとうございました。

次に、出産前育児一時金が今度増額されました。その内容についてお願いいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、続けて説明させていただきます。

出産育児一時金でございますが、会社の健康保険や共済組合などの公的医療保険から被保険者、またはその扶養者の出産のときに経済的負担の軽減のために被保険者に支給される、いわゆる出産費用の助成金になります。

その支給額につきましては、年々上昇している出産費用の平均額の推計によりまして、令和5年4月から全国一律に今までの42万円から8万円の増額となりまして、50万円に引き上げられております。町国民健康保険でも同額を支給いたしますが、町では産科医院等への受取代理制度というのを行いまして、対象者の利便性を図っているところでございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ありがとうございます。

次に、育児休業給付金についてもお願いいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、続けてご説明させていただきます。

育児休業給付金でございますが、雇用保険の被保険者が育児休業を取得した際に、雇用保険から支給される給付金になります。その対象者は、原則で申し上げますと、1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得する方で、育児休業開始前の2年間に、11日以上勤務している月が12か月以上ある方となります。また、復職することが前提の制度でありますので、育児休業後に退職予定の場合は対象外となります。

さらに、育児休業中の給与額や就業時間等の要件を満たす必要があるそうです。

また、支給額でございますが、ご本人の賃金日額の67%の金額とされておりまして、休業取得日から6か月を経過すると、その金額が賃金の50%になるという制度です。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 収入の8割ではなかったのですか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 制度の決まりでは賃金日額で67%ということです。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 分かりました。

次に、産後ケア事業が無償で受けられると思うのですけれども、その内容についてお願いいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、まず町が行っています産後ケア事業の説明を簡単にさせていただきましたと思います。

産後ケア事業は、産後間もない母親に対しまして、心身ともに安心して育児が行えるように、平成28年から開始した事業でございます。町と契約した産科の医療機関で、助産師などのスタッフの支援を受けながら1日過ごすことで、育児不安や産後の疲労感を解消することができるように、個人の事情に寄り添ったサービスを提供しております。1日2万5,000円の委託料のうち2,000円の自己負担を徴収しておりましたが、令和6年度から自己負担なく利用できるようにいたしました。

具体的なサービス内容を申し上げますと、母の体調や育児の相談による不安解消をはじめといたしまして、子供の沐浴や授乳の支援、また母親の乳房のケアなども個々に応じて対応しています。中には、助産師さんの見守りの中、ゆっくりと昼食を取りまして、横になって休んだりと休養を目的に利用される方もいらっしゃいます。1人が7回までの利用を可能としていますが、利用者の約半数が7回の利用を希望していることから、需要の高い事業となっております。

さらに、医療機関まで行くことが困難な産婦さん、例えば双子で2人は連れて行けないなどの妊婦さんの支援といたしまして、町では助産師が対象者宅を訪問して、同様のケアを提供する体制も整えました。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ありがとうございます。

本当に、子供が生まれる前から、産後ケアですから生まれた後、お母さん方が心配でいるということで悩んでいるということ自体が大変だと思います。すごくすばらしい事業だと思います。

次に、児童手当が拡充されることになりました。この内容についてお願いいたします。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 こども未来戦略方針に基づく児童手当制度の改正に伴いまして、本年10月分から拡充されます内容といたしまして、大きく4つの変更点を挙げさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、支給期間を延長し、高校生年代の児童までが支給対象となります。これま

で中学生までだったのが高校生年代まで拡充されるというものでございます。

2つ目、多子世帯への加算給付を拡充し、第3子以降の支給月額が3万円に増額されます。

3つ目、所得制限を撤廃し、保護者の所得額に関係なく全ての児童に対して支給されることになりました。

そして、最後に4つ目、支払いされておりました時期につきまして、これまで年3回であったものが年6回に増加されます。具体的には、これまで2月、6月、10月だったものに対して、その間に2か月間隔で新たに支払い月を追加する、つまり4月、8月、12月が追加されるというものでございます。なお、これらの拡充に伴う変更後の初回の支給につきましては、本年12月分となっております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ありがとうございます。

子育て世帯は、できれば毎月少なくともいいからいただくとありがたいのかなと、今までが4か月で1度だったのが2か月に1度でもらえるということは、やりくりが物すごく楽になると思います。

それと、高校生まで上げてもらった、これいいことだと思います。ありがとうございます。

次に、高校生年代までの医療費が今無償になっていると思います。この内容についてお願いいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、福祉医療制度になります。福祉医療制度における医療費の無償化につきましては、子供、障害者、母子・父子家庭等を対象に実施しておりますが、子供に関しましては令和5年度よりその対象を町で高校生世代まで拡大いたしまして、医療費の負担軽減による健康増進及び福祉の推進を図っているところでございます。

無償になる内容でございますが、医療保険が適用となる通院、入院に係る自己負担分を町が負担いたしております。実質無料で受診できる仕組みとなっております。特に県内医療機関につきましては、国保連を通じて医療機関に直接支払いということで、無料でかかれるようになっております。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 特に高校生ぐらいになるとけがとか、部活やっている方は結構多いのかと思います。あとはスポーツ保険掛けている方がいるのですけれども、なかなかスポーツ保険を使う人が少ないというのを聞いたことがあったのですけれども、高校生まで医療費がただということで、皆さんが健康に暮らしていけるのかなと思います。大変ありがとうございます。

今まで家族手当についていろいろ質問して答えていただきました。ほかにもいっぱいありますので、ちょっと挙げさせていただきます。健康保険の被保険者手当、また扶養控除、それから児童扶養手当、育休中の社会保険料免除、配偶者加給年金、遺族基礎年金、それから遺族年金、15種類の家族手当があります。これを分かりやすく体系立てて、今答えていただいた順番どおりにやっていきますと、年代別になっています。板倉町の産後ケア、この家族手当には入っていないのですけれども、15あります。そういうことで周知するのに、皆さんがこういう制度なのですよと一目で分かるように、結婚するとこういう補助がどんどん、どんどん出てくる、また子供が生まれるとこういう家族手当、児童手当とかそういうのが出てくる。そういうのを体系立てて周知することによって、結婚を考えるとどうか、また結婚を考えて結婚していただける、そ

ういような体系が取れるのかなと思いますので、この周知の仕方をご検討願えたらと思います。よろしく
お願いいたします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 大変ありがとうございます。各制度につきましては、自ら検索して町のホーム
ページ等で確認するほか、対象となる方にはチラシ等を送付して周知をしております。例に挙げますと、町
の子育て支援施策については、今年の6月に広報の特集記事でお知らせをいたしました。また、ホームペ
ージで町の移住に関するページを開きますと、町独自の補助制度について一覧で情報が提供できるようにして
おります。ただし、いわゆる結婚適齢期の世代に、結婚、出産により将来にわたって予定される支援や補助
が年表のように一覧で届ける仕組みは現在まだ町では整っていません。議員がおっしゃるように、将来対象
となってほしい世代に情報提供するには、いかに制度や補助について興味を持っていただくかという課題が
まずあります。

また、一つの制度の情報提供に付随しまして、将来にわたる制度や補助が一覧で分かるような情報提供の
方法についても、今後課題として対応できればと思っています。町としての対応が婚姻、ひいては出生の増
加の一助となるような施策を引き続き実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ちょっと複雑かもしれませんが、一人でも多く人口が増える、そういう政策
をよろしく願います。

最後に、定住対策についてお願いいたします。転入者への住宅取得支援とかはあるのですけれども、町内
に住んでいる方の住宅取得支援とかそういうのがありません。これと全く同じ制度というか、金額は検討し
ていただければと思うのですけれども、こういう制度を設けていただけるかどうか、お願いいたします。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

定住対策についてでございますけれども、ちょっと長くなりますけれども、本町では、人口減少に歯止め
をかけるべく様々な施策のほうを実施しておるところでございます。中でも小中学校児童生徒給食費の無料
化、これについては邑楽館林地域では本町のみとなっております、また令和4年度から実施しています奨学金の
返還支援事業も今実施しておりまして、令和5年の6月時点で本町を含めて群馬県では9自治体しかやって
おらないと、邑楽館林地域では本町のみということになっておりまして、いずれも定住施策の面を有した町
としての特色ある施策となっておりますかなというふうには思っております。

それと、住宅取得支援の補助につきましては、当然、町外から入ってきた人も対象にはなるわけな
のですが、本町の移住の関係について移住支援金を実施しております。東京23区から移住された方、それと
東京23区内にお勤めで東京圏から移住された方については、企画調整のほうでやっているわけな
のですが、世帯当たり100万円の補助をしておるところです。それと、都市建設課のほうでやっています住宅取
得支援事業ということで、町内に住宅を購入された方については、住宅取得価格の3%で最大30万円までと
いうことを実施しておるところでございます。

さらに、産業振興課のほうでやっています板倉ニュータウン移住支援事業ということで、板倉ニュータウン内に土地を購入した方については、70万円の支援を実施しておるところでございます。これが町外から入ってきた方に対しての補助、逆に町内に入っている方については、先ほど亀井議員が補助はないなというふうに言われたわけなのですけれども、補助の代わりと言ってはなんなんですけれども、一応産業振興課のほうで住宅リフォーム支援事業ということで、町内の施工業者を使って自宅をリフォームした場合、これについては工事費の10%分、マックス10万円を板倉町の商工会の商品券をお返ししているということで、一応助成の支援を実施しておるところでございます。

一番聞きたい新婚生活の部分についての補助になるのかなというふうに思うのですけれども、これについては、結婚新生活支援補助金というのが国の制度でございます。これは、国の国庫が2分の1補助ということで、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する事業となっております。これについては、対象者については新規に婚姻した世帯で夫婦の所得を合算した金額が500万円未満が一つの条件、それと夫婦ともに結婚した日、婚姻日における年齢が39歳以下、両方ともです。夫婦とも39歳以下の場合は上限30万円、つまり町の単費が15万円、国が15万円という形になります。逆に若い人、29歳以下の場合は上限60万円となっております。これが国が30万円、町が30万円というような内容となっております。

これが補助金の一応制度自体の内容になるわけなのですけれども、この結婚新生活支援補助金につきましては、先ほども自分がこういった内容を意見書で書きましたというのを言わせていただいたわけなのですけれども、当然、ほかの職員からもこういったものが意見がやはりありました。その中でうちのほうとしても検討は既に進めておるところでございます。参考に、邑楽郡内の実施状況をこれからも一応考慮しながら進めていきたいなというふうには思っておるわけなのですけれども、参考までに群馬県内では一応15自治体が実施しているそうです。邑楽館林地域では、館林、明和、千代田町が既に実施しておりますけれども、令和5年度の実績といたしまして、館林市が28件、明和町が2件、千代田町が2件ということでこの結婚補助金を一応使っているということです。館林の28件は当然多いわけなのですけれども、これについては板倉と人口を比較すれば、大体6分の1ぐらいの差があるので、単純に28割る6だと、町に直すとすれば大体年間4件ぐらいかなというふうには算出されるところなのですけれども、こういったもので、当然、補助金絡みで有効な事業かなというふうには思っておるところでございますし、逆にやったことによって明和、千代田で2件しかないのという不安もありますし、逆に少ないから町の単費を導入してでもやってもいいかなというすごい費用対効果をいろいろ考えながらやっていかななくてはならないのかなというふうには思っておるところでございます。

そういった内容を考えて、本町でも特色のある施策もいろいろ実施しておるわけなのですけれども、やはり近隣自治体の実施状況等を踏まえて、最終的にはやはり財政を見ながら検討していければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小林武雄議長 亀井議員に申し上げます。時間が近づいておりますので、まとめてください。

○7番 亀井伝吉議員 いろいろと政策ありますので、どれがいいとは一概には言えませんけれども、ほかの町にはない、そういうものというのが何か結構意見にあったみたいなのですけれども、独自性、また板倉町だからできるとか、この地の利を生かしたそういう政策をこれから、お互いに考えて頑張っていきたいと

思います。大変ありがとうございました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○**小林武雄議長** 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了しました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時15分)

再 開 (午後 2時19分)

○**小林武雄議長** 再開いたします。

○**議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について**

○**議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について**

○**小林武雄議長** 日程第2、議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について及び日程第3、議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての2議案を一括議題といたします。

この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○**森田義昭予算決算常任委員長** それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算2議案について、審査の結果及び経過をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について、議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての2議案であり、昨日本会議終了後に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第34号、議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○**小林武雄議長** 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について及び議案第35号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての2議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○**小林武雄議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第34号及び議案第35号、2議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決すること

に決定いたしました。

これより議案第34号及び議案第35号の2議案については、一括で採決いたします。

本2議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第34号及び議案第35号の2議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月20日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午後 2時22分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 1 日)

令和6年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年9月20日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 認定第 2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第 3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告 事務事業評価結果について
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
6番	森田義昭	議員	7番	亀井伝吉	議員
8番	荒井英世	議員	9番	延山宗一	議員
10番	市川初江	議員	11番	青木秀夫	議員
12番	小林武雄	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
福知光徳	産業振興課長

塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教務局長
福知光徳	農業委員会 農事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事を進めます。

○認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○小林武雄議長 日程第1、認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました決算認定5議案につきましては、9月12日から18日まで4日間をかけて審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された5議案は、認定第1号 令和5年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和5年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和5年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長により説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。認定第1号から認定第5号の決算認定5議案につきましては、全て原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

ただいま委員長から報告のあった認定第1号から認定第5号までの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号の5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより認定第1号から認定第5号までの5議案につきましては、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は全て認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

○報告 事務事業評価結果について

○小林武雄議長 日程第6、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 続きまして、板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和6年8月23日に予算決算常任委員会を開催し、令和5年度実施事業の中から各常任委員会で選定した各2事業、全4事業について、事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が評価の着眼点を踏まえて3段階の評価をして、提言する方向性を決定しました。

その結果、評価をした4事業は全て見直し（統廃合を含む）の上、継続すべき事業となりました。

事業ごとの評価結果の詳細は、別紙の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議として、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部へ提言していただきたくお願いいたします。

以上を申し上げて、報告といたします。

○小林武雄議長 以上で事務事業評価の結果についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定しました。

○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。今日の予報ですと、今期、今日が最後の猛暑日みたいなことを朝方言っております、36度Cになるようですが、そんな例年になく暑い中、猛暑の中、9月10日から20日まで、休日を除く実質7日間の開催、お疲れさまでございました。ほかの事業や台風情報等々も心配をしながらの全議案を原案どおり先ほどは可決をいただき、その前段としてご審議を慎重にいただき、可決いただいたことを改めてお礼を申し上げたいと思います。

2日目の一般質問では、4人の議員の登壇により、これは当町をずっと見ておりますと、ここ2年ほど4人程度が多かったということで、例えば過去にも申し上げておりますが、隣の加須市などは24人の議員の中で20人、5日間ぐらいやるということで、そういう意味で周りを見ますと、一般論としてやや低調なのかなという、それでも毎回頑張っている議員さんもおられるわけでありまして、ぜひそういう意味では貴重な機会をご利用いただきたいというふうにも思いますし、今回、そういった4名の議員の登壇により、それぞれのテーマに沿って議論をさせていただきましたが、双方とも納得のいく形の場合と、あるいは意見の相違等ありながらも、いわゆる相違があったというようなことも含めて、不燃焼な形でもきつと質問される側からすればということもありますし、そういう意味ではいずれも貴重な議論ではあったというふうに思っております。

当然同感の暗黙の合意ができていくような感じの共に同感の部分は、今後の行政に生かせればと当然思いますし、生かしてくれるだろうと思っておりますし、また違いの部分は各自個人個人の思いを町民を代表する形として発表していただいたということで、それは決して無駄なことではない。いろいろ考え方があるのだなとか、そういう意味で、この先、またそれらも参考にしながら、世の流れで現時点では駄目であっても、あるいは一致ができなくても、この先、いわゆる時代背景の流れに伴って、またいつも言う財政に伴って実現をされる場合もあるということですので、ぜひ今後もそういったことも含めて、総合的に、積極的に一般質問の機会も利用いただければというふうに思います。

さて、こここのところ西南地方に先般発生をいたしました日向灘沖地震と申しますか、震度6強の地震に伴う東南海トラフ地震の連鎖の可能性を含んだ注意報の発出や、それにさらに伴った連鎖が心配される東京直下型地震の心配、あるいは次々に発生する台風の大規模化と上陸可能性の多発化、あるいはここ一、二年迷走化も見られますし、またそれに加えて、今日も先ほど申し上げましたが、連日のように起こる猛暑と雷雨も

まさに熱帯地域のスコールを思ふような線状降水帯の発生による激しいものということで、いずれも自然災害への心配も感じるどころでありまして、それに加えて生活関連では、相変わらずの目にあまり見えなくなってきたておりますが、コロナの発生状況が非常にある意味では目に見えなくなってしまうということで、目安が少なくなったということで、その発生状況への不安、実質、時折コロナでお休みをするという、これは議会の中でもあるわけでありまして、町の職員もそういう状況でありますので、実態はどうかという心配。もしかして三、四年前の当初であれば、パニック状態にあって、議会ももしかすると延ばそうなんていう議論があったような状態になっているのかもしれないというような不安もあったわけでありまして、いずれにしても様々な面で非常に心配事も多くなってきている感じがいたします。

さらに、ちょうど今、当町でも南地区から、もう既に西地区にも入っておりますが、早場米地帯としての米の新米の取り入れ、そのシーズンになぜか物騒な驚異的な値上がりも想定される。便乗値上げや民主的國家といえど、裏側には遠慮のない悪質な業者もいないとも限らないという疑いもせざるを得ないような主食米の逼迫状況や、じわじわ続くその他の便乗値上げはないのか、全てが何回も何回も上がってきているということで、それに加えて我々の賃金はどうかと、非常に不安定な、首をひねるような状況もあるわけでありまして。

さらには、それに加えてこのところ、近隣諸国外交面においては、中国機の日本領空侵犯やフィリピン空軍へのレーダー照射による挑発行為、これは戦闘行為に近いということも言われて緊張を当事者間ではするわけだというふうに言われておりますが、さらには日米地位協定問題として、いつもいつになったら解決するのか、属国のままでよろしいのかと、独立はしているとはいえ、属国に近いのではないかというようなことで、議論の対象による米軍沖縄基地、その他で度重なる婦女暴行等による人権無視の問題、これが日米間の地位協定を常に不満に思わせる状況の問題でありまして、そういったものがつい最近も発生をしておるといってもあります。

さらには、国内の国政については、多数出馬の前代未聞の自民党あるいは立憲民主党の総裁選、今たけなわでありまして、レースが誰が1等賞、今のところ誰が3等賞とか面白おかしくマスコミも騒がせてもいるわけでありまして、いずれにしてもそういった状況、さらには昨日は兵庫県知事の前代未聞のいわゆるハラズメントではないかという、そういったもので死者まで出してしまったと言われる兵庫県知事に対するハラズメント問題の不信任案の可決、今日、あした、あるいは10日間において知事の動向が、もう既に引導は渡されているわけでありまして、どういう展開をするか、それによって16億円、18億円、三十五、六億円、大きなお金の使い道も生まれてくるということで、今、興味のある方は、それらも注目をしているという状況でもあります。

加えて我々の模範的立場である国会議員、不倫をした上に不祥事で給料までごまかしていると、いわゆる秘書給与までもごまかした上での辞職の女性とか、あるいは北海道から選ばれている議員、スケートの選手でしたが、それもやはり賄賂、そういったお金の不祥事で辞任、さらには昨日からおとといにかけて安倍元総理と旧統一教会の問題、非常に国民が苦しんでいるという、そういった政治と宗教の問題を断ち切ると言いながら、やはり隠し隠して、今でも写真まで掲載されても、知らぬ存ぜぬを通す、そういう政治的体質等々、挙げれば各面、様々なニュースが連日報道され、加えて気の毒でもありましたが、私ももしかしたらそうなのかもしれませんが、何の成果もなかったと言われる岸田政権とのことで、私も何の成果もなか

ったなどと言われるかもしれませんが、それはこの間、森田議員のあえての質問でしたから、自ら判断は後世に任せると言ったほうがかっこいいのですが、せつかくの機会だからあれもやった、これもやったも幾つか羅列をさせていただきましたが、そういったことも含めて、国民の間では問題が発生するたびに検討したり、根本的に解決すると言いながら、まさにちょこっと臭い物に蓋をして、横っ面をして国民の忘れることを期待をして、時が解決するぐらいのことを言って、中途半端な解決で終わる、今の政治的な政治の問題について、そういう意味で有権者が諦め感や失望感を抱いてきているのだなど、そんなふうにも思っておるわけでありまして、そうは言いながらも今度こそ、今度こそやってくれるだろうという期待は、今回もさせていただくところでもあります。

自民党の総裁選イコール日本国総理大臣の選出につながりますし、続いて新しい組閣も普通であれば行われるわけでありまして、その先に解散があるか、早いところで10月の下旬とも言われておりますが、分かりません。そういう意味では日本のかじ取りが変わり、そういう大きな騒動の真っ最中でもあるということも含め、多分船長が代わっても、今までと変わらないのではないかと安定した、定着してしまったそういう表現の政治不信、普通であれば代われれば期待をするのですが、代わっても変わらないのではないかと政治不信をどう払拭していってくれるのか、本当は当事者が駄目であれば、我々国民、あるいは遠いところではありますが、我々の責任として自分の一票をどういうふうに行使するかと真剣に考えるべき時期もまた来ているということでもあります。

そういうことで、そういう厳しいいろんな状況の中で、私、ついこの間の、前回の6月議会で、今期任期満了にて退陣の考えを表明させていただきました。その後、今日まで経過の中、立候補を表明されている方、現在1名と認識をしております。町民に選択肢を与えるための選挙でもあるわけであり、町の今後を町民皆様で考える最高の機会でもあることから、あえて私自身もとぼけて直前まで辞めないよと言っていけば、それでも済むのですが、でもそれでは、そういう情熱のある人がもしかして複数以上いけば、その頭を抑え込んでしまうこともあるということも含め、十分期間を取ったつもりでもあったわけでありまして、なお、今現在、そんな状況でもありまして、選択肢も与えられないということで、当事者は敵がいなければ安心安全、特別熱意も示すか、示さないか分かりませんが、そういった状況の中で、よく一般論でいう、少なくとも議員皆、各位もそうでありまして、少なくともリーダーを目指すには同じ仲間と激しい争いをし、自分の主張を、当選したらこうするのだという強い訴えをし、血のにじむ努力をして、自ら人を、同僚をかき分け、あるいは自分がい上がり、事によれば10人の中に入るという目的、あるいは町長選であれば最後の一人を自分の力でもつかみ取るという、そういう努力をする姿勢も、当選した後、ある意味では強い指示力も出せる源にもなるのかなということも考えますときに、でもやっている本人は今一生懸命きつとやっていますが、競争にならなくては話にもならないということで、今声明を出している、表明をしたおひとかたの責任では全くありませんが、そういう意味ではまだ45日近くありますので、ぜひ繰り返になりますし、それを町長の役目として、やはり競い合う姿を町民の前に提示をさせるというようなことも含めて、ぜひ皆様方も当事者になっても不思議のないそれぞれおひとかたずつ全ての皆さん、そういう資質もお持ちですし、またほかに地域において推薦したり、擁立をしたりという人も、なかなか日数が短くなってくると難しくはなりますが、そういう意味で自分の生きざまとして静かな池っぼの中に自分が犠牲になって、一つの石ころを自分が投げられてもいいという気持ちの方もおられるとも思いますので、ぜひそういった方の擁立とか出馬

の励ましとか、機会があったりしたら、一定の期間まだ努力をしていただくほうがよろしいのかな。それでも、結果的にはどうなるかというのは別の問題であります。

辞める声明をした人間が、そんなに心配してもしようがないわけでもありませんが、私の任期もいよいよ11月16日まで、正式には15日で終わるのだらうと思っておりますが、これも残り45日となり、定例議会としての私の対応は今9月議会で一応の、これからまだ全協とかありますが、正式にこうして皆様方と録音まで聞いた中ででのやり取りを真剣に行う場所というのは、今日が最後になったというふうに理解をしております。

思えば20年前に、現職町長に挑戦を志し、最初の4年間、最初に失敗したと、成功しなかったものですから、その時点では自分の先ほど言った静かな町でも誰も投げないのであれば、私が捨て石になってもいいだろうということも含め挑戦をしたわけですが、志届かず、これで一卷の終わりかもしれない、終わりということも十分覚悟はいたしたわけでもあったわけですが、思いもかけず4年後、まさに今日の足がかりになる町民の皆様からの再挑戦の機会が与えられ、結果として初当選の榮譽をいただき、今日まで皆様方に感謝をしながら、そういった機会を与えていただいた町民の皆様方に感謝しながら、何としても成果を出さなければ、出してよかったと言われなければ、それは、そのためには約束を守らなければ、あるいは言ったことを実現させなければ、さらに引き続いての再々選はないとの強い危機感の中であるからこそ、自らの身を厳しい位置に置き、給料の3割カット等も16年間続けさせていただきまして、それなりに今、秘書が調べておりますが、驚くようなカットもできたということも含めて、自らの身を厳しい位置に置きながら、それは職員や町民の皆様にも、その時点から考えた財政も決して豊かでない、それからいろんなものを真剣に対応するのは大切だということも含めて訴えながら、有言実行を果たすべく、一日一日と今日まで、まず自分の健康もある程度何とか続けられたということも含めて、今日まで全力を挙げることができました。

これも職員あるいは支持者、町民の皆様方の協力のおかげであったと思っております、2日目、森田議員の一般質問でも実現できたものの代表例を挙げさせていただきました。私の評価は後世に委ねたいと思っておりますが、それはそれとして、最も感謝すべきは、長年同じ飯を食った、この相対した立場でもありますが、議員各位であります。今の現の板倉町議会では、私が町長就任をしたときからの付き合いは、青木議員あるいは延山議員、市川議員が、次いで私が就任した後に荒井英世議員がということで、3分の2は、もう3分の1だけになってしまいました。そういう意味では、やはり時は流れているのだなということと、自分だけはそう永遠に座り続ける必要もないし、できるはずもないということは、そういった自分の、あるいは今申し上げた歴史を見れば明らかでもありますし、そういう意味では現議会の議員さんにも、その後の出会いによって期間はそれぞれ様々ではありましたが、非常にお世話になったということで感謝を申し上げたいと思いません。

特に庁舎建設時には、ちょうど合併問題も絡みまして、合併するのであれば庁舎などはプレハブの小さいものでよろしいとか意見が真っ二つに分かれ、一時は否決をされた。でも、今になってみて、板倉町に、たとえこの先合併するかどうかも含めて考えたときにおいても、この庁舎がしっかりとあることが、後に例えば館林市の支所になる場合もあるわけでもあったり、その当時そんなことも考えたわけですが、いずれにしてもプレハブも吹けば飛ぶようなちっちゃいものよりも、ある程度のものは必要であるということも含め、その後、議員の協力もありまして、こういった状態で既にもう6年から7年経過したということで、これも私にとっては忘れられない一面であり、これもこれから先、このところの議論でも出ましたが、子供の数が

どんどん減っていく中で、今現在では残して板倉町に一つのよりどころが、例えば館林市になっても、館林支所がここにあり、それが板倉の中に歴然とあるということは間違いではなかったと今時点では思っておりますが、子供がどんどん減って、これのお守り、運営、お守り経費、そういったものを含めたときに、果たしてまたこれも時代の流れが来ると、やっぱりあんなでかいものは要らなかったと言われるかもしれないしとか、いろいろ評価は分かれるものでもあろうということでもありますが、今の時点ではそういった議会の協力もいただいて、そんな思い出もつくりながら、今日まで来られたということでお礼を申し上げたいと思います。

この後は、一町民として当然協力してまいる所存でありますので、小林議長ほか全議員の皆様には、いつも申し上げている二元代表制の責任ある片方、あるいは一方として、高齢化、超高齢化社会、あるいは超人口減少社会、少子化社会、右肩下がり、全体で言えばもう右肩上がりの時代から右肩下がりの時代に完全に突入をしているということで、いつも申し上げる財政等も踏まえながら、きっと現実的提案をしていただけるものということを期待をしながら、協力し合って、ぜひ町民の負託に応えていただきますよう期待を申し上げ、お願いを申し上げ、長い間大変お世話になったことに感謝を申し上げます。

以上、申し上げて、9月定例会の挨拶と。まだ、この後小1か月ありますから、行き会う機会はいろいろ何回もあるわけですが、取りあえず正規のものについては今日が最後ということにもなるということで、合わせて16年掛ける4ですから64回の定例会、その他臨時会を含めて80回くらいになるかな、そのたびに時には声をからし、けんか腰でやったり、町長として品位のないところもあったかもしれませぬし、それが議会の皆さんも熱意があれば、どちらも似たような状況もあったりしまして、それはそれとしていい思い出になるということでもあります。そういう意味では、まだ最後とは言いながら、あと小1か月ありますので、その間よろしくお願いを申し上げまして、特に今回時間を頂戴して、感謝のお礼のご挨拶をさせていただいたところでありませぬ。

大変ありがとうございました。またよろしく申し上げます。失礼します。

○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和6年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時33分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年11月20日

板倉町議会議長 小林 武 雄

①署名議員 尾 澤 将 樹

②署名議員 森 田 義 昭